

第百二十八回国会
衆議院

政治改革に関する調査特別委員会議録 第七号

平成五年十月二十二日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 石井 一君

理事 大島 理森君

理事 野田 毅君

理事 左近 正男君

理事 榎藤 恒夫君

理事 石破 茂君

理事 齊藤斗志二君

理事 自見庄三郎君

理事 津島 雄二君

理事 西岡 武夫君

理事 葉梨 信行君

理事 細田 博之君

理事 村上誠一郎君

理事 秋葉 忠利君

理事 細川 律夫君

理事 江崎 鐵磨君

理事 実川 幸夫君

理事 松沢 成文君

理事 吹田 愷君

理事 石田 祝穂君

理事 日笠 勝之君

理事 田中 甲君

理事 茂木 敏充君

理事 笹木 竜三君

理事 吉田 治君

出席國務大臣

建設大臣 五十嵐広三君

自治大臣 佐藤 観樹君

國務大臣 (内閣官房長官) 武村 正義君

國務大臣 (北海道開発庁長官) 上原 康助君

委員外の出席者

北海道人道開発庁総務監理官 加藤 昭君

自治政務次官 冬柴 鐵三君

自治大臣官房審議官 谷合 靖夫君

自治省行政局長 佐野 徹治君

衆議院法制局第一部長 伊吹 文明君

委員の異動

十月二十二日

辞任

白川 勝彦君

穂積 良行君

増子 輝彦君

補欠選任

村上誠一郎君

七条 明君

金田 英行君

出席政府委員

國務大臣

山花 貞夫君

北海道人道開発庁総務監理官

自治政務次官

自治大臣官房審議官

自治省行政局長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

衆議院法制局第一部長

大島 章宏君

小沢 一郎君

日笠 勝之君

前原 誠司君

築瀬 進君

川端 達夫君

柳田 稔君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

佐藤 泰介君

白沢 三郎君

石田 祝穂君

枝野 幸男君

田中 甲君

吉田 治君

笹木 竜三君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

増子 輝彦君

穂積 良行君

白川 勝彦君

細川 律夫君

松沢 成文君

日笠 勝之君

田中 甲君

前原 誠司君

築瀬 進君

柳田 稔君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

大島 章宏君

宮本 一三君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提出第二号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第三号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第四号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第五号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第六号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第八号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第九号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第十号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第十一号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第十二号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第十三号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第十四号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第十五号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第十六号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第十七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第十八号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第十九号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第二十号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第二十一号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第二十二号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第二十三号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第二十四号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第二十五号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第二十六号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第二十七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第二十八号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第二十九号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第三十号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第三十一号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第三十二号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第三十三号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第三十四号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第三十五号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第三十六号)

を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○石井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

○石井委員長 本日は、特に、河野洋平君外十七名提出の各案について質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。金田英行君。

○金田美委員　今国会で政治改革法案が与野党対決案ということで議論されておりますけれども、この与野党の政治改革法案が着地点を見出すことができるかどうか、このことが国民注目しておるわけでございます。まさに議会制民主主義の真価が問われる、そのような議論だろうと思ひます。

そこで、双方とも棒をのんだような形でかたくなになつてゐては、与野党の成案が得られないと思つておきます。まず自民党にお伺いしますけれども、自民党さんは、小選挙区制が基本であつて比例区がそれを補充するものだというような主張をされておるわけでありますけれども、この小選挙区三百という数にかたくなになりますと、与野党の成案がなかなか得られないではなないかというふうに思つておきます。この三百がてこでも動かないのかどうか、プラス・マイナス、いろいろと妥協の余地があるのかどうか、そこいら辺をまずお伺いしたいと思います。

○鹿野議員　過般來の御議論の中で、いわゆる私どもが今回提案をさせていただいておるものは私どもベストだ、このように考えさせていただいておりまして、あくまでも小選挙区、軸となるところの制度改革でありますから、どうしても、政府側に対しまして、この三百、私どものその他の考え方を御理解をいただきたい、このように考えておるところであります。

○金田(英)委員　てこでも動かないというような

ことであれば与野党の妥結点はなかなか見出せない。もうかたくなに、棒をのんでいるような対応ですと、結局何を議論しているのか、妥協の余地がないということであれば議論の余地がないわけであります。自由民主党としても、与野党の着地点を見出すべく努力を重ねていただきたい、こう申し上げておきたいと思います。

まず、担当の山花担当大臣にお尋ねしますけれども、まさか、のりくらり、のりくらりというところで審議時間を費やしまして、あとは採決野党の自民党の案を聞く必要はないというようなお考えなんでしょうか。何としてでも、山花担当大臣は元、左右、右から左まで多くの党員を抱えてその調整に憂き身をやつしてこられた調整能力抜群の担当大臣でございますので、ここで調整能力を遺憾なく発揮されて、与野党の着地点を何とか見出すべく悩んでおられるのかどうか、そこいら辺をまずお伺いしたいと思います。

○山花國務大臣　これまでの審議の経過、振り返りますと、のりくらりどころか大變充實した審議が行われてきているというように感じています。ところでございます。

そうした意味におきましては、今も自民党案に
 ついて御説明ありましたが、政府といたしまして
 も、これまでの審議の経過というのは、さきの国
 会における大変充実した当時の与野党の議論など
 も踏まえ、そしてその上で、総定数問題につきま
 しても、また選挙区と比例区の配分の問題につま
 しても、そこでの議論をかなり参酌をいたしまし
 して最終的な提案とさせていただきます次第でござ
 います。

この数日來議論ありましたとおり、一つにはあるべき選挙制度をめぐる理念ということも終つて議論が闘わされているわけでありますが、問題点につきましては大体明らかになつてきたのではないかと思つてゐるところでございまして、この配分の問題だけではなく、その他幾つか対立点がございすけれども、政府としては、担当の大臣として、十分これまでの経過を踏まえたものであ

りますのでぜひ御理解をいただきたい、こういう姿勢で今審議に臨んでいるところでございます。

○金田(英)委員 それでは、与野党の対立点が幾つかあるわけでございますけれども、簡単なやつから先に片づけてまいりたいと思います。

七人の学識経験者による区画画定の作業が行われる審議会ないしは委員会というのが提唱されておるわけでございますけれども、それはどこに置くのかということとで与野党に対立がございます。自由民主党は衆議院に置くべきだ、政府案は総理府に置くべきだということが基本的な違いでございますけれども、自民党さんについては、ここ衆議院に置くべきだということにあくまでもこだわられるお考えでしょうか。そこいら辺をまずお聞

きしたいと思います。

○伊吹議員 実はこの選挙制度の改革は、制度としての改革と同時に、小選挙区の区割りをもつてつくるかということは、これはまさに選挙の基本であります。議員一人一人の政治生命にかかわるという表現は私は使いたくありません。むしろ国民の今までの歴史あるいは地域的な状況も考えながら区割りをつくっていくというふうに私は理解したいと思いますが、その場合に、この区割りがある政党の自由とか、ある政党の裁量のもとに置かれるということがあってはならないと私たちは思っています。

したがって、今委員長をお務めである石井先生が我が党におられたときにも、この問題を一緒に、大変詳しく議論をいたしました。その結果我々は、やはり政党政治というものは公権力から独立して自由闊達である、であるがゆえに、その区域割りは一一定の政党あるいは政府の支配下に置かれるものではないという考えで、院に置くべきかということを決定をして、そういう案は実は前回自民党で提出したわけであります。我々はそのときには当時の社会、公明案も同じような構成になっておったのではなかったかと理解いたしております。間違つておれば訂正していただきます。と思います。したがって、我々は、今の院に

置くという考えを変えるつもりはありませんし、ここを変えるということは極めて難しいことだと思います。

あえて敷衍すれば、多分公平な審議会というお話になると思いますが、私も役人をしておりました経験からいって、審議会の運営というものは実際どのような運営がなされているのかということとを考えると、今の規制緩和でも原案を何度か何度か、規制緩和をやっておる審議会の委員長、会長の方から差し戻しがあるというようなことを考えると、実質的にはだれがこれに関与しているかということはおのずから私は明らかになると思いますので、一定の政権政党の支配下に置くということとは私どもは不賛成でございます。

○金田(英)委員 自民党さんはあくまでもこだわるというような御答弁があつたわけでございますけれども、私も実はこれにはこだわらさしていただいた方がいいという考え方を持っているわけであります。

簡単な質問からまずお尋ねいたしますけれども、まず、一票の格差が違憲状態にあった場合にも、それを是正する責任というものが生じますけれども、その責任というのは一体どこにあるのか、内閣にあるのかそれとも衆議院にあるのかという点であります。それについてまず自民党さんに、衆議院にあるのか内閣にあるのか、その点をお尋ねします。

○伊吹議員 それは私は双方にあると思います。しかし、議院内閣制ということを考えれば、その基本はやはり、議員立法になるのかあるいは閣法になるのかという違いはあろうかと思いますが、国会議員すべてにあると私は理解いたしております。

○金田(英)委員 責任がどこにあるのかわからないのかということは、それをやることができるのはだけかということと不可分であります。衆議院の定憲を是正し、あるいは違憲状態を解消することができるのは衆議院のみであります。そのことでその権限をどこに与えるか、責任があるところに委員

会を設置するというのが正しいかと思うんですけれども、山花大臣にお尋ねします。そういった責任はどこにあるんでしょうか。

○山花國務大臣 立法院にあると、こう考えておられます。問題は、裁判でも長年この問題議論されてきましたけれども、そうした流れを踏まえて、そうした考え方については定着をしている、こう申し上げてよろしいのではないかと思っています。

○金田英委員 その責任が立法院にあるとするならば、やはりその責任のあるところにそれを審議する機関を設置することが正しいかと思いません。責任のないところに業務はありません。責任のないところでやることは、それは単なるおせっかいにすぎないのであります。

そうしたことから、この審議機関、区画画定委員会、まさに、ある代議士の顔を思い浮かべながら、ここにこうした顔を思い浮かべながら、あるいは苦虫をつぶした代議士の顔を思い浮かべながら、県地図に色を塗る作業というのは、やはり立法院においてなされるべきだ、立法院の機関として、独立した機関としてなされるべきだ、このことは明らかだと思ふんですが、そのことはそれでよろしいんでしょうか。

○佐藤國務大臣 この区画画定審議会は、委員御承知のように、単なる最初の区割りをつくるだけではなく、十年ごとに行われます国勢調査本調査ごとに、甚だしく、著しく不均衡になった場合にはこれは直す、そういったことも総理大臣に勧告をするようになっておるわけでございます。そういう常設的な内容も持っております。

それから、実際に、これは作業ということになりますと、後で先生から北海道の成り立ちについてお話があるかと思ひますが、かなり昔からの歴史の経過というものを熟知していませんと一本線を引くには大変だということになりますと、今、衆議院というのはそういう機能が完全にあるかどうかということを考えますと、やはり地方自治体ということが、一番わかっているところ

が実務あるいはそういったことを担当しませんと、これは実際とでもできる内容ではないわけでごさいますので、そういった意味で私たちは、客観的な第三者機関、しかも衆議院と参議院の御了解をいただいて人事を決めて、その方々にやはり決めていただくというのは、国民的に見ては客観性、公平性というのが一番明確なのではないかというところで、私たちの方では、法案が政府提出ということもございまして、あわせてこの区画画定審議会も総理府のもとに置く、こういうことにしたわけでございまして。

○金田英委員 だがそういった作業をやるかということは関係ないであります。この際、必要な資料の提出を求め、そのために必要な学識経験者などでありまして、それがそれを遂行しなければならぬのか、それができるのはだれなのか、そういう責任のあるところにこの機関を設置すべきだと考えるわけであります。

自治大臣、先ほどの質問ですが、もし違法状態、一票の重みが違法状態にあるのを解消しなければならぬ責任は、自治大臣、あなたにあるんですか。

○佐藤國務大臣 これは議院の方に基本的に私は責任があると思っております。ただ、過去の経過からいいますと、定数は正を政府提案で出したこともありますが、最近では議員立法が多いということになってきていることも承知をしております。

○金田(英)委員 このことは、国会外に置く、内閣に置くということ、その政府提出法案の中で議論するというようなことになりまして、衆議院の独立性ということから、内部の議員の誕生の母体である選挙区画がどうなっているかということ、外部からいろいろと勧告し、あるいは勧告に基づいた提案が出てくるというようなことになりまして、院としては一から、初めからじつくりと議論せざるを得ないという状況があります。審議効率のことから考えましても、この際、衆議院に

置くべきだ、そのことが内閣とは独立した体裁が整えられる、そのことが院の独立として好ましいというふうな思えてならないのですけれども、その点いかがですか。

それとまた、武村官房長官にお尋ねしますけれども、一票の重みが違法状態にある場合、それを、そういった状態を放置したまま総理の解散を行うというふうなことになりますと、その内閣の解散権、総理の解散権というのは拘束されることになるんじゃないかというふうに思ふわけでありまして、違法状態のまま、内閣が責任があるということであれば、その責任を回避しつつ、知っていますか……

○武村國務大臣 最高裁の判決も、御承知のとおり、三倍以内ということが判決の文書に出ているわけですが、既に三倍を超えておりまして、そのことで違法というふうには断じていないわけでもありまして、おっしゃるよう、今違法状態にあるということではございません。

ただ、御指摘は、少なくとも区画の真剣な議論が始まり、新しい区画ができ上がる前に解散は慎重であるべきではないかという御発言なのかと思ひます。少なくとも衆議院の解散、総理の解散権は内閣に与えられた、憲法に認められておりまして、大変重要な権能でございます。これを制約するものはないという認識でございまして、そのことをもって解散が制約されるという解釈はとりません。御了解をいただきたいと思ひます。

○金田(英)委員 そのようなこと、今官房長官からお話があったように、そういう内閣の解散権を拘束すると思われなくても、若干の疑義が生ずるということが明らかになつたわけでありまして、そのようなこと、内閣の解散権を確保する意味からも、この審議会あるいは委員会に設置すべきである、院に設置すべきであるというふうな思つてやまないわけでありまして、権限のないところに設置される、そういうことはまさにおっしゃるにすぎないのでありまして、政府提案として、まさに国会に設置しないということは内閣

政干渉がましいという配慮はありがたいと思いますが、おきましても、衆議院は立派な大人でございまして、大人の集団でございまして、与野党の調整は、この衆議院に置くという方向で調整していただきたいというふうに思ひます。

時間もありませんので、次の質問に移らさせていただきます。

まず、都道府県別の配分でございまして、格差を限りなく一対一に近づけるとするならば、単純人口割になるところであります。しかし、一票の格差を広げてまでも各都道府県に基數一ずつを配分するという考え方がとられておりますけれども、この考え方はどういふことなのか。まず、その考え方の基本をお尋ねしたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 これは、自民党さんの案もそうなっておりますけれども、いわゆる定数は正のときの国会決議にもございまして、過疎・過密を配慮して定数は決めたなさいということ、著しく国会議員の数が減つてしまふということ、やはり地域の代表権という意味からいっても必ずしも好ましいことではないということもありまして、まず各都道府県に一票を配分をし、そして残りを、残余の議席数を人口に比例をするということ、いわば過疎地域配慮、こういう考え方でございまして。

○金田(英)委員 過疎・過密に配慮した、まさに細川総理の答弁、十四日の本会議の答弁にもありますように、過疎・過密に配慮したがゆえに各都道府県に一ずつ基礎定数を配分したということになっておりますけれども、本来ならば人口比で配分される数を下回つて、この結果配分されることになった都道府県はどこでござるか、お尋ねしたいと思ひます。

〔委員長退席、三原委員長代理着席〕

○佐藤國務大臣 北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡でございまして。

○金田(英)委員 以上の九都道府県であります。

か。この九都道府県、実に人口過密地帯がほとんどでございます。しかし、北海道だけは四十七都道府県の中で最低の人口密度、一平方キロ七十二人の人口密度を持っているところでありまして、皆さんがお考えであった、考え方の基本として据えた過疎・過密に配慮するという考え方とは裏腹の結果になっていないではありませんか。十一人、北海道では人口比で配分されるべきところ、基数定数、過疎・過密の調整をした結果、ふえるどころかむしろマイナスになっているということは、目的とその結果が逆になっていることではありませんか。

○佐藤国務大臣 結果がそういうふうになっていることは委員御指摘のとおりでございますけれども、このような各県に一名ずつ配分をしたときに、過疎というよりは人口が多いところが割を食う。今申し上げました九県というのは皆人口が多いところでございます。

北海道が過疎かどうか。密度につきましても、大体国土の二割を占めているわけでございますから御指摘のとおりでございますが、平成二年の人口が五百六十四万、それから昭和六十一年の人口が五百六十八万ということで、人口そのものはそう減っているわけではない。札幌に極集中ということで地域の他のところで過疎になっておることは私も承知しておりますけれども、人口そのものは北海道という意味ではそう減っているわけではないわけでございます。私たちはその意味で、確かに減ることは事実でございますけれども、いわゆる過疎地域を配慮するという意味において、それは結果的にそういうことになるということだと思っております。

○金田(英)委員 過疎・過密に配慮したというふうには言いつつ、実際の結果は、人口の多いところから上から九つの県から引っぱがして、人口の少ないところに単に配分しただけにすぎないのではありませんか、こういうことが過疎・過密の配慮になるということにはならないのであります。どこがおかしいということはお感じになりませんか。

○佐藤国務大臣 実はあの国会決議に参画をした者の一人として、過疎・過密に配慮してという言葉で書いてございます。しかしそのときの議論は、むしろ過密よりは過疎を配慮してというのが実は裏に書いてある中身でございます。委員御指摘のように、文面上いえば確かにそうだと思うのであります。過密のところの東京をどうするということ、大阪をどうする、愛知をどうするとかはございまして、実際は、あのときの合意に加わった者の一人からいえば、実際には過疎にもう少し配慮してあげないかと議員数が激減してしまふのじゃないかと、中身でございまして、その辺はひとつ御理解をいただきたいと存じます。

(三原委員長代理退席、委員長着席)
○金田(英)委員 言っていることとやっていることが全く逆だということでありまして、

ここで上原北海道開発庁長官にお尋ねいたしますけれども、おたくの選挙区、沖縄は、人口割では二名配分されるべきところ、基数配分の結果、三つとなっております。まさにおめでとうございします。

本会議でわざわざ北海道のために頑張りますと壇上で絶叫されたお姿が極めて印象的でございますが、北海道は人口割では十一となるべきところを、基数配分の結果不利に扱われ、十となっております。

ところで、北海道は過去、県が三つに分かれていた時代があったということを御存じでしょうか。

○上原国務大臣 お答えさせていただきますが、前段のお尋ねは今自治大臣からお答えのあったとおりで、この政治改革法案の制度あるいは定数配分の基本にかかわることでありまして、幾分御疑念やまた問題点があることは、私はそう深くは勉強しておりませんが、北海道開発庁長官という立場では大変理解をしている一人でございます。後段の、北海道に過去三県の時代があったことを承知しておるかというお尋ねですが、明治十五

年二月の開拓使廃止から明治十九年一月の北海道庁設置までの間、北海道に函館、札幌、根室の三県が設置されておったということを承知をいたしております。

○金田(英)委員 明治十四年には福井県が新しく誕生してございます。また、翌々の明治十六年には富山県が誕生してございます。そういったことで、各県の割り振り、都道府県ということがとくく言われておりますけれども、極めて安定した形のものというふうに思われがちですけれども、地方自治にお詳しい武村官房長官にお尋ねいたしますと思うのですが、近ごろ都道府県の割り振り、これから地方自治が見直され、あるいは中央の権限を地方に、受け皿として権限を移譲していかなくてはならない時代、そういったことを踏まえて、これからの新しい日本として地方自治の、地方の区画のあり方というのは、今の現状の都道府県の四十七の割り振りによって固定してよろしいものかどうか。その点についてのお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

○武村国務大臣 大変お答えが難しゅうございしますが、都道府県制度も、もう今お話しのように百年、百十年たっておりますので、かなり深く国民の意識の中に定着してきた制度でございます。でありますから、国の選挙制度を考えますときには、全国一本の場合はともかく、地域割りということを前提にいたしますと、どうしても都道府県が基本にならざるを得ない。国民の意識に対応したこれは常識的な判断であろうかと思っております。

将来、日本の地方自治がどうあるべきか、行革審でも議論がなされてまいりましたし、地方分権の議論はこれから国会の中でもますます意欲的に議論がなされると思っておりますが、道州制とか連邦国家とかいろいろ大胆な発想もございしますし、小選挙区の単位と市町村の単位を将来は一本にしてもいいんじゃないかという提案もございしますし、等々出ておられます。市町村、都道府県の区域を見直すような積極的な地方分権の議論も始まっております。

政府としては、まだ何らこのことに対してはコメントする立場ではありませんが、そういう意味では、今御指摘のような区割りの問題と地方自治の行政区域といえますか、この問題と、大いに将来は絡まってくる可能性があるというふうに私は認識をいたします。

○金田(英)委員 平安時代に五畿七道という行政区割りがございました。畿内というのは天子様が住むところということで、五つの国に分かれ、七つの道が置かれておったわけでありまして。九州は八つの国で、西海道と呼ばれておりました。まさに四国は南海道という国で、当時は六つの国が置かれておりました。東海道あるいは北陸道、山陽道という地域が道として置かれていたわけでありまして。道と県との概念というのは、県よりも道の概念が上位概念であるというふうに私は考えております。

時間があるまい先に進みますけれども、今北海道分県論が、北海道の中に燎原の火というとなれなんですが、もう少し細かな行政をやるためには、北海道を三つないし四つの県に割ろうじゃないかという運動が展開されております。高校野球であつても、広い北海道は南北二つのチームが出場することができるのであります。やはりそういった荒々しくデッサンすることは、それはそれなりでよろしいんですけども、しかし展覧会に出すためには、もう少し細かな小筆を使つた、配慮が行き届いた、そういうようなことがなければならぬ、そういう作品に仕上げる必要なんじゃないか、荒々しく、粗削りなままでもいいというわけには私はいかないと思っております。

そういった点で、時間があるまい先に進みますので、油絵が得意な五十嵐建設大臣にお尋ねしますけれども、こういう荒々しいデッサンのままで細かいところに気が使われていない、そういった今回の府案についていかがお考えでしょうか。

○五十嵐国務大臣 お答え申し上げます。

○金田(英)委員　時間がありませんので、質問足りないので、また後の時間をとっていただければというふうに思います。

最後に、本日の報道によりますと、官邸の方から、二百七十五と二百二十五という妥協案を提示したというふうに伝えられておりますけれどもそれは真実でございましょうか、武村官房長官にお尋ねしたいと思います。二百七十五と二百二十五という妥協案が出されたということです。

私は、政治改革委員会は、海部内閣のときに政治改革の問題について委員の一人としていろいろな勉強いたしましたけれども、宮澤内閣のときにはほかの委員会に属しておりました。今回再び政治改革委員会に属することになったわけですが、今回のいろいろな審議を聞いておりますと、非常に友情にあふれるエールの交換がたくさんございまして。百七時間、一生懸命議論をしてきたその一つの成果だというふうに思いますし、真摯な議論が重ねられたということ、さらにそれが国会の活性化にもつながった面があるということで評価していいことだと思ふのですけれども、残念ながら外側にいる人間にはなかなかわかりにくいという欠陥も、事によったらあるのじゃないか、そんな気がいたします。

私も、新たにこの委員会に所属して議論をするに当たって、その百七時間、綿密にノートをとりながら例えば傍聴していれば恐らくこんなことにはならなかったのかも知れませんが、しかし、本の意味で、その反省も込めて申し上げますと

七月の選挙において、選挙制度をどういふふうに変えていくのか、選挙制度だけではなく、い点までも、例えばデューベント型の討論が行われ各候補者が自分の信ずる選挙制度について十分な説明をし、そしてその長所や短所が十分理解された上で、それではこの選挙制度がいからというふうな形で有権者が投票したということでもございせん。今回の総選挙は、どちらかというと自民党政権に対して非自民党政権といったような形あるいは金権腐敗の問題、そういったことが中心ではありましたが、問題は、政治的な論点というよりはどちらかというとイメージが先行したような形の選挙になった、そういうふうに私は感じております。

ですから、この今回の政治改革特別委員会の議論の中で私が改めて問題提起をしたいのは、そういった国民の側、市民あるいは有権者の側の理解と国会の中のさまざまな理解や議論といったものを何とかがもうちょっと近づけることはできないのか、そういった視点から何点を質問をさせていただきたいと思います。

実は私は、それをもう少し極端な形で申し上げますと、選挙制度を變へるに当たっては、確かに私たちが政治家にとつてもこれは大事な問題なんですからけれども、それ以上にやはり選挙権を行使する有権者一人一人、市民一人一人の意思というものをもつともつと尊重されるべきではないか、常々そういうふうと考えております。その点をまづえて強調しながら質問をさせていただきたいと思

第二点ですけれども、実はこの点についても何人かの委員の方が既に触れられておりますが、海部内閣のときの政府案、それから宮澤内閣のときの自民党案、そして今回の自民党案、内閣がかわるたびに自民党案の内容が変わってきております。それはそれなりに理由があるのだらうと思えます。あるいは少し挑発をするためにちよつと悪口を言わせていただければ、自民党は腰が定まっていけないので、あるいは自分たちの案に自信がどつともないから、国会がかわるたびに別の案を出して、どつちかうまい方向で通ればいいのじやないか、そんな腰の定まらない法案の出し方をしているのだというような解釈も、これはあながち牽強付会とも言えないのじやないか、そういった視点もあると思います。（発言する者あり）社会党はどつうなんだという声がありましたけれども、これははた今自民党についての態度を伺っているもので、私は今自民党についての態度は、自民党の方々が虚実相まぜてかなり厳しい批判をされておりますので、この際はあえて社会党に対する批判は、党内できちんとしておりますので、自民党に対する考え方というところで、自民党の態度を明確にお示しいただきたい。

事によったら、それができなければ、それには
らに厳しく今度は世論が迫及することになると思
いますので、まず海部内閣から始まって、最初は
並立制、單純小選挙区制、それがだめだとまたも
とに戻ってしまった。もとに戻っていけばどんな
んいいということになれば、海部内閣以前の中選
挙区制を持ち出した方がもとと通過の可能性がと
えるのではないか、そんなことまで考えてしまっ
人もいるかもしれません。とりあえず、なぜこう
いう変化が起こったのか、どういう理由でこうい
うふうに各国会ごとに違った案が出てくるのか
その辺を單純明快に、しかも説得力を持って説明
していただきたいと思います。

○鹿野議員 基本的には我が党は、腰が定まっ
ていないというお話でございましたけれども、腰は

きちつと定まっております。それは何かと申しますと、その基本は、あくまでも小選挙区主体の制度改革ということでありま。

今お触れいただきました、平成元年に我が党といたしまして政治改革大綱を策定いたしました。そのときには、いわゆるその小選挙区を主体とした中で、比例も加味することも検討しよう、こういうような考え方で比例を加味した案を提出をいたしましたわけ、考え方を示したということでありました。しかし、諸事情から廃案になりました。宮澤内閣時におきましては、さらに、なぜその制度改革をやるのかということをもっと明確にしていこう、そして、いわゆるもっと緊張ある一つの政治の仕組みというものをつくっていかねばならないのではないかと、そして、より国民の人たちになぜ改革をやるかということを示すこととするということになります。やはり政権を選択するという制度改革でありました。そこは小選挙区にするところの意義というものをより明確にしつつ、その中でいろいろと議論を展開していくことが、国民の人たちにより御理解をいただく、その制度改革というふうな意味を理解をしていただくというふうな考え方に立ちまして、単純小選挙区制というふうな考え方を示したわけでありま。

しかし、この宮澤内閣当時におけるところの政治改革も、これは解散で廃案になってしまった。このような中で、今回、今日のいわゆる我が党といたしまして政治改革実現に対する意欲等々も含めて総合的に勘案をいたしまして、今回の案を三たび提出をさせていただいた、こういうこととあります。

○秋葉委員 どうも、単純というのは何となく満たしたようなのですが、明快というところがいま一つわかりにくい。

だから、現実としてそういう案が出てきたということはわかります。しかし、原則として今お述べになったことは、一つは、あくまでも小選挙区制が中心なのだとおっしゃる。小選挙区制が

中心であれば、最初から小選挙区制を出せばいいじゃないですか。それが、最初に出てきたのが並立制、それは比例代表を加味する、加味する理由が全くわからない。では、どういう理由で一番最初に出してきた案で比例代表制を加味していったのか。それで、その加味した理由というものが恐らくあるはずなんです。今おっしゃいませんでしたから、わかりません。その理由を伺った上で、今度は、ではそういった理由があったにもかかわらず、それを落として、宮澤内閣のときには単純小選挙区制で民意を問うということにしたのか。その辺、比例代表制というのはどういう理由で加味されたのですか。

○鹿野議員 基本的には、私どもの政治改革大綱というふうなものをつくらせていただいたときには、先ほども申し上げましたとおり、いわゆる加味することも検討する、こういうことで、その内容は御案内のとおりであります。いわゆる比例を導入する意味というふうなものは、いわゆる民意を反映する、多様な民意を反映するというふうな意味も、その中にはすぐれた面もあるわけでありま。それから、そういうふうなものもやはり導入していくべきではないだろうか、こういうふうな考え方で、海部内閣当時は加味をするということを決めたわけでありま。

しかし、単純小選挙区、宮澤内閣時におきましては、よりもっと、なぜその制度改革をするのか、小選挙区にするのかというふうなことをより明確にやはりあらわしていく。その意義は何かといえ、政権交代可能ないわゆる二大政党志向のそういうふうな制度改革というふうなものじゃないか、このことをより国民の人たちに理解をしてもらう必要がある、こういうふうな考え方で単純小選挙区制を出させていたのだ、こういうこととあります。

今回は、そういう中で二度廃案になってしまった過去の経緯も含めまして、政治改革をやらなければならぬというふうなことはまさしくこれは天の声だということもございまして、より実現を

するというふうなことも含めて、政治は妥協でありますから、そういうふうな総合的な勘案というふうなことの中から出させていたのだということとであります。

○秋葉委員 そうしますと、今の御発言を私なりに整理いたしますと、自民党は、あくまでも小選挙区制度が一番いいと思っている、しかしながら、それでは民意が必ずしも十分に反映されない、その欠陥は認める、それを是正するために比例代表を加えてもいいけれども、しかしながら、まだまだ小選挙区制をなぜ自民党が提案するのか理由がよくわからないから、小選挙区制を強調したけれども、最終的にそれだけではやはり国会を通らない、世論の支持も受けれない、だから妥協として比例代表制を加味したものとものに反して今回提案しているというふうに理解いたしますけれども、そんな要約でよろしいのでしょうか。ちよつと意地悪な見方が入っているかもしれないが、大体そういう要約の仕方ではよろしいわけですね。

○鹿野議員 あくまでも私どもの考え方は、小選挙区を主体とした制度改革ということでありまして、そのような中で、いわゆる総合的に判断をして今回提出させていただいた、このことだけは明確に申し上げておきます。

○秋葉委員 そうしますと、自民党の方々は、我々社会党所属の閣僚に対して非常に手厳しい、しかも虚実まぜたような感じに私には聞こえるのですが、批判をなさっています。その論点は何かという、一方においてはきちんとした原理原則がありながら妥協をしていることがけしからぬというのを皆さんおっしゃっているわけじゃないですか。

しかし、今の話を聞いてみると、自民党が党の命運をかけて、内閣を幾つもつぶしてまで提出しているこの非常に重要な法案も、やはりこれは妥協じゃないですか。妥協をするという点では、全く私は恥ずべきところはないと思います。妥協というの、やはり現実に根差したある意味での賢

明な選択を行う、そういう意思の表明ですし、それを行動に移していることです。妥協にも、いい妥協もあるし悪い妥協もあるけれども、少なくともその努力をしているということに対して、あえて非常に社会党バッシングだけに焦点を当てたような言辭を弄するというのは、これはちよつと理解しにくいところがある。しかも、ここにいらつしたことをなさるというのは、やはりこれは、自民党のこれまでの伝統とか自民党の知的なレベルとか、そういったところからも少々問題があるのじゃないでしょうか。

ということを申し上げておいて、それでは、これは選挙制度の話ですから、先に進めたいのですけれども、小選挙区制、これがあくまでも中心だというふうにおっしゃった。そういたしますと、並立制というのは妥協だ。妥協にもいろいろありまして、比例を少々入れるというのが、これは比例を一にして残りを全部小選挙区というの、一つの妥協でしょうけれども、現在のところでは三百対百七十一というところで自民党案はできているわけですね。例えばこれが比例の方が百ぐらいになつても、恐らく皆さんの方では妥協の範囲だというふうな考えられていらつしやるのでしようけれども、一体、ではどのぐらいのところ、百七十一が例えば二百になる、比例のところは二百になるといふような妥協の仕方ももちろんあるわけですね。けれども、もつと極端なことを言いますと、小選挙区がゼロで比例の方が四百七十一というの、これはまた一つの妥協です。妥協の可能性です。恐らくそれはのまれないでしよければ、現在の時点で、これは許容できるところと、絶対許容できないところ、皆さんの可能性があるわけですが、自民党の皆さんは一体どの辺をぎりぎりの妥協点というふうにお考えになつていらつしやるのか。

つまり、小選挙区制というものをあくまでも中心に据えるんだというふうに考えますと、これは単純に考えると、四百七十一の少なくとも半分ぐ

らしい、ですから二百三十六、それは小選挙区にしないでどうしてもだめなんだ、それが崩れて二百三十五になった時点では、もう絶対にこれは許容できないんだということは一つの可能性として考えられると思うんですが、事実、そこまでだったら何とかなるのんで我慢をするというようなことをお考えになっているのか、党の中の雰囲気として、そういうものがあるのかどうか、あるいはそういう点について十分な議論をされたのかどうか、ぜひ伺いたいと思います。

○伊吹議員 今の御質問は、まことに微妙なことを含んでいると思いますが、我々は、あくまで小選挙区を基本とした案を出してやるわけで、先ほど来我が方の鹿野議員が申し上げましたように、それは、そのときそのときの政治情勢を考えながら、最初は、海部内閣のときは、全国単位の二票制の比例を入れれば社会党を初めとするその他の政党が乗ってくださるんじゃないかということも、これ考えたと思うんですね。しかし、それは、社会党はその当時中選挙区制ということをや非常に強く主張されて、我が党の中にもいろんな意見があつて、まとまらなかった。

そして、二度目に社会党、公明党は御一緒にあって併用制をお出しになった。それであれば、こちらが妥協ということを図らずに自分たちの原理原則を正面に出してやっていこうということとして、単純小選挙区を出した。

そして、今回、前回の総選挙あるいは国会のことをお互いに反省をしながら並立制という枠をつくったわけですが、それは、申し上げているように、あくまで小選挙区を基本として、そして、先ほど先生まさにおっしゃったこと、私も、私の家内に言われました、いろいろここで議論をしているんだけれども、民意の集約的反映なんという言葉は我々にはわからないと言われました。だから、あえて言えば、ばらばらに民意を国会へ持つてくるということではなかなか過半数という形で内閣を指名しにくいから、過半数を、国会で過半数で決められるように、ばらばらの民意をでき

ば選挙の段階で多数決で決めて一人に絞ってくださいというものが小選挙区だと思いますが、その原則が比例の部分によって崩れるということは、やはり困るわけですね。ですから、我々は、四百七十一で三百対百七十一をお願いいたしておりますけれども、私は、あえて言えば、百七十一の部分には少なれば少ないほうがいいと思っております。そして、ちよつと先生、失礼ですが、先ほど先生がおっしゃったことに敷衍して申せば、我々は、現実問題として、現状を見ながら、自民党の基本哲学はあるけれども、しかし、現実と妥協しながら変えてきた、党として変えてきたということであつて、それは妥協であることは私は認めます。

社会党バッシングをしているかどうかは別として、今問題になっているのは、社会党としての立場と国会議員としての立場と政権政党の一員としての立場が違ふということ、これは妥協じゃないんです。これはまさに信念を売っているながらポストをとつたという話なんです。だから、そのことを問題にしているわけなんです。もしあえて言うなら、公明党の石田委員長のような御答弁をなされれば問題はすべて解決するんですよ。石田委員長は何とおっしゃったかといつたら、公明党がまさに変わったんです、こうおっしゃったんですよ。それでいいんですよ。だから、我々も、そのときそのときの状況に合わせて変えているんですよ。問題は、社会党は変わっていないだけども、おれは閣僚として変わったとおっしゃるところに問題があるんです。だから、これは妥協とかという範疇の問題ではなくて、政治家の信念の問題だと私は思いますよ。

○秋葉委員 今のお話ですけれども、実は選挙制度の話ですから、余り妥協のところに時間を使いたくないんですが、実は僕は……(伊吹議員「あなたがおっしゃったから」と呼ぶ)いや、ですから、それはお聞きいただければ、反省の気持ちを持ってお聞きいただければよかつた話なんで、一言申し上げますけれども、要するに、片方は信

念の話にして片方は妥協の話にして、自分たちがやっていることは何でもいいたければ、おまえたちのやっていることは悪いという、要するにそういうレベルの論理じゃないですか。

要するに、党の内側、外側という話は、これはどの箱の中で議論をするかということですから、余り関係ないんです。要するに、普遍的な議論の場を定めて、その中でもよく原則があり、その原則に対して、現実をならみ合わせてのぐらいい議論かというのが妥協の話なんです。だから、両方とも同じ、論理的には全く同じ構造を持っているんです。そのところ、だから、より高い目的のためにある程度自分の原則を曲げるということ、これはどちらも同じパターンで起こっていることです。だから、伊吹さんが今おっしゃったようなことで申し上げれば、私がここで質問していることも、じゃ、それは石田公明委員長をかりて、そういつたパターンで申し上げれば、別に、小選挙区があくまで望ましいんだ、妥協として並立制をとっているなんて言わないで、自民党は並立制を出しているときにはそれが最善だと思つて出しているんですよ。私は、私はいさう文句は言いません。それと全く同じレベルの話です。だから、論理的な、論理性はきちんと整理をした上でお話しいただかないと、これは議論がごちゃごちゃになりますから。

実は、詭弁とかデマゴーグというのは、そういうのは非常にうまくお使いになる。確かに、我々は政治家として日が浅いから、そういう自分たちの点を説得力を持って発言をするというところでは自民党の皆さんは非常にたけていらっしゃる。それがすべて真実と結びついていけば問題はないんですけども、そうでない場合も間々あるということが実は非常に問題じゃないんでしょうか。

これは置いておいて、それでは、その先に行かせていただきます。そうすると、あくまでも小選挙区制が望ましい、そして小選挙区制を通すためには少数意見の

切り捨てもあえて辞さないということをおっしゃっているわけですが、そのところで、では小選挙区制、これまで、例えばこの委員会でも、あるいはマスコミを通してさまざまな意見の開陳といったものを見たり聞いたり、読んだりして、小選挙区制はすばらしいという意見はいろいろなところよく伺いました。しかし、百七時間も議論されたわけですから、当然小選挙区制の欠陥についても自民党の皆さん十分御存じの上で議論をなさっているはずですよ。そういった欠陥を、あるいは短所を補つて余りあるからこそ、この制度を主張なさっているんだと思ひますけれども、私も、その小選挙区制の短所については幾つか具体的に、自分の体験もあわせて知っているつもりですけれども、大体自民党としては、どういう基本的な欠陥が小選挙区制にあるのか、あるいはこれまでも小選挙区制によって選挙を行つてきた国々あるいはそれ以外のところもあるかもしれないが、そういった経験を踏まえて一体どういふ問題点があるのか、とりあえず幾つか重要な問題点を挙げていただければと思います。

○伊吹議員 秋葉さん、もうよく御存じですべて御質問になつていて私は思ひますが、すべての選挙制度は、私は完全無欠なものはないと思ひます。長所もあれば短所もあると思ひます。ですから、我々は、今の政治情勢、これからの日本を考えた場合には、小選挙区制というものはほとんど短所はないと考えて提案している。だから、あえて言えば、秋葉さんがおっしゃるの、少数意見が代表を送れないということが短所だといふふうにおっしゃると思ひますが、それは私は短所だと考えていないんです。むしろ、比較少数の人たちは選挙区で多数決が働いて代表が送れずに、比較多数の人が代表を送れるということによって、衆議院が強力な内閣を選べるということがメリットだと考えているわけです。

私は閣僚としての立場と自分の信念を使い分けるほど器用ではありませんが、私個人の意見を言うことを許していただければ、これは有権者とそれ

から候補者の相互関係が決まってしまうかもしれませんが、将来二大政党という形になった場合には、五〇％以上の票をとらなければ当選できない。そのときに有権者の選択が、その候補者が国会で国のため、外交、内政のために一番ふさわしい人だと思つて選んでくれるかどうかという問題か。もしそうでなければ、五％をとるためには大変な苦勞を、ある面では信念を曲げねばならないというところではないか。これが、私が一番恐れている小選挙区の欠陥であります。

○秋葉委員 時間がありますので手短かに答えていたが、それ以外の幾つかの基本的な欠陥、制度そのものでも結構です。私が前にも申し上げたように、具体的にこれを使つて選挙をやっている国々で生じている問題というところ、もしほかにも重要な欠陥だ、あるいは問題だという点があったらぜひ指摘していただきたい。短くお願いできれば大変ありがたいと思います。

○伊吹議員 私どもは、衆議院の特性からいって、衆議院がしっかりと政府を選べるというその大目的のためには、のみ込んでいける程度の欠陥というか、のみ込んでいかねばならないポイントはあると思いますが、それは短所だとか欠陥だとは思っておりません。もし秋葉さんの方に、おれはこういうところが欠陥だと思つておられるならば、御指摘をいただければお答えをいたしたいと思います。

○秋葉委員 済みません、百七時間も議論されているんですから、その制度についてやはりそれは長所、それから短所、両方きちんと、それは伊吹さんが熱意を持って何とかこの小選挙区制をやろうといった態度は非常に伝わってくるのですが、それはその一方の態度であつて、やはり小選挙区制に反対している人もいろいろいるわけですから、小選挙区制に反対をしている人たちに説得力を持つような議論をしなくてはいいけない。そのためにはやはり客観性を持って、自分の思いとは別に、歴史を顧みて、あるいは具体的にデータ

を集めて議論をすることが必要なんじゃないでしょうか。

僕は、百七時間もやっているんですから、そういう事実関係についての詰めというのはまず最初に行つた上で、事実に基づく議論が行われたというふうな信じておりました。今のお答えを聞いて、どうも何か仲よしクラブとして自分たちの思ひのたけはお互いに交換をして、厚き友情は生まれたかもしれないけれども、事によつたら事実の面で本当にちゃんとした詰めが行われているのかどうか疑問に思いました。それから、私の質問の要項をまとめたメモがありますが、そこにも二つ欠点を挙げておきました。それもお読みいただけていなかったのかと思つてとちよつと悲しい気がいたしますが、けさのことですから、とりあえず二つだけ申し上げます。

これは、アメリカは歴史的に下院議員の選挙は小選挙区制でやっております。それは御存じのとおりだと思います。アメリカの選挙制度は必ずしもうまく動いているというふうには考えられておりません。事実一九六〇年代に起こつたアメリカの公民権法の非常に大きな運動というのは、まさにアメリカにおける選挙制度に一大欠陥がある、というところに起因しているわけですから、どういふふうに歴史をねじ曲けても、アメリカの選挙制度が世界的に理想的なものであつたということは言えないと思います。

そのことは、実は下院議員の選挙、これに関しても非常に明瞭に出ております。こんなことはもう百七時間も御議論なさつたわけですから当然データとして御存じだと思つて、あえて議事録に残すという意味で、そしてより広い有権者の注意を喚起するという意味で申し上げますと、小選挙区制というのは、少なくともアメリカにおいてこれまで使われてきた選挙の制度として考えると、非常に現職に有利な制度になつております。そのことは何回か指摘されておりますけれども、しかしながら、それもやはり事実に沿つて、具体的にデータをそろえて考えるべきだと思つています。

ですから、データを申し上げます。一九五〇年から一九八八年まで、この間三十八年間で、すけれども、端と端に選挙があります。二年に一度アメリカでは下院議員の選挙が行われている。ですから、この間二十回の選挙が行われました。その二十回の選挙における現職の当選率というのを平均をとつてみますと、九二・六％です。単純化するために九三％と申し上げておきます。現職がとまかく出ればほとんど落ちないというのが小選挙区制度です。

それから一九八八年、これは単年度でだけれども、その数字では実に九八％。現職の当選率というのは九八％なんです。(発言する者あり)いや、入れかわりとは関係ありません。これは現職が立つた際にそのうちの何人が当選するという話ですから、それは全く異なつたデータです。

それで、それと同時に、ではその件についてのあれも申し上げても、下院議員全体の中で再選された議員がどのくらいいるかという率も、これは大体、これは平均をとつていませんけれども、七割、八割台ですとアメリカの政治は動いてきております。

ですから、そういう意味では現職の再選率が異常に高い、あるいは現職が立てばまず落選することはない選挙制度なんだということは、私はこれは一つの非常に大きな欠陥だと思つています。

欠陥というのは、私は民意を反映するというところに基本を置いているわけ、これが実は逆に、だから安定しているんだという議論も確かにできますけれども、こういう議論はなされたのか、そして、これはどう異常に高い現職の再選率に對して、一体これをどういふふうな解釈して、それを乗り越えるようなメリットがあるから小選挙区制を推進しているんだとお考えになつておられるのか、その点をぜひお聞かせいただきたい。

○伊吹議員 私は、秋葉さんが出してくだつたものもきのういたしています。けさお出しになつたのじやなくて、御親切にきのうきつちり読ませていただいておりますから、これもきつちり読ませて

いただいています。ここにお書きになつたことは私は欠陥だとは思つておりませんが、欠陥と思つていられるよりも、こういうことが本当に起こるのかというのを私は実は考えたのです。だから、あなたが欠陥として挙げたことを私は欠陥と思わなかつたから御答弁をしなかつた。

今おつしやつたアメリカの例は、これはもうアメリカに長くおられたから私があえて敷衍するまでもありませんが、アメリカは政権の選択は巨大な小選挙区である大統領選挙によつて行われているのです。そして、小選挙区で行われる下院の選挙というものは、これは大統領に對するチェック機能としての立法府を選ぶために行われているのです。

我々の持っているシステムというのは、どちらかというとイギリスのシステムに非常に近いという解釈をしていいと思つています。英国には私も四年ばかり住んでおりましたが、英国ではかなりの程度の小選挙区における議席の移動がありまふ。そして現職の移動ももちろんですが、今お挙げになつた九十何％というその率が、議員そのもののなか、共和党と民主党という党派のなか、これも私は非常に問題だと思つていますが、イギリスでは現に保守党とそして労働党、今労働党はもはや政権はとれないのではないかとイギリスでは言われていますが、その政党がお互いに切磋琢磨をしながら政権を交代してきたということもこれもまた事実なんです。

そういう形で、ばらばらの民意を持つてこずで、民意を選挙の段階で一つにまとめて持つてきて、その持つてきた人が代表となつて政権を選んでいくというシステムが非常にいいと私は思つていられるので、今のアメリカの例をお挙げになつて欠陥だと言つるのは、私はどうも納得はできません。

○秋葉委員 それは納得ができないという御意見を持たれるのは結構なんです。法案を出されているのは、小選挙区制がいいというふうな主張されているのは、伊吹さんを初めとする自民党の方

なんですから、疑問に対してはやはり説得力のある、しかも理由をきちんとつけた説明をしていただかないと、何も知らない側からすれば、私は知らないところから一生懸命勉強して少しは知識がふえましたけれども、でも、やはりその立証義務といいますが、というのは提案をする側にあるんじゃないでしょうか。ですから、その側で、私はこういうふうに着信していますから説明しないといふんですという態度は、少々厳しい言葉を申し上げれば、無責任きわまりない。

アメリカの問題を、私はアメリカの現状を申し上げました。それに対して、そういうことが起こらないというのであれば、例えばアメリカと日本はこういうところが違うからこうなんだという説明をしていただかないと、全く説明にならない。大統領制とそれから議院内閣制との違いがあるからとおっしゃいましたけれども、じゃ、その違いがどういうふう具体的にあらわれて日本ではアメリカのようなことが起こらないと考えていらつしやるのか、そこをきちんと言っていただかないと説明には全くなっておきません。

それから、アメリカの政治で基本的に、これは恐らく意図しないでおっしゃったことだと思えますけれども、大統領のチェック機能としての立法だというふうにおっしゃいました。それは根本的に間違っています。大統領は行政をつかさどっているのです。立法の責任はアメリカでは議会にあるのです。立法というのは、やはり立法が政治を動かしているわけですから、基本というのはやはり議会にあるというのがアメリカの民主主義の政治に対する考え方でもあります。ですから、実際にそれがどの程度シフトしているかということは別として、やはり下院議員の役割というのは非常にアメリカにおいては大事です。日本の衆議院議員よりは恐らくアメリカの下院議員の方が、そういう意味では政治的な影響力というのがあると思いますし、個人個人の力というものがやはり大きく発揮できる場というところでは、アメリカ国民のその尊敬を勝ち得ているということも言える

のじゃないかと思えます。

それで、アメリカでなぜ現職が圧倒的に強いのかという、これは分析はいろんな人がやっていますけれども、一つは利益誘導型の政治が行われているということですが、これは日本も全く違いはありません。連邦政府の金を各地方地方に持つてくる、その役割をやはり下院議員が中心になって担っているというのがその理由の一つです。

それからもう一つは、やはりこれは知名度の問題です。一つの地区から選ばれる下院議員というのは一人なんです。しかも、となくどういふ公式な場でもあるのはマスコミに登場する際にも、コングレスマン・ケネディとかそういうような形で、その一人の現職が圧倒的な知名度を得ることができる。それが、その二つが主な原因だといふに言われています。

日本においても、議院内閣制であっても、その利益誘導型ということと、それから、マスコミを通してあるいはその場での圧倒的な知名度、これは英語で言うところのエクスポージャーということですが、要するにいろいろな人と接する場が物すごく多いということ。このことは変わりません。ですから、それは制度、大統領制だから、議院内閣制だからと言ったところで説明がつくことによつてこれが起こっているのではないというのが一般的な理解の仕方なんです。ですから、あえてそういう現職の有利さということをやはり織り込んだ上での説明じゃないと、私は説得力がないと思えます。

それともう一つ、日本にとって非常にこれは問題だと私は思っておりますけれども、ここにいらつしやる方々のうちのかんりの部分もいわゆる世襲議員と言われる方ですから、私は個人的に世襲をされた方に恨みつらみがあつてこれを申しているわけではございませんが、要するに原理原則の問題としてやはりこれは非常に大事な問題だと思えますから、あえて非礼を省みず問題提起をさせていただきますけれども、私が教えております広島修道大学の市川太一という、これは法学部の

教授がおります。彼が非常に労作を書きました。

「世襲」代議士の研究」という本を書きましたけれども、その中に報告されている例ですと、世襲議員というのはいわゆる二世、三世だけではなくて、自分の奥さんのお父さんが政治家であつたとか、そういうような方々も含めて世襲議員といふ言い方を使っているわけですが、その私の同僚の市川教授の調査によりますと、これは選挙前の自民党の勢力ですけれども、実に自民党議員の中の五〇%以上が世襲議員であつたということが調査の結果わかつております。もちろんほかの党にもそれなりの、当時、解散前の社会党も委員長、書記長は世襲議員だつたわけですから、それは何も自民党に限られたことではありません。日本政治全般についての問題提起としてお聞きいただければいいと思うのですけれども、今の現職が圧倒的に有利な小選挙区制ということでは考えますと、そうすると、一度当選してしまえば、現職が出たいと言っている限りずっと出られるわけですよ。それで当選する可能性が九〇%以上ある。まず落ちない。

じゃ、どういふところでそれでは議員の交代が起こるかという、本人がやめると言うか、あるいは本人が何らかの理由で亡くなるといった場合しか考えられないわけですよ。亡くなった場合には世襲といふことで息子がその血筋を引いた人になる地位が譲り渡されていくというのがこれまでの、すべてとは言いませんけれども、かなりの部分の日本の政治の、議員という地位の引き継ぎ方のパターンでした。

それが小選挙区制度になつてしまつてますます固定化してしまつていふ傾向、これは、こういう心配があるといふこと、それは認めていただかないと私は困ると思ひます。それに対して、じゃ、そういうことを避けるためには、そういう問題があるんだつたら、例えば多選禁止事項を盛り込もうとか、あるいはそれ以外の具体的な何かいい方法があるのか、当然それをお考えになつていふと思ひますけれども、こういった非常に深刻な問題に対してさき目を閉ざして、ともかく小選挙区制が通ればこういった欠陥についても一切いいことにするんだよといふことでは、私は説得力を得られないと思ひます。

ですから、この点について、私が申し上げたような心配、それは全くないんだ、その理由はこうなんだといふことをもし言っていたらだかのであれば、大統領制とは違ふんだといふような、まさか子供だましの説明ではやっぱり納得がいかないわけですから、それを手短にお願ひします。

○伊吹議員 秋葉さんと私は基本的認識が全然違ふと思ひます。そして、政府案を提出された社会党の一員でも秋葉さんはあるわけですから、同じことは、政府案が提出されている小選挙区制についても、もしお考えがあるならば同じことが私は言えるんじゃないかと思ひますよ。(秋葉委員「いや、僕がお聞きしたんです、伊吹さんに」と呼ぶ)いや、伊吹さんに聞くとおっしゃるが、私もこの委員会では反問権があるんです、質問者には。だから私の問いにも後で答えてください、あなたの問いにも私はお答えしますけれども、どう考へて、それじゃ、連立案を社会党はオーケーしてお出しになつたのかといふこともつけ加えて答えてください。

私は、小選挙区の方が少なくとも、イギリスの例を申し上げたように、政権交代が可能であるといふふうには考へています。同じように、新生党の代表幹事である小沢一郎氏もそういうふうには考へておられますよ。「日本改造計画」にもそのように書いてある。そういう考へを基本として小選挙区をお出しになつた。そして、そのことはやはりイギリスの例を見れば私は当然事実として裏づけられていふと思ひます。

ただ、現職が有利であるかどうかといふことについては、私が一番最初に申し上げた欠陥といふものをあえて申し上げれば、本当にその候補者が日本の平和と繁栄のために東京で国会議員として働いている資質だけを判断して投票されるのかどうか。それが、残念だけれども、小選挙区だと五

一%以上の有権者がそういう気持ちになつてくれなければ当選できない。今の中選挙区なら、あえて私は中選挙区のメリットを言えば、そういう考えを持っていても、五人区であれば二〇%の理解を得れば当選できてくる、これは私は非常にいい点だと思つてゐる。だから、今おっしゃったことについて言えば、私も現職が有利だとは思つていません。

そしてその次に……(秋葉委員)「数字を無視しちゃ困りますよ、データがちゃんとあるんですから」と呼ぶアメリカのデータは違います。イギリスの数字は違います。そして、だから、あとは、候補者を世襲で選ぶのか、それとも党内民主主義の手続で公平なコンペティションで選んでいくのかという問題になるわけですよ。それは違いますよ、おっしゃつてゐることが。

○秋葉委員 私はちゃんと理由まで申し上げました。なぜ現職が有利になるかというその分析がちゃんとあると申し上げたじゃないですか。それは、利益誘導型の政治とそれから知名度です。それで現職が有利になるというふうに申し上げました。それがアメリカにおける現状だというふうに理解されているわけですよ。だから、それについてお答えいただくんだしたら、理由のところでちゃんと反論していただかなければ話になりません。それから、イギリスの例をあたかも理想的な状態の場合には、実は二大政党政治ではなくて、現在では例えば約二五%の得票率というものを、これは自由民主党という政党ですけれども、私の親しい友人もその自由民主党で国会議員をイギリスでやつてゐるので彼から聞いてみましたけれども、そういう政党がコンスタントに大体四分の一ぐらいの得票率を得ています。しかしながら、議會の中の議席は六つぐらいいかない。それはまさに小選挙区制だからで、実は、彼らが主張しているところは、その小選挙区制ではこういう自分たちの意見があるいはそれに代表されるイギリス国民の意見が議會に反映されないから、選挙制

度を変えようという提案をしています。ですから、そのところも、ただ単にイギリスはイギリスはと云うふうにおっしゃるのではなくて……(アメリカ、アメリカと言つちやだめだ)と呼ぶ者ありアメリカとは言つていません。きちんとした理由を申し上げたにもかかわらず、それに対して具体的に反論を加えられていないのは伊吹さんですよ。ですから、この点については議論の基礎が全然違うといひますか、私は事実に基づいた議論を展開しています。議論に対してきちんと答えてください。

それからもう一つ、社会党も同じじゃないかというふうにおっしゃいました。それもよく論点を回避するために使われる答えなんです、伊吹さんはイギリスも行かれたからこういうことわざは御存じでしょう。ツーリングズドントメーカーアライトというのです。悪いものを二つ合わせてもそれがいいものになることはないのです。だから、社会党も、社会党案でも同じじゃないかというところをおっしゃるのだったら、それは両方が協力して、それじゃその欠陥を、国民のためにどういう制度がいいかということを実は議論しなくちゃいけない。

そこが問題なのであつて、おまえたちも同じことをやつてゐるから、我々はそれに對して何ら対策を考へる必要はないということでは、これは責任逃れになるだけです。ですから、私は申し上げました。例えば多選禁止事項というようものが必要じゃないかという提案を私はしています。これまでもしてきましたし、これからもししていくつもりです。それは、何もこの場ですぐそういう修正ができないにしろ、やはり例えばそういう事実があるのだとしたら、これからの改善事項として当然考えましようという態度が出てきてもいいじゃないですか。それが、事実さえも認めようとしないうことでは、これは議論にならない。そのところを私は申し上げてゐるので、ちよつと時間がありませんので、次の問題に移

りたいと思ひます。この問題については……(発言する者あり)いや、答えさせないというのはいは僕は何回も、これまで何回も何回も答えを聞きました。僕がだれに質問するかはこつちの自由じゃないですか。そんなことまで指示されることはないよ。手を挙げてゐるのはそれは御自由です。後で聞きますから。

それで、実はもう一つの大事な問題に移りたいと思ひます。

自民党側としては、今度のテレビ朝日の報道について非常に神経質になつておられるようですけれども、やはり政治とマスコミとのあり方、これは当然緊張感がなくてはならないと思ひます。しかしながら、報道の自由ということも、これもまた政治家の意思がどう反映されているかということではなくて、要するに民主主義政治の基本である市民一人一人、有権者一人一人が自分の意思決定を行うに当たつて有効な情報が届けられてゐるか、国民の知る権利という立場から私は考えられるべき問題だと思ひます。

その立場から質問をしたいわけですが、今回のテレビ朝日の問題について、自民党としては非常に神経をとがらせてゐる。しかしながら、それはあくまでも、自民党にとって不利だったからとか、自民党の選挙に影響があったからとか、そういう立場ではなくて、より広い立場で、国民の側に立つた、国民にきちんとした正確な情報届けられてゐるかどうかという観点からの問題提起ですね。それを確認したいと思ひます。

○伊吹議員 それは当たり前のことじゃないですか。

○秋葉委員 わかりました。それで結構です。

そういたしますと、実は非常に驚くべきことがたくさん出てくるのですけれども、そうするとこれも、例えば自民党が政権を担当していた時代にあつても、我々から問題提起をした幾つかの問題がございすけれども、当然その当時は、事によつたら、政権党だから、我々と同じように国民の側に立つて報道の問題を考へるといったことは

できなかったかもしれない。しかしながら、野党になつた今、事によつたらできるのかもしれないし、あるいはテレビ朝日の問題を中心にして、これを契機にして、報道の問題について自民党側で新たな展望を持たれたのかもしれない。そういう可能性があるということを私は期待しながら具体的な事例を申し上げたいのですけれども、例えばそのことは、報道に当たつて圧倒的に偏つた情報を、それが何であれ、政治にとつて非常にかかわりのある問題についてテレビがそれを報道するといったことに対して、当然それが事実であれば自民党としては抗議の声を上げることです。ね。

○伊吹議員 要は、放送法その他の法律に基づいて公平に行われていなければいけないわけで、これは自民党が不利になつたとか、あるいはどの党を抹殺しようとかという意図を持って行われた、自民党が不利であつたということだけで申し上げてゐるんじゃないんで、どの政党にも同じ扱いを受けるであろうからという観点から申し上げておられますから、具体的にどういふ事例があるのかをまずおっしゃつていただいて、なるほどと思へば事例ごとにお答えしたいと思ひます。

○秋葉委員 それでは原理原則をきちんと確認したことになるので、事例ごとに態度が変わつちや困るから原理原則を最初に申し上げてゐるんです。私が申し上げようとしてゐる事例は政党の問題ではありません。しかしながら、例えばニュースの中で何らかの形で偏つてゐる場合には、それは少なくとも問題だという意識は持つていただきたい。

具体的な事例を申し上げます。これは湾岸戦争の始まる直前の報道に関してです。これは通信委員会でも問題提起をしたことがあるのですけれども、いいチャンスですので、ここでも皆さんに申し上げておきたいと思ひます。

一九九一年二月六日から二月十一日まで、これは私が、何人かの学生に協力をしてもらつて、具体的にニュースの内容をビデオを撮つて再検証可

能なような形で調査いたしました。このときは、ともかくアメリカ側の情報が非常に多いという批判がありました。それは、やはりイラク側の情報というのは閉ざされていたわけですから、少なくなるのは当然です。しかしながら、その中にも偏りがある。具体的にチェックが可能な、しかも客観的に反駁ができるようなニュースソースということで調査をいたしました。つまり、ニュースのものがどこにあるのか、アメリカ側にあるのかイラク側にあるのかということで調査をいたしました。

これは夕方のニュース、大体六時台のニュースについて、NHK、四チャンネル「ニュースプラスワン」、TBSの「ニュースの森」、それからテレビ朝日の「六〇〇ステーション」、それからテレビ東京の「ニュースイブニング」、この番組について調査をいたしました。ニュースソースについて三つに分けたのですけれども、中立国というのはとりあえず除いて、アメリカ側のニュースソース、それから、あの場合には非常にばりとした対立があったわけですから、イラク側のニュースソースということで調査をいたしました。

一週間の番組全部見て、わからない場合にはテレビ局に電話をかけて調査をしたわけですから、も、そのときに、一番バランスがある意味でとれていたのが「ニュースの森」、これは大体ニュースソースが二対一の割合、もうちょっと細かく言いますと、十四件がアメリカ側発のニュースであって、七件がイラク側発のニュースです。「ニュースプラスワン」というのは十七対五ですから、まあこれは三対一ぐらいです。これは日本テレビです。そういうふうに、大体そのくらいの割合で、二対一というのがあともう一つ、十二チャンネルですね。これはテレビ東京ですけども、十六対八というのがありましたから。大体二対一、三対一というところが穏当です。テ

レ朝は二十三対七です。ですから、七、三、二十一ぐらいですから、まあ三対一ぐらいですね。これに対してNHKのニュースはどうだったかという、これが十四対一なんです。ほかの放送局は大体二対一、三対一、四対一ぐらいの比率で、それでもアメリカ側のニュースを多く流しています。これはニュースソースですから。しかも一週間の状況です。しかしながら、NHKは十四対一という、これはもう、ちよつとばらばらですね。

それが何を意味するかということとはまた別問題として、やはりこういう具体的な数字に従って問題提起をすることは私は可能だと思いますし、そのことについて説明を求めていくということも重要ではないかと思えます。ですから、マスコミの批判をする際には、例えば、こういう事実に基づいた批判をする、あるいは問題提起をするということをしていただきたんですから、例えば今のこの調査について、一体どういう御感想をお持ちなのか。

つまり、こういうことは問題ではないけれども、テレビ朝の今度の問題は問題にするというのか、あるいはこういったことについてもやはり同じように、国民の知る権利という立場から同じような問題提起をしていきたいとお考えになつてゐるのか、ぜひお答えいただきたいと思えます。

○伊吹議員 今この問題については、我々は自民党がどうということでも問題提起をしたわけではありませんが、これは最初に申し上げたとおりですが、放送法に違反しているかどうかを現在調査をし、それに基づいていろいろな改善措置をしておられる政府は、皆さん方が形成しておられる政府です。我々の政府ではありません。したがって、これは連立内で、連立がつくっておられる政府が、放送法に違反しているのではないかと調査をしておられるわけですから、我々はあくまで問題提起をしたわけです。今秋葉さんがおっしゃったことも、同じように問題提起をされて、そのときに、なるほどと思う人はそれに賛同すればいい

と、それだけのことだと私は思いますよ。

○秋葉委員 それでは、基本的な認識の違いは何かという、私は、それは政権の座にあるから、ないから、国民の知る権利を無視していいんだ、いけないんだという議論になつてしまっています。

そうではなくて、政権側であってもそうではなくても、やはり国民の知る立場というところから問題提起をなさるおつもりがあるのですかというふうにはお聞きしたつもりです。それに対しては、政権の側にある場合には批判をしなくてもいいんだという感覚のお答えですから、それはそれなりのお答えとして承っております。

もう一つ、それでは、それと同じような問題があるのか、恐らくこれもそうなると同じようなお答えになると思うのですが、テレビ朝の今回の報道と政治との絡みの問題は、選挙の結果に対しての問題提起をなさっているわけですから、私は、マスコミが選挙の問題、個々の選挙について影響を与える、これは政治とマスコミという絡みで非常に重要な関係だと思えますし、そこにひずみがあつてはいけないと思えますけれども、それ以上に、マスコミが何らかの形で介入することによって、選挙制度をどうするかという議論に対して介入をしていく、介入というのはおかしいあれですけれども、その議論のプロセスをゆがめることがあつてはならないというふうにも思っております。その一般論についてはどうお考えになりますか。

○伊吹議員 我々が問題を提起したのは、あくまで放送法に違反することが行われているのではないかとということであつて、それを受けて放送法の所管官庁が動かれたということだと私たちは思っています。

今この問題の御提起については、そんなことは私にはあつてはならないと思えますし、もしあるとすれば問題提起をし、そしてその提起が正しいと思えば、放送法を所管している内閣がそれに敏感に対応される、これが私は当然のことだと思いま

す。

○秋葉委員 私が今考えている件はテレビではありませんが、テレビも入っています。新聞、テレビ両方を含めての話です。

私がここで問題提起をしておきたいのは、第八次選挙制度審議会の委員の構成です。これは皆さん御存じだと思いますけれども、現在こういった並立制という制度が、ほかにさまざまな可能性があるにもかかわらず、これが中心の議題になつてしまつた。国会の中で先日もどなたかが質問したことに対して、今ごろそんなことを言つて何ぼぼけているんだというような形のやじが飛びました。私は、それはやはり、伊吹さんの奥さんもおっしゃる通りに、国民の側から見ると非常に傲慢な発言だと思うのです。だけれども、百七時間も議論をしていけばそういうフラストレーションをお感じになるのも無理もないということもあると思えます。

しかし、その基礎をつくつた第八次選挙制度審議会、これは委員の名簿を見ますと全部で二十七人委員がいるのですけれども、そのうちの少なくとも九人は現職のマスコミの人です。現職のマスコミの人たちが三分の一入つたこの審議会で並立制というものを打ち出して、その後の新聞報道を見ても、ともかく並立制、あるいは中選挙区制はだめだという大キャンペーンが張られた。

そのことのよしあしはまた別問題として、ともかく、よしあしということも問題にするのではなくて、政府案として発表されることになつてゐるその案をつくるに当たつて、マスコミが例えばそういう形で、三分の一というふうな形で政府の側に加担するような言動をとつてきたということ、これはやはり問題なんじゃないでしょうか。そういうところではなくて、別の形でマスコミが日本の政治をよりよくするといった貢献は幾らでもできたのではないかと、そういうふうには私は考えるのです。ですから、その点についていろいろと一見識をお持ちの伊吹さんにぜひお考えを伺いたしたいと思います。

○伊吹議員 その委員の方々が政府に加担をしたのか、あるいはまた加担をして自分たちの出身母体であるメディアをすべて動かして選挙制度をい

い方向へ、いい方向というか一定の方向へ持つていこうとしたのか、それは私は主観の問題だと思います。

いろいろお話を伺って、この法案を提案しておられる連立内にもさまざまな意見があったということも十分国民の前に理解させていただいた秋葉さんに、心から御礼を申し上げたいと思っています。

○秋葉委員 それはそのとおりでして、社会党というのは、先ほどの自民党の委員の方の質問にもありましたように、非常に多様な意見、それから人間、考え方、そういったものを非常にうまくいかにこれまでは調整をしながら、そこから新しいクリエイティブティーが生じ、エネルギーが生じ、そのことで日本の政治に貢献してきた党であるというふうに思います。ですから、それは現在でもいささかも変わっておりません。こういった多様な議論が出ることによって、生物の多様な条約とかそういうことがよくやると世界的にも認知されてきましたけれども、そういう多様性の中に新しい方向を見つけないと、それがやはり全地球的な課題になっている現在ですから、そういったことの意義を伊吹さん初め自民党の提出者の方々もいささかも御理解いただけたとすれば大変幸いです。

お答えの中すべてに満足したわけではありませんが、こういった形の百七時間の議論も確かに大事だったと思います。しかしながら、時は既に遅いのかもしませんが、しかし、基本的な問題についてはやはり事実を踏まえた上で、その事実あるいは論点を回避するのではなくて、きちんと正面から議論を詰めていく必要が私はあると思っています。それと、現実の妥協としての、それでは法案をいつどのような時点で通すかというのはこれはまたおのずから別の判断基準がございますが、やはりきちんとした知的なあるい

は合理的な面での議論というのはぜひ回避なさらずに、このいい習慣を自民党としても継続していただきたいと思っています。

これで私の質問を終わります。

○石井委員長 松沢成文君。

○松沢委員 新生党の松沢成文でございます。

これまで特別委員会の審議ももう何日も行ってきたわけで、自民党案、政府案の大まかな相違点、論点というものはもう出尽くしたような感があります。

私はこれから一票制の問題について取り上げますけれども、これまでその背後にある哲学論争ですとかあるいは憲法上の問題、そしてクロスボーディングの是非、さまざまな議論がされてきました。私はこれらを踏まえて、一票制がテクニカルな面でも技術的にもかなり問題を残しているということをお聞きします。お疲れだと思えますが、まず質問をよく聞いていただいて御答弁いただきたいと思っています。

まず、選挙において当選人が選挙違反で当選無効となった場合、通常三ヶ月以上たつていてこれは再選挙でなければ、三ヶ月以内でもその当選人が道義的責任を感じて議員を辞職する可能性があると思うのです。選挙違反をして悪いことをしたから辞職をした。そのときに、二位の方が繰り上げ当選になります。そのときの比例の票をどう扱っていくのか、これがまず第一の疑問であります。

第二点目は、三ヶ月以上たつて当選無効になった場合は再選挙になりますけれども、この再選挙はどういう形で行くのか。もしかすると比例代表はそのままだとしておいて小選挙区の方だけで行うという答弁があるかと思いますが、これは一票制を前提としてやった本来の選挙と違った形、要するに、二回目には人だけを選ばせる形になって、二回目の条件が変わってしまいます。

仮に、じゃ比例制と小選挙区を再度、もう一度やり直したとした場合には、これは一回目の選挙と比例の票が変わってしまつて、比例代表の当

選人が入れかわる可能性もなしとは言えない。そして選挙区選挙は、当選人が無効になった場合はその補充をすればいいわけですね、再選において、ところが、比例代表というのはあくまでも一時点での民意のガラス張りの反映ですから、三ヶ月以上たつた選挙で時点が違う比例代表をその中に組み込むというのはあくまでも矛盾があるわけだ、この点についてまず伊吹議員の答弁をいただきたいと思っています。

○伊吹議員 法律上の極めて細かなことは、必要があれば法制局から答弁をさせますが、我々の基本的な仕組みとしては、今御質問があったように、例えば比例区は各政党が出している名簿登載順位等も参考にしながら、マークシートによって小選挙区の公認候補と、そして同時にその所属政党を選んできいくことをしているわけですから、当然、議員がその職を失った場合には、再選挙というものは小選挙区について行われるという仕組みになっております。比例区については再度行わないということになっております。そういう仕組みによって補欠選挙が行われる、つまり小選挙区のみ議員を選ぶという補欠選挙が行われますから、全体の大きな総選挙の中では、各党の比例名簿の登載者等をにらみながら行われている比例区というものについては、再選挙を行うということとは想定していない、こういう仕組みになっております。

○松沢委員 今御答弁をいただいたわけですが、けれども、最初の選挙の前提が一票制という前提で、それで再選挙の場合は、一票制という前提で有権者に投票していただいている、再選挙の場合は小選挙区だけでやるということ、結果において小選挙区と比例を分けているわけ、これは最初の前提と結果が違つておかしいんじゃないでしょうか。

○伊吹議員 私はそうは思いません。これは有権者の一票の行使の仕方として、先ほど来申し上げたように、あくまで選挙区の候補者を選ぶのが前提であります。しかし、それと同時に、全政党

の、あるいは新生党であれば新生党の比例の登載順位も見えかねながら、付随的に新生党を選ぶ、小選挙区の候補者を選ぶということによって政党の投票を同時に行うという一票制をしいているわけですから、それがもちろん主なんですから、だから選挙区の候補者が今度欠けた場合には、それによって決められている、大きな全体の判断をもって決められている比例区についての投票は行わないというのは、私は筋が通つた考えじゃないかと思えますけれどもね。

○松沢委員 もう一つ、では違つた例を出したいと思うんですが、これは両方の法案ともそうなんですが、小選挙区での法定得票数、これが有効投票の六分の一ということになっております。でも今回、もし仮に導入されて初めての選挙では、もしかすると自民党も分裂して候補者が割れる、連立与党も何人か出てしまふ、そういうことで、政党以外の無所属候補も何人も出てしまつて、七人、八人、十人出てしまふ可能性がゼロとは言えません。

そのときに法定得票数の六分の一にどなたも達しなかった場合に、この場合も今の自民党の論理でいくと、比例の部分は関係なく小選挙区だけで再選挙をするということになると思ふんですが、ここで私少し考えますと、一回目に候補者・政党のパターンで投票しなかった、例えば政党だけを選んだ人ですね。法定得票数に達しなかったから、二回目再選挙をやりますと、その場合は候補者・政党のコンビしか並びませんよね、比例代表は関係ないですから。ですから、そういう方は二回目の選挙をほとんど棄権してしまふのではな

いかと私は思ふんですが、私の言っていること、わかりますか。それは、私は、選挙の前提を変えてしまつて、そういう政党にだけ一回目投票した人は二回目はほとんど行かなくなつてしまふ、これはもちろん選挙人の自由ですが、そういう前提を変えてしまふ可能性があつて問題があるんじゃないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○伊吹議員 私は、それは問題があるとは思つて

いません。それは政党だけを、無所属の候補者だけを選ぶという、これはあくまでもその選択の自由があるわけですから、そういう前提で一票を行使された方が今度は自分の信念を曲げて投票したくないということになれば、おっしゃっているような選択をされますね。これはしかし、有権者の自由じゃないんですか。

○松沢委員 これも意見がかなり分かれてしまうので……

ただ私は、一票制だと、再度申し上げますけれども、その前提はやはりあくまでも比例と小選挙区は連結している、この前提で選挙をやりますので、再選挙のときに小選挙区と比例を分けてやってみよう、その前提が崩れて有権者も予期せぬ選挙をやらされることになってしまふ、この可能性があると思うので、この点はテクニカルな問題として私は残ると思っております。

次に、二点目、一票の格差の問題をちょっと伺いたいと思うのですが、昨日、自民党の委員さんが、私たちの連立与党案に対する質問のときにこういうことをおっしゃっていたのですね。

政府案で二百五十に小選挙区の定数を定めた場合に、都道府県間の一票の格差が大阪と島根で一對一・八九になる。ところが、自民党案、三百とした場合には、都道府県間の一票の格差は東京と島根で一・八二になる。私は、一・八九と一・八二は大して違わない、結構両方とも危ないなと思っておりますが、自民党の委員の方の意見では、政府案は一・八九と、もう二倍以内というところに都道府県間の格差でかなり近い、これを選挙区に割った格差でやると二倍を超えてしまふ可能性があるのじゃないかと、その辺について自民党の委員さんは追及をされたわけですね。ですから、二百五十じゃ足りないよ、もっとふやした方がいいという論理だと思ふんです、裏には。

ところが、自民党のもう一方の比例代表の一票の格差、これも日本新党の茂木委員がここで取り上げましたけれども、この自民党の比例代表の都道府県間の一票の格差ですね、これは埼玉と島根

で一對二・九七、もう最高裁が違憲状態と言われている一對三に限りなく近いわけですね。自民党は、小選挙区では一對二になつてもう危ないぞと言っておきながら、比例代表の部分ではもう一對三に近い格差を抱えている。私は、選挙制度は幾ら違つても、やはり投票価値の平等、これは大切にしていかねければいけない。小選挙区は一對二以内でよくて、比例代表は一對三以内でいいんですよという理論は私は成り立たないと思ふんですね。

そうすると、自民党案で比例代表制を都道府県でやっている、もうその格差が一對三に近くなっている。これは非常に小選挙区制で私たちを攻撃した論理と矛盾があつて、ここを一票の格差の平等という意味で見直していかないと、私はいい選挙案とは言えないのではないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○伊吹議員 一・八九と一・八二ですか、私はそれがそんな大きな問題だという、きのうどういふことを同僚議員が言ったかわかりませんが、その程度のこと大きな問題だということには私はならないのじゃないかと思ふんです。

問題は、これはあくまでも、まず定数は、比例を含めて我々の案は県単位に割り振っているわけですから、その県単位で比例とそして小選挙区とを合わせた人数の、しかもそれを我々の案というのは一票制で考えるという根拠になつてゐるわけですから、その県全体に比例と小選挙区を割り振つておいて、その一票の値打ちがどうかという判断をすべき問題なんですね。だから、小選挙区でどうだ、比例でどうだという議論が起こってくるのは、むしろ二票制にしておられる皆さんの方の案なんですよ、もし問題があるとすれば。

そして、その上でさらに言えば、私はいわゆる三%条項の方が一票の価値という上では法制的に大問題があると思つていますよ。我々の方の案はむしろ運用上、おっしゃつたような定数が、三に限りなく、比例部分だけ見れば近づいてくるとか、これは小選挙区の区割りのつくり方によりま

してもこれから大変難しい問題が出てきますね、小選挙区間の格差。だから、あくまでも県単位に割り振つて、そして県単位で一票の格差を計算していくという論理構成になつてゐるわけですから、今も御質問のあつたことは私もよくわかります。何も小選挙区でどうだから、比例区でどうだからといって、お互いに揚げ足取りみたいなことをしていてもいけないわけだから、いい案をつくればいいわけですから、そういう意味では、おっしゃっていることは賛成ですね。

○松沢委員 小選挙区比例代表並立制という名前ですから、二つの制度が合わさっているわけですが、この二つの制度のメリットを十分に生かした制度の方が私はいいと思ふんですが、都道府県を重視している自民党の案の意見はわかりますけれども、やはり民意のできるだけ平等なガラス張りのような反映、あるいは大きな選挙でやれば一票の格差は限りなくゼロになるという比例代表制のいわゆるメリットを全く無視してしまつたような比例代表の部分の導入の仕方というのは、私は大きな問題を残しているというふうに思つております。これは答弁は結構です。

そこで、これから、お互いの案をぶつけ合つてきて、ここから一つの案にまとめて政治改革を成就させなくちゃいけない。これが私たち国会議員に課せられた使命だと思ふのですが、今の状況では、総定数の問題、定数配分の問題あるいは一票制の問題、お互いに自分たちの案が正しくて、絶対にお互いの案はのめないという言い合いになつていますよね。ただ、もうここまで特別委員会では議論を出し合つてきたならば、もうこのあたりで妥協案というのか、具体的な妥協案をつくり始めなければ、もう間に合わないのには目に見えていますよね。

きょうの産経新聞でも、官邸筋から打診があつたというお話がありましたけれども、当然もうちこまで来たなら具体的な修正案、選挙制度が特に争点になつています。ここでお互いに提案を出していかないと、全く決裂するだけで、妥協の芸術に

はなつていかないと思ふのですけれども、自民党ではもう具体的にこの選挙制度についての妥協案というのを用意していくつもりがあるのか、お聞きします。

○伊吹議員 我々は、我々が提案した案が一番いいと思つて出しています。したがって、これはしかし、議会制民主主義ですから、お互いに話し合つてやつていかねばなりません。

松沢さんも初めて国会に出てこられたわけですから、こういう場合のその妥協というのはどういう場面でやつていくのか。また、各党、我が党にも率直に言つていろいろな意見がありますよ、率直に言つて党内には。しかし、少なくとも国会の場へ出てきて、先ほどの秋葉さんのように、明らかに連立案と違うような価値観で御質問をしていらつしやる方もいらつしやるわけだから、まず連立案の中の、連立八会派の中でお考えを一体どういふふうにするのか、そして代表選手は一体だれなのか、これをやっぱお決りになつて、そしてお話をすることなんじゃないですか。(発言する者あり)いや、そして、うちは決まつたという不規則発言が今ありますが、その不規則発言もさることながら、それじゃ、ここで話をどなたがされるのか知りませんが、された場合に、その案ですべてきちつとまとまつていくのか、八会派の中も。そういうこともすべてやはりお互いに確認し合つてやつていかねばならない。

従来の例で言えば、これは当然のことなんです、やはり国政を預かつてこれからの国を動かしていく責任は今、皆さん方にあるんですよ。だから、皆さん方の方がどういふ考えを持つてゐるか。しかも、政府提案をしておられるんですよ。前回のようによ、お互いに、各党の提案じゃないんですよ。だから、政府を預かつてゐる者がどういふ考えを持つてゐるのか、これをやっぱります示さなければ、これは話にならない。

そして、産経新聞に観測記事なのか本当のことなのか知らないが、出ておつて、官房長官は出てきたら否定しておるとか、その辺の、私は意思

をまず固めていただくのが最初じゃないかと思ひますよ。

○松沢委員　これ以上やっても続きませんので……。

私はきょう用意してきた最後の質問というのが、図らずも前に質問した秋葉委員と少し似た部分があるので、重複はできるだけ避けますけれども、今回の選挙制度改革で小選挙区は確実に導入をされていくわけですね。先ほど秋葉委員もおっしゃっていましたけれども、小選挙区というのは、傾向的に見て、他の導入している国を見て、非常にやはり議席の固定化を招きやすい。これは、一つの傾向としては私はあると思うのです。やはり現職が優位になる。知名度ということもありました。あるいは選挙運動も一人ですから、現職は一人で、政治活動をすればすなわち知名度アップの選挙運動になるわけですね。

アメリカの例、アメリカばかり言うなど先ほど言われておりましたけれども、アメリカでも、下院の四百三十五議席のうち三分の一は、やはり圧倒的共和党優位選挙区、三分の一は圧倒的民主党優位選挙区。本当に三分の一程度なんです。ところが、出づからない競争選挙区というのは、

なっています。ところが、イギリスの場合はどう
イギリスも、やはり保守党、労働党の中でそ
どん、先ほど委員がおっしゃっていたように、候
補者をかえていく。大事な政治家は安定選挙区に
回っていくのですね。新人が厳しいところから出
る。こういう党内のシステムができていますの
で、ずっとその選挙区で出るという固定化は多少
免れている。

そして、アメリカの方も、共和党、民主党、予
備選というのをやっていますから、現職がその公
認をもらってずっと勝ち続けるだけではなくて
必ず予備選で同じ党内の新人の挑戦を受けて、そ
して議席を守っていかなければならない。かなり
党内の中でそういうシステムができて上がっていま
す。

辺まででき上がっていないので、当然議席の固定化というのは議員の多選、長老化を招きやすい、まあ特定選挙区です。例えば、地方だったらそこに強い政党はやはりずっと勝っていくだろう、都会は都会でそういう政党があるかもしれない、そういう傾向にあると思うのですね。そうすると、新人は出にくくなって、政治が停滞をして、硬直化しやすいという状況は生まれると思います。私は、そこで、何らかの、先ほど秋葉委員は多選制限と言いましたけれども、任期制限を考えていかなないと、この硬直化、停滞に対して政治の循環をよくできないと思ってるのです。

きよう、私がどうして自民党の皆さんにこれを聞きたいかという、と、自民党さんは、今回、総選挙が終わった中の党内改革論議の中で、定年制というのが一つの大きな議論になったと聞きます。これも、一つは任期が余り長いのは問題だ、あるいは長老化は問題だということから始まったと、思うのですが、まず、この任期制が自民党の中でどんな経緯でどんな議論があつたのか、簡略に教えていただければと思います。

○鹿野議員 この問題は、それぞれの政党の姿勢の問題でありまして、それぞれの政党がどういふふうな判断に立つか、こういうふうなことでありまして、我が党は我が党の党改革の中で議論を展開させていただいている、こういうことであります。

○松沢委員 私は実は、任期制 新聞で自民党さんの議論を見させていた দিয়ে、反対なんです。これは、年をとった長老の議員の方が怒るのは非常にわかるのですね。年齢で議員の資格をどうのこうの言うというのは非常に不公平だと思うのですね。どうせならば任期制限でやった方が私は平等だと思ふのですよ。

例えば、六十歳で代議士になうやくなつた人は、七十歳定年だと十年しかできない。ところが、世襲議員という言い方は悪いかもしれませんが、若くして議員になつた方は四十年も代議士生活ができる。これは定年制を導入する限り当然で

ういうことになってしまつて、これは不平等、不公平であると思うのですね。

ですから、私は、当然これは党内の議論で結構なんです。ところが、小選挙区制を導入する。議席の固定化を招きやすいという特徴を持った小選挙区制を導入するこの時期に、党内の定年制という議論ではなくて、これは法律として任期制限を同時にシステムとして組み込む、こういう考え方はなかったのかどうかということをお聞きしたいんです。

○伊吹議員　これは、やはり憲法上の、もう御在じだろうと思うけれども、いろいろな個人の権利に関することが背景にありますね。したがって最後の選択はやはり有権者がやるべきことだと私は思います。

ただ公益上、憲法上の権利であっても制限できることはありますから、むしろそれは、今まさに多数を持っておられる皆さん方が提案されるべきことじゃないんですか、我々少数野党におっしゃるんじゃないくて。

○松沢委員 当然私はこれからこの運動をしていきたいんです。ところが、自民党の中で定年制という議論があつたんで、私は党内の定年制じやなくて、これはもう院内全体を縛る法律として任期制限ということを提案したいわけで、その質問なんです。

そこで、じゃ、そういうことで、これから定年

制も含めて、この政治改革、第二弾、第三弾と私たち連立与党も新しい案を提案していきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。
○石井委員長 午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後零時一分休憩

午後一時一分開議

○石井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。宮本一三君。

○宮本委員　新生党・改革連合の宮本一三でございますが、きょうは自民党案に関しまして質問をさせていただくわけでございますが、最初に、この難しい案をまとめられました提案者の皆様方に対してまして敬意を表したいと思います。

いますが、きょうは自民党案に關しまして質問をさせていただくわけですが、最初に、この難しい案をまとめられました提案者の皆様方に對しまして敬意を表したいと思います。

ちやうど前の国会が解散になる直前のことでございまして、官澤総理がテレビのインタビューで、改革はやるんですという発言をされておりましたし、また、後になれば、ああ、ああいうことになったのかということがわかっていただけますよ、そういうような発言をされているのを私も見聞かせていただいたわけでございますが、現実にはなかなかそれは難しい問題であつて、御承知のようになことになったわけでございますけれども、それだけに、この問題は議員一人一人の身分にもかかわる大きな問題でございまずだけに、多岐にわたる意見を一つに取りまとめ、これはなかなか、こうして自民党案として一本にまとめた案を御提出いただきました提案者の皆さん方に、本当に心から敬意を表したいと思ひます。

特にまた、このたび提案をされております案が、小選挙区比例代表並立制という、いわば政府案と全く同じ土俵の上に既に立っておられる、資格において合意されておる。この石井一先生を委員長とする特別委員会では、そういった一つの土俵に立ち、同じ方向に向かって議論がなされてきたわけでありますだけに、大きな前進が今まで既に見られたというふうに思いますし、建設的な意見を続けることによりまして石井委員会の一つのすばらしい案が完成されることを期待しながら、きょうは御質問をさせていただくわけでございませうけれども、まあ同じ土俵といひましても、個々の問題については若干の意見の相違があるように見受けられますし、また、例えば定数の問題、あるいはまた一票制あるいは二票制、これほどどちらがよいかというふうな話、比例代表区につきましても、県単位でやった方がいんじやない

か、いやいや全国区の方がいいんじゃないかと
いったような議論が今まで熱心に議論されてまい
りましたし、ある意味では議論が出尽くしたかな
という感じがするくらいでございます。

最近のこの委員会でも、議論を見ておきます
と、同じ質問に対して同じようなアンサーが大分
ふえてまいったように思いますし、また、今度の
改革と直接関係のないという怒られますけれど
も、まあある程度関係しておりますが、やや違っ
た問題点がかなりの時間を割いて議論されている
ということを見ましても、非常に建設的な意見が
こうして煮詰まってきた感を私は持つわけでござ
います。

できるだけ同僚議員との質問の重複を避けるよ
うに心がけながら質問をさせていただきたいわけ
でございますけれども、まず最初に、政治資金の
問題についてお尋ねをさせていただきたいと思
います。

まず最初の問題は、企業の献金問題でございま
す。

このたびの政治改革、これのよって来るゆえん
を考えてみますと、たび重なるスキャンダルとい
いますか、政治腐敗というか、こういった問題に
対する強い世論の反発という、そういったものを
受けての議論の出発点であったように思うわけで
ございますが、その中で、企業が個人の政治団体
に対して寄附を今後も続けてもらうか、それとも
やはりこの際切った方がいいのじやないかという
相違点がございます。この点について、既に議論
は出てはおりますけれども、大事な問題だと思
いますので、提案者に、やはり個人、政治家、政
治団体に寄附を続けることがどうしても必要だ
というお考えの論点をひとつお聞かせ願えればあり
たいと思います。

○津島議員 宮本委員、先般の国会において私
どもも百七時間の議論をしてきた、それを一市民と
して見守っておられたのではないかと思います。で
ございますから、議論の本筋のところは御承知だ
と思えますけれども、委員の最初の御質問でござ

いますから、ちょっと最初のところから申しま
す、政治活動、議会制民主主義のもとにお
ける政治活動をどうやって支えていくかという根
本から考えていかなきゃならないであって、よ
く言われるのは、政治資金というものはただだ
少ない方がいいという議論も行われております。

それは、やはりできるだけ節約する必要がござ
いますけれども、しかし、それぞれの政党がそれぞ
れの政策、公約というものを草の根の有権者の方
に伝達するにはそれなりのコストがかかるわけで
すし、そのようなコストについては、適正なもの
であれば、私は、国民もそれは賄っていくべき
だ、そして的確に、選ぶときに判断できるように
してもらいたい、これは恐らく間違いないと思
うのだと思います。

そういう立場に立ちますと、一体どういう手段
でこの政治活動を支えるかということになるわけ
であります。このたび政府の方も私どもの方
も、私どもの場合は前回から引き続いて、政党に
対して国民の御理解を得て助成金をひとつ新制度
として導入していただきたいとお願いをしてお
るわけでありまして、同時に、我々の自己努力とい
うものと相まって御理解をいただき、政治のコス
トを賄おう、こういう考え方でございます。

そうしますと、我々の自己努力というのはいろ
いろな形態がありますけれども、やはりまず政党
に対する民間からの拠出が必要である。この点に
ついては、昭和五十年から政治資金規正法で総
額が決められているわけでありまして、実際に
十七年以上にわたって据え置かれていたわけであ
りまして、この部分を例えば物価調整してしま
して、前回の国会においては、この枠を物価調整
等を考えて二倍にしていただけではないだろうかとい
う御提案をしたところでございます。

これに對しまして、政党助成も入るのだし、問
題もあるのだからもっと抑制すべし、あるいは一
部には企業献金を一切やめろという御議論もあ
った中で、民間のいわゆる臨調の方からも、例えば

一・五倍ぐらいということであれば、抑制をする
姿勢を示しつつも国民に御理解をただけ得る一
つの考え方かなという御示唆もいただいております
のですから、私も一・五倍ということによって御理
解をいただけないだろうか、こういうことを申し
上げたわけでありまして。

つけ加えて申し上げますと、日本の政治資金を
めぐる事情について実にぐあいの悪い状況にあっ
たというところは、委員も恐らく感じておられる
し、私もそう思っております。正規の政治資金、政治
献金というものと、それからいわゆるわいゆるで
すね、そういうものが一緒くたになって議論され
てしまっている。これは非常に不幸なことござ
います。やはりきちっとした公開性の原則で、
国民の監視のもとに置かれつつ調達をしていく政
治資金というものはそれなりの重要性があるとい
うことを、ぜひ委員におかれても御理解をいた
だきたい。

ちなみに、日本の政治資金に関する規則は、入
りについても出についても細かく書かれておりま
すという意味で、世界で最も厳しいものでござ
います。そういうことを御理解をいただきたいと思
います。

○宮本委員 今の御答弁で、政治資金のあり方
についての根本的な考え方、あるいはまた政党への
企業献金についても、従来、企業規模、特に資本
金ベースで七百五十万から一億円というようなこ
とであったものを一・五倍にしようという、そう
いったアイデアが出されておりますし、十七年間
も据え置かれていたわけですから、そういった発
想も理解はできるのでございまして、特に今回の
この改正問題が非常に厳しい世論の批判の前にあ
るといふことを考え、さらにまた、これからは小
選挙区になるということでもございまして、活動
のエリアが従来に比べて半分以上になる、
あるいはもっと小さくなるかもしれません。そ
ういうことも考えて、さらにまた公的な助成もい
たで、この際一・五

倍ということではなしに、まあまあ従来どおりの
寄附をお願いする、企業から政党に対する寄附も
そのぐらいでという考え方はいかがなものでござ
いまいしょうか。

○津島議員 宮本委員もまだ党、一党の財政を全
体とらなくなったことはないんじゃないかと思
いますけれども、それぞれの政党は政治活動を賄
うための資金調達にそれなりの苦勞をしておられ
ます。これは私も実際に聞いております。

そういうことから考えますと、国民の御理解が
得られるという範囲内でやはり本当に率直なお願
いをする、しかし、その調達と支出の対応にお
いては、国民の声にこたえて適正にやるというこ
との方が私はいいのではないだろうか、かように
考えておりますので、やはり物価調整等々に相
応するまでの分については、抑制をしつつお願いを
するということがいいことではないかというふう
に思っています。

○宮本委員 次に、法人税法上の優遇措置の問題
について自民党案では触れられております。これ
は、政党に対する個人献金については従来から所
得控除制度、それからまた今年新たに税額控除制
度も創設しようということ、これは両案とも一緒
でございまして、従来の所得控除制度だけでござ
いますと、比較的所得の高い人の場合に政治献
金がいやすくなっております、非常に熱心に政治
献金をしてあげたいと思う比較的所得の低い個人
の方の場合には非常に難しかったわけでございま
すけれども、今度の新しい税額控除制度の導入と
いうことが実現いたしますと、これは非常に所得
の低い方にも政治献金がいやすくなるという点
で、両案とも同じ要求が出ておられますし、私
はこれは非常に望ましい案ではあると思うので
ございまして、政党に対する企業献金、これは政府
案では従来のままになっておりますが、自民党案
では税法上の優遇措置をこの際さらに考えてはど
うかという御提案になっておりますが、これは
具体的にどのようなアイデアをお考えになってお
るか、お示し願えればありがたいと思います。

○津島議員 宮本委員は税制にも若干経験がおありだと思っておりますが、そういう方の御質問としては、ちよつと私の方から申し上げなきゃならぬなと思つてゐる点がありますよ。

まず、法人税に対する特別措置と、それから個人献金、個人の献金をする方への措置とパラレルで、並べて論じられましたが、ちよつとこれは趣が違つてゐる点があります。

法人税の特例につきましては、あなたも御承知のとおり、その法人税法上の一般の寄附枠というのがありますね。これは御承知のとおり、資本金と所得に対して一定の比率を掛けて限度額が出る。そうしますと相対的にどうなるかという、資本金の大きい法人には非常に大きな枠が自動的に与えられるけれども、我々ができればもう少し参加していただきたいという、例えば商店街組合に入つておるような小法人につきましては、非常に枠が小さいわけですね。小さいから結局どうなるかという、その枠の中で、もちろん政治献金ばかりでなくていろいろな寄附、例えば社会保険に關する寄附とかそのすべての寄附が賄われるものですから、結局何にもできなくなつてしまつていくことになるわけがあります。

そういうことを考慮いたしまして、寄附金の政党に対する寄附枠というのが本来の寄附枠を超えた場合にも、政治資金規正法上の枠というものがかなり厳しいものでありますから、そこまでは容認してやろう、こういうことでありますから、言つてみれば小法人であつてもある程度の政治への参加ができるという考え方も加味した改正を提案してゐるわけがあります。

一方、ちよつとお触れになつた個人に対する、個人の献金についての税額控除ですけれども、これは、今まで私どもはいろいろ議論しましたけれども抑制してきた。抑制してきた理由は何かという、これは要するに、宮本委員の年税額が例えば五十万あつた、もつとあなたは高額所得者だと思ふけれども、一応五十万としますね。その五十万のうちの、例えば四十万まではこれこれの政治

家に献金をしたい、こういった場合に、国に払ふべきその四十万がその政治家への献金になるというのが、これは税額控除なんですね。ですから、確かに所得控除と比べると、何というのか、所得の大きい人の方が利益が大きいというあれは薄くなるけれども、逆の意味の嫌らしさがあるということ、今度は政府提案にいたしましたも私も私どもにいたしましたも、三〇%を限度とするという非常に厳しい枠をかけたわけですから、それ、それの制度のねらい、本質が違つて、正確に御理解をいただいて、私どもの法人税についての限度額というのはいいものですから、どうぞ新生党の中でも大いに議論を起こしていただいて、御賛成をいただきたいと思ひます。

○宮本委員 借越ですけれども、所得税、法人税のパラレルでない点は私も理解して質問をしてゐるつもりでございまして、御理解を願ひたいと思ひますが、確かに枠を新たに設けるということ、ございまして、法人が法人活動としていろいろな行動してございまして、今までですと、今言われたように資本金の額がかなり大きなウェイトを持つております。千分の二・五、それに二分の一掛けるわけですけれども、そういった資本金の大きい方が寄附がしやすいという点はございまして、所得がないと、これはとてもじゃないけれども無理です。政治への寄附はなつております。その点を、政党への寄附だけは別に枠としてやるんですよというアイデアでございまして、これはかなり大きなウェイトを持つた、そして税の根幹にかかわる一つの大きな問題でございまして、私が質問をしてゐるわけでございます。

このたびのこの政治改革の話は、法人の寄附ということが大きな問題になつて出ていることは御承知だと思ひますが、それだけに、この問題は簡単に新生党の方もやつてくださいよというような問題ではなくて、税の根幹にかかわる問題として十分検討していただきたい、このように思ひます。これは質問じゃなくお願いでございます。

最後に、時間三分というこの連絡を受けましたので、もう一問だけさせていただきますかと思つたのでございますが、この一票制の問題でございまして、

確かに、比例区と小選挙区を二票制にするか、一票の方が党と個人の問題でばつちりいくということ、ございまして、選挙する投票者の側から見てみますと、どうしても個人としてはこの人に投票したいんだけれども、たまたま属している政党がどうしても納得できぬという方、そういう方の投票行動にどうしてもたがをはめてしまふような気がいたします。

憲法上これがいいのか悪いのかという話について数日前の議論にも出ておりましたが、そして、法制局長官のアンサーももう一つはつきりしないようなお答えであつたし、また、このはつきりしないことがはつきりしているのかなというようにな解釈もできるわけですが、その話は別にいたしました、委員の方にお伺いをするわけでございますけれども、小選挙区でやはり個人としてどうしても投票したい、しかし、その政党にどうしても引きずられるのは困るというふうなことで、さらにまた、これも私の兵庫二区でもあつたこと、ございまして、平成二年の選挙のときに、自民党のある大先生が消費税は反対だと言ひました。そして、消費税、自分が通つたら撤廃しますというふうなことを言われたんですが、そういう場合に投票者はどういふふうにするか、という問題がどうしても出てくるんです。

それから、党といひましても、今までのように世界観の違つた一つの党、全く違つた考え方というふうな場合ですと、これは比較的党によつて投票しやすいやつたけれども、最近になつてまいりますと、そういった差がだんだん見えてなくなつておきます上に、一つの問題だけが争われてゐるわけじゃないんで、時には農業の問題、時には外交の問題、いろいろな問題を政党としては抱えておられますから、アメリカでもそうでございますけれども、デモクラットの人でも時には共和党の人と

同じような行動をしてしまふようなこともありまして、そういうことも考えますと、投票の自由を確保するためにも、何か二票制の方が望ましいのではないかなというふうに思ふのですが、ひとつ。

○伊吹議員 宮本さん、それは確かに一つのお考えだと思ひます。しかし、これは比例代表並立制そのものが、本来はやはり政権を選択するということから、そして同時に、連立側の基本的姿勢も、これからの選挙は政党本位として政策本位で選択をするということ、言つておられるわけですから、今のお考えはお考えとしてわかりましても、もしそのお考えをどんどん広めていくのであれば、完全比例にするか、そして議員の個人個人の活動は制約をしないという完全比例にしておくか、あるいは中選挙区にしておかなければお望みのような事態は私はなかなかできないと思ひます。小選挙区を基本にした制度で二票制にするということは、本来この案を提案した基本哲学からいけば無理があると私は思つております。

○宮本委員 この点に關してはまだまだ議論はあつてございまして、ちよつと何か時間をこつて切り上げろというあれが入つておりますので、質問を終了させていただきますと思ひます。どうもありがとうございます。

○石井委員長 石田祝穂君。

○石田(祝)委員 公明党の石田でございます。まず最初にお伺いをいたしたいと思います。

最近のいろいろな自民党の幹部の方の御発言も出ておりますけれども、先日我が党の同僚委員の質問に対するものと、それから別の角度的ものをちよつとお聞きしたいのですが、十九日の委員会では我が党の員外委員の質問に対して、森幹事長の発言、これは鹿野議員は確認をするということ、御答弁だと思ひますけれども、確認をされて、この御発言に対してはどういうふうなお考えだつたでしょうか。

○鹿野議員 私から申し上げましたとおり、幹事長発言というのは政治的発言である、このよう

に申し上げましたが、まさしくそのとおりでありましたというのであります。

○石田(祝)委員 政治的発言ということではなくて、ここでは自民党の姿勢だ、幹事長の発言は重い、こういうことでありましたが、この点は、結局五百については絶対変えられないところとして挙げていないということですか。このところ合意できないところとして挙げた中に総定数五百は入っていないがどうか、こういう貝沼委員の質問に、幹事長の発言は重い、確認をしてみると、こういうことでしたね。

○鹿野議員 私が申し上げましたのは、全体としてそれぞれの政党の責任者がいろいろな場面でいろいろな発言をいたす、こう申し上げたわけですから、多分政治的発言でございまして、このことでも申し上げさせていただきます、まだ確認をいたしませんと、こういうふうなことであります。

そこで、きょう御質問がありましたから、全体の発言としての幹事長としての政治的発言でございまして、このことを確認させていただきます、このことでも申し上げさせていただきます。

○石田(祝)委員 政治的な発言ということで確認をした、こういうことですね。

じや、これも政治的な発言かもしれないが、もう一点お聞きをしますと、こういう記事がございました。「事務所を三つ増やした 小選挙区はカネかかる」、こういう大きなリードで、「二つしかなかった地元事務所を今月だけで三つ増やした。家内もほとんど選挙区に張り付いている」、続いて「今日の新聞記事に、小選挙区になれば余計にカネがかかり、買収も増える、と書いてあった。これは当たっていると思う」、これも政治的な発言だと思いませんか、御確認させてもらいたいのですけれども、御本人いらっしゃいますか、多分大事な発言なので、事実かどうか、どういう真意が御確認になっていると思いませんか、いかがでしょうか。

○鹿野議員 そういふふうなところまでは私は確

認いたしておりませんが、もちろんそういふふうなことがどういふふうな趣旨でお話しなされたかどうか、その内容については定かでないかもしれませんが、基本的には、幹事長のいわゆる考え方というふうなものは我が党の考え方とは変わっておられない、何ら変わることはないということだけ申し上げておきます。

○石田(祝)委員 これは鹿野議員、失礼ですけれどもちよつと違うんじゃないでしょうか。

まず、小選挙区にするということと海部内閣のときに提案されたときに、中選挙区制は同士打ちでお金がかかる。ですから一つは、金がかからない選挙にしていくなければ、また政党・政策本位の選挙が大事だ、こういうことであつたわけですから、小選挙区は金がかかるという幹事長の発言は党の考え方と同じだというのは、ちよつと違うんじゃないですか。

○伊吹議員 石田先生、実はこの問題は解散前の当委員会、小選挙区でお金がかかるか、かからないかということ、先生も御参加になつていかどうかかわりませんが、円卓方式で自由討論をしたとき大変な議論になりました。

それで、問題は二つあると思いますが、一つは、今、中選挙区から、この案が成立すれば小選挙区に切りかわります。で、現に今のところ残念ながら、自民党は、残念ながらというか当然ながらというか、政権をとろうとしておつたわけですから、他の党はともかく、だから、その百三十の選挙区で五百十二の過半数をとろうとしておつたわけですから、一つの選挙区に平均二人あるいは三人を立候補させておつたわけですね。そういう影を引きずりながら小選挙区に移行する場合、これは私は、制度が定着するまでは白地に絵をかくようなわけにはなかなかいかない部分が、やっぱり幹事長も一人の候補者として思ふ言葉に出たんじやないかという気持ちが一つあります。

それからもう一つは、小選挙区になつたからといってお金がかからないという保証はありません。これは、同士打ちをしないということは確か

にあります。同士打ちをしないということはあります。しかし、党と党との間の激しい選挙をすることになるわけですから、つまり、一つの中選挙区で二人、三人と立候補しなくてもいいということとは、個人がお金をさきわなくてもいい、したがって個人のスキヤンダルは起こらないということであつて、トータルな政治の民主主義のコストというものがどうなるかはこれからの有権者とそして政治家の双方の関係によって決まってくると思います。現に、共産党は、実質的には、今、中選挙区ですが、一つの選挙区から一人ずつしか立候補させておられませんが、政党としての政治資金は膨大なものがあるわけですから、そこは同士打ちでお金がかかるからということではありません。政党本位、政策本位の選挙に変えて、個人がお金をさきわなくてもいいようにしようということですか。

○石田(祝)委員 私は、個人的には、政治に金をかけるなどということは直接的には思いません。やはり午前中でも津島委員がたしか御説明になりました、いろんなことに、周知徹底をする、広報する、政策を理解してもらう、これはもうお金がかかります。ですけれども、そのことと選挙に金がかかることはちよつと別じやないかなという気はします。極端に言えば、選挙で法定費用が決まらされているわけですから、公式にはそれ以上使っていないわけですから、ですからそのところは、政治にお金がかかると言われたのか、選挙に金がかかると言われたのか、どうも小選挙区制になればというんだから選挙のことだと思いませんか、まあこれはこれ以上申し上げません。

今こういう議論をしております、やはり一般の国民は、選挙制度を要する、中選挙区制の中でどうしてもお金がかかるという議論だ、やはり小選挙区制になれば金がかからないだろうという、そういう議論を国会でしているんじゃないかと、

こういうある意味では期待を持って見ていると私は思いますので、ちよつとこういう発言が出ますと、何だ、どういう方向で政治を変えようとして

いるのか、お金と政治の問題をもうちよつと追求してもらわなきゃ困る、こういう御懸念というんですかね、そういうものを持たれたかもしれないので、私はぜひこのところは御党の幹事長にもよろしく言っていたいだきたいと思ひます。

それから、続きまして、今回がある意味で言えば三度目になるわけですね、海部内閣、官澤内閣、そして今回と。これで、二回の内閣でできなかった。なぜできなかったらうか。これはどなたがお答えになるかわかりませんが、自民党内の理由というのはいくつものものがあつたのか、お答えをいただきたいと思ひます。今の与党の理由は結構ですから、自民党内だけの理由をお願いいたします。

○鹿野議員 自民党内というふうなこともございまして、いづれにしても、お互いの譲り合いというふうなものが合意に至らなかったというふうなことはあるかと思つております。

○石田(祝)委員 それではお聞きしますが、前国会、百七時間、非常に真摯な議論を積み重ねられて、私たちは当初、併用案を提案をいたしました。そして自民党は単純小選挙区制。そういう中で、最後我々も運用制まで歩み寄るということを決意をいたしました。そうしたら最後、私に言わしていただければ、どうしても自民党が単純小選挙区の党議決定、小骨一本でも動かすのに総務会の決定が要る、こういうところで最後どうしても合意がでなかったというふうには私は理解をいたしております。

その意味で、今回、どんな小さなことでも、ある意味で言えば総務会にかけて議論をして決めていくのか、それとも、ある意味で言えば当時者または最高責任者にフリーハンドで修正権も与えて、そして党として何としても合意を、成立を図っていくお考えなのか、ここはいかがでしょうか。

○鹿野議員 過般もこの問題につきましては触れさせていたいただきましたけれども、総裁、四役、政治改革本部長に裁量権が与えられておる、こうい

うことであります。

○石田(祝)委員 そうすると、最後ギリギリのところまで政治決断をする場合には、ある意味で言えばその最高責任者が決断をする、そしてまとめるということですね。ではわかりました。

それで、続いてお聞きをいたしますが、これも繰り返しの御質問になるかもしれませんが、ほかの方が聞かれていますけれども、私は自分なりにぜひ確認をさせていただいたんですが、八月十日の細川内閣成立の翌日、記者団からこういう質問があった。政治改革法案の年内成立を政治的公約と受けとめていいのか、こういう記者団の質問に首相は、結構ですと。そして、続いて記者団が、成立できなかった場合には何らかの政治的な責任をとるとのことですか。それに対して首相は、そういうことでございます、こう言われたわけですね。周りは、ちょっと言い過ぎじゃないか、こういうこともあったようですね。続いて八月の二十三日に衆参両院の所信表明でも、同じく年内成立を言われた。首相は、ある意味では年内実現を公約として、そして政治的責任をとる、こういうことで明言をされたわけでありますけれども、これは自由民主党は、年内成立というのにはある意味で言えば公約なのかどうか。自分たちの案を提案をしているわけですから、成立させるために出していると思うのですけれども、この年内という一つの期限を切った成立についてはどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○鹿野議員 私どもは政治改革を実現しなきゃならないというこの決意のもとに、今回我が党がいたしまして自信を持って提案をさせていただいているということでありますから、それですべて御理解をいただけるものと思います。

○石田(祝)委員 そうすると、全責任を持って提案をして、会期内に成立させる、こういうお考えなわけですね。

○鹿野議員 私どもの基本的な考え方は、ベストのものを提出していただいております、ですか

ら、連立与党側におかれましてはぜひこのことを御理解をいただきたい、このようにお願いをさせていただきます。

○石田(祝)委員 まあ法案というのは、出していくの当時者からすれば全部ベストの法案なはずですから、それは私はそのとおりだろうと思います。しかし、ここで私がちょっと気になるのは、津島委員も前国会からも熱心にやられておりましたし、そういうこの委員会の中の、ある意味で言えば非常に、成立に向けたいわゆる温度と言ったらおかしいんですけども、熱気というものと、一歩外に出ると何となく寒いんじゃないかな、委員会室を出ると冷やかな空気が流れておられないかな、それを私は一つ心配をいたします。ですから、あの百七時間のときには非常に濃密な議論がされて、本当にもう、いま一歩という感じもしたわけでありますけれども、きょうこの御議論、これから成立に向けて進めていくわけでありますけれども、前回と今回と、この委員の皆様自分の熱意と、一歩外へ出たときの党内の温度差、これをどのようにお感じになっていらっしゃるか。ちょっと順番にお聞かせいただければありがたいと思います。いや、温度差がなければいいんです。

○津島議員 前回は春でございましたが、今は秋でございます、温度差は若干前とは違うと思うんですが、私は、率直に言って前よりも今度の方が温度差は少ないと思っております。それは差はありますけれども。

何となく、お互いに意見を述べ合って、できることならば私どもの案について御理解をいただいで、政治改革を実現していただきたいとお願い申し上げます。

○鹿野議員 津島委員が今答弁された考え方と私の考え方は、温度差はございません。

○保岡議員 前国会もそうでしょうし、今国会もそうでしょうが、やはり政党としてもまた議員個人としても、政治生命にかかわるような重大なことについて審議をしているわけですから、いろいろ

る考え方、また思いも複雑だと思えます。それが正直なところだと思っております。

そういう意味で、いろいろ考え方はあるものの、温度差というものはあるかもしれませんが、しかしながら、我が党は、先ほど鹿野議員も答弁しましたとおり、本当に最高のベストの案をきちんと出してこの審議に臨んでおることによって御理解をいただきたいと思います。

○石井委員長 三人でいいんですか。

○石田(祝)委員 いえ、済みません、伊吹先生にもお願いします。

○伊吹議員 まとめていこうという雰囲気ということからいえば、私も前国会も答弁者として参加しておりましたが、今回の方が温度差は私は少ないと思います。

ただ、温度そのものが全体としてこの議場の中で高いかどうかは、これは、電気は必ず二つが合わさって熱が出るわけですから、連立側と私どもの方がより熱心な議論をしてこの温度を上げていかなければいけない、私はそんなふうに思っています。

○石田(祝)委員 どうもありがとうございます。

温度差というのは非常にわかりにくいかもしれませんが、残念ながら、きょうこの委員会の出席状況を見ても若干前回と違うかなと、正直私そう思います。

それで、この政治改革というのは、実は私も、一九九〇年の選挙で最初の当選をさせていただきました。二回目でありましたが、実は、考えてみますと、八九年の参議院選から、国政選挙だけでも四回、ある意味で言えば政治改革を公約している。その中に統一選があり都議選もあった。ですから、今回の、公約ではないということ、もちろん私も含めて皆様も同じお考えだと思っておりますけれども、そうすると、例えばこれを、法案として政府・与党案と自民党案と両方出している。これはそれぞれが出す段階ですからベストの案だ、これはもう当然のことです。ですから、議論を

していくうちに、やはりここは変えた方がいいのかな、これはこうした方がいいのかな、これは出てくると思うんですけれども、これは法案ですから、採決ということがどうしてもなければ法律にならないわけですね。

その意味で、数の問題を考えてみますと、政権をとっている方が人数が多いのはこれは当たり前ですから、与党案は、ある意味で言えば採決すれば通る。自民党案は、そのまま採決すれば賛成少数ということにどうしてもならざるを得ないと私は思います。ですから、それを年内合意、年内成立をということを考えますと、そうすると、政府・与党案の採決をそのままするのか、両案そのまま採決するとして。もう一点は、自分たちの考えを与党案の中に修正という形で入れて、そして賛成をするか。こういう、余り選択肢は私はないというふうに思いますけれども、この点について、成立という点で考えてどのように今お考えになっていらっしゃいますか。

○鹿野議員 私どももいたしましては、重ねて申させていただきますが、ベストの案として出させていただきます。私どもは、我が党の案に連立与党側が御理解をいただくと、このことが成立の道につながると、こういうふうなことはなるわけでございます。

しかし、この議論の中で申し上げさせていただいておりますけれども、土俵づくりというふうな問題でありますから、一つの土俵で相撲をとりましようよと、こういうところまで来ておられるわけありますから、私といたしましては、合意形成には努力をさせていただきます。こういうふうな申さしていただいておりますわけでありまして、この点は、私どももその実現に向かって努力をしてくというこの姿勢というふうなことだけは、ぜひ重ねて御理解をいただきたいと思います。

○石田(祝)委員 私は、一九九〇年に当選をいたしました。最初の質問が実は津島提案者に、厚生大臣の一般質問ということでさせていただきます。

た。それ以降、野党として一期を過ごしたわけでありすが、その間いろいろな法案の修正もいたしました。例えば思い出にあるのは、老人保健法の修正とか、非常に大変な激突の中での修正で、もう徹夜の中で修正案が成った。

ですけれども、それを考えてみますと、やはり私たちが当時野党であった。野党の方からこういう形で修正をしてくれ、それを自民党の方がのんで法案を修正する、また、附則をつける、どうしてもできない場合は附帯決議をつける。ですから、老人保健の場合は随分修正をいたしました。ですけれども、あれも、与党の側からこういうふうな修正したらどうでしょうかということではなかったと私は思います。野党の方の考えをぶつけて、これでどうだ、これで修正をしていくべきではないか、その中で、結局修正案、修正を出して、修正を入れていただいて賛成をした、こういうことだったと私は思います。

ですから、お互いに、ある意味では言い出さないで、我が党がベストだベストだということであれば、これは、最後採決をすればどうしても数の問題になってくるわけです。ですから、いろいろな国会の今までの状況を見てきて、どうしてもそれが私はとてもいいとは思いませんので、その合意に至る努力の中で、ある意味で言えば、今までのように、私たちが修正をお願いをした、こういう形の方が私はいいのではないかと、こういうふうな思いもすけれども、津島委員にできたらお答えをいただきたいと思っています。

○津島議員 今思い起こしておるわけでごさいます、国民の幸せ、生活に一番関係のある福祉、医療関係の法案、幾つか与野党で熱心な討議をして結論を出していった。そのときに、今と同じように政府案を当時の与党、私どもは抱えておったわけですね。確かに、委員御指摘のとおり野党の側からは反対意見が出ておりましたが、あのときは、反対意見の所在がわかった上で、やはり与党が、円満にこれをし遂げるためにはこうしたいという、与野党の熱心な働きかけが一番大事だった

たと思うんです。

ですから、そういう意味では、今度もやはり政府案が出ておる。それから、私どもの考えは私どもの案で出ておりますから、つまり、こっち側の意見はもうおわかりなんですから、そこで与野党の方で、例えば左近理事などの強力なお力もあって、私どもの方にいろいろと御提案をいただく方が早く進むんじゃないだろうかというふうな思っております。

○石田(祝)委員 御熱意のほどはわかりましたので、個別の問題にちよつと移らせていただきたいと思ひます。

一つは、政治家の資金調達の問題で伺ひをしたいと思います。企業・団体献金という形でお伺ひをいたしますと、自民党の提案者の皆様は、企業・団体献金をいわゆるふやすという方向で考へていって、ある意味で言えば努力をして切りかえていって、企業・団体献金は少なくとも現状維持、また将来的には減らす方向にお考へになつてゐるのか。ふやすか、現状維持か、減らすか、現在はどういうふうなお考へなんでしょうか。

○津島議員 結論を先に申しますと、トータルな企業・団体献金というのは、どちらかというと減少する方向が考へられてゐる。それはどこへ出てゐるかといふと、政治家につながった企業献金といふものは資金調達団体に限つて、しかも月に会費程度のものにしてしまふということであり

ます。ただ、政党助成をいただく中で、やはり政党も自助努力をしなければならぬということ、政党に対する企業献金は、まあ物価調整に至らないけれども、ある程度の手直しをしていただく。しかし全体としては、やはり無理のない資金調達ができるような政治環境をつくりたいということでごさいます。

○石田(祝)委員 済みません、ちよつとこれ確認させていたいただきたいんですが、企業・団体献金が客観的に減つていくという予想なのか、それと

も、私がお聞きしたいのは、お考へとしてふやしていく方向で考へていらつしやるのか。ふやすという方向で考へていても、客観的に、例えば経団連があつて止をするとかいろいろなことがございいますから、これはまた別の話で、お考への中で、ふやす方向にお考へになつてゐるのかどうか、これをちよつとお聞きしたいのです。

○津島議員 ふやす方向では考へておりません。例えば、政党助成の根拠になつた、政党に対するものとそれから政治家の政治団体に對する寄附の総量というものもあつて古い時点とつて、それを基礎に三分の一、三百億、これは要するにトータルとしてこれ以上ふやすよりは抑えていく方向だという考へ方と受けとめていただいて結構であります。トータルではです。

○石田(祝)委員 そうしますと、例えば企業・団体献金の総枠のA枠といふんですか、あれは一・五倍にたしかされておりますね。そのことと、例えばあと、先ほども御質問がございましたけれども、法人税のある意味で言えば献金促進税制をお考へになつてゐるのではないのでしょうか。この二点と先ほどの御発言とはどういふふうにつながりますでしょうか。

○津島議員 ですから、私、氣をつけてトータルでと言つて、その中の組み合わせといふものは、やはり政党中心にシフトをしていく。それで、たゞさんの政治家にかかわつてあつた政治団体に對しては、もう二つの調達団体以外企業献金は認めない。この方がずつとトータルとしては額が大きいわけでありまして、そういうふうな御理解をいただきたいと思います。

○石田(祝)委員 済みません、もう一度お伺ひしますが、今までは、政党、政治資金団体に持つていくA枠というのがあつて、そして政治家個人または政治団体に持つていくB枠というのがありました。そうすると、B枠というのはもうなくなつたということですか。

○津島議員 企業のB枠については、ごく限られた分野で意味があるわけでありまして、従来のよ

うな意味の、政党以外のB枠というものは余り意味がないといふふうに見えていたのだと結構です。○石田(祝)委員 それは余り意味がないといふのはどういふことでしょう。私の記憶が間違つてゐるのかもしれないが、たしかA枠の三分の一を充ててゐるんじゃないでしょうか。ですから、一千二百二十五万から一・五億円の三分の一で、幾らになるんですか、最高五千万、これが資金調達団体にけるんじゃないでしょうか。

○津島議員 このB枠というのは、寄附の総額でございまして、一年間の総額です。その総額の条件としてはこれは意味があるわけでありまして、けれども、現実には、資金調達団体という限られた数の団体に対する会費程度の寄附というところで抑えられてしまふということを申し上げてゐるわけでありまして。

○石田(祝)委員 これはまた若干、ちよつと後で経過措置のところでも聞きたいのですが、例えば、この同じ趣旨の質問があつたと思ひますが、資金調達団体を二つに制限をする、そしてその中で一つは二十四万円まで。これは、ある意味で言へば小口になるということ、二十四万掛ける幾つというところは、ある意味で言へばないわけですね。それで、それは例えば、会社の中で五千万という枠がありますから、二十四万全部出していけば、それは二百の政治資金調達団体に出せるかもしれないけれども。

これで、私が思うには、例えば五千万の枠がある。自分のところはA社といふところに非常に応援をしてもらつてゐる。ですけれども、今度、例えば小選挙区になると、そのA社は自分の選挙区からは外れる。今までは中選挙区で入つていたのだけれども。今度、そのA社がBという候補の選挙区になる。そうすると、ある意味で言へば、今までは自分、同じ政党の中で争つていたら、とても自分の後援するといふところをお互いに融通するといふことはないわけですね。ですけれども今度、君のところはA社が行くから、A社に君のところにも献金をするように言おう、その

かわり、自分の選挙区になるおまえのところの後援してくれる会社も紹介して、うちにも献金回してくれよと、二十四万、二つで四十八万となつても、いわゆるあつせん献金みたいなことができないか。言葉がいいかどうかかわかりませんが、今までだったら、とてもお互いに、ある意味で言えば中選挙区の中で自民党同士、敵同士争つてた。それが小選挙区になって、区域が分かれた。そうすると、お互いに融通し合う、こういう形で幾らでも、ある意味では、会社の数が限定されておられませんから、小口で行くのではない

ですから、政治資金調達団体も、企業・団体献金というものはやはり廃止をするというところの方が私は大事ではないか、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

○津島議員 お互いにあつせんをするというような話は、現行法では盛大に行われるわけですね。それは、中選挙区制の範囲内ではなくて、それを超えれば幾らもある。それは、率直に申し上げますと、派閥等が絡んで現実には相当そういうケースがあり得るわけです。

それを、全体として資金調達団体と、会費のようなもの以上受けられない、それぞれの政治家について、ということとは、これは最も有効な抑制手段でありまして、ですから、政治活動を補うためのさらなる協賛をどういう形にするかとなると、むしろ政党に対するものにシフトしていく。そしてまた、その方がずっと望ましいのではないだろうか、また、その点においては政府案と軌を一にしているというふうに私も思っております。

○石田(祝)委員 私は、資金調達団体を二つに制限をしても、実際、お金というものはなかなか制限をされないのではないか。ですから、政府・与党案としては政党に集めるという方向で進めているわけですが、資金管理団体も受けられない、政党、政治資金団体のみということですから、これは政党に集約をしていくということで、私は、与

党案の方がこれはいいのではないかと、このように実感として思いますけれども、いかがですか。

○津島議員 委員の今の認識に、若干私懸念を持っておりますのは、政府案において、確かに企業献金というものは政党以外廃止しておりますけれども、何というか、政治団体は幾つでも、どのようにでもつくれる。そして、政治団体の間の資金の融通は、これは全く自由だ。そうすると、どういう形になるかといいますと、企業が、企業名では献金いたしませんけれども、まあいろいろな形で、個人名で入れて、そこで個人会費をつくらせる。政治連盟というものをそういう形に改組していきますと、それは相当の機能を発揮するのではないだろうか。そうしておいてそれをずっと流用していくということになると、一体これはどういうことになるのだろうか。

それからもう一つはパーティーですね。政治団体いっぱいつくれますから、その政治団体がパーティーをやる、これは事業ですと。その集まったやつはどうにでも流用できる。

こういう点については、私どもの案の方はこれは絶対できませんから、資金調達団体というのはよそから入れられなくしてしましますから、私は、その点は私どもの方がすぐれていると。だから、この辺のところでも歩み寄れるのではないだろうか。先生におかれても、帰つてもう一度私どもの案と比べてみて、いいところがあったら御賛同いただきたいと思います。

○石田(祝)委員 政府案と自民党の案の違うところは、いわゆる資金調達団体というものを政治団体以外につくつて、そこに企業献金を集められるということではないのですか。ですから、政治団体も、自民党の案ではお金を、個人献金を受けてはいけないうことになっていないんでしょう。(津島議員) だけれども、企業献金はだめです」と呼ぶいや、それはもちろん我々だってそうですよ。政府案だって全部の団体に企業献金だめですから、政党だけですから。

たぐの方の政府案でいえば管理団体以外の一般の政治団体の立場は、そこは同じなのです。企業献金は集められない。ただし、パーティーはできるかもしれない。非常に違うのは、政治家を支える団体、つまり調達団体に對しては一切そつちから金を入れてはいかぬということなのですね。ところが、政府案では幾らでもそれは管理団体に入れてもいいということでありまして、これは一部には、いや、こつちの方がいいやなんというの、こつち側の方の席で聞かえたりするのでありますけれども、そういうことを申し上げているわけでありまして。

○石田(祝)委員 それでは続いてお聞きをいたしますが、パーティーのことが出ましたので、これ一つだけお聞きしたいのですが、パーティーの公開基準、たしか五十万ということですね。これは政府案の五十万と比べて非常に高いわけでありまして、けれども、まあ高いというか低いというか、この点はいかがでしょう。

○津島議員 私どもは、パーティーというのはそれなりに、本来のものであればその回数が制限されるものですから、そういうことについて、常識的な判断でどのくらいまでがいいだろうか、それから事務的な煩雑さもございまして、それで一応五十万ということでは提案をいたしております。前回は六十万だったので、けれども、やや努力をいたしました。この辺は、国民の見る目がどうなのかというのを頭に置いて、お互いに議論し合えるところではないだろうかというふうに思っております。

○石田(祝)委員 政治資金で最後にお聞きをしますが、経過措置についてお伺いをします。この法案を順調に年内成立ということになりますと、政治資金規正法は平成七年の一月一日から動き出すわけですね。その間、自民党案は三年間経過措置を持つております。そうすると、平成七年、八年、九年と経過措置を経て、極端に言えば平成十年から、いわゆる今のお述べになった、自民党の案はベストの案だ、こう言われるところ

に、ある意味でいけば今から四年半かかってたり着く、こういうことですね。三年間も、こういう形で、政治とお金の問題が非常に大きな問題になって、政治改革を皆さん選挙でお訴えになつて上がった、その中で、そのお金にまだどうして三年間の経過措置をつけなくてはならないのだろうか。非常に素朴な疑問でございまして。

これは、ある意味でいけば、三年間というのは合理的な理由があるわけではなくて、こうする、こういう考えだということだと思ひますけれども、そのところを、経過措置をなぜつけたのか、ぜひ御説明をいただきたいと思ひます。

○津島議員 この経過措置は、前回の国会の案でも五年ということをつけておりました。その考え方の基本は、やはり政治が機能をするということもこれは大事な要請でありますから、だんだんと個人献金を奨励していく中で、それから資金の流れを政党中心に変えていく中で、政治を過渡期においても機能させながらやるにはどうしたらいいかということで、前回、五年ぐらい、だんだんと努力をしようということでありましたが、前回の国会でその点も御指摘を受けましたので、それではもう少し努力をしていこうということで三年といたしました。

この辺のところもお互いに議論し合つて、常識的にどの辺がいいのだろうかという結論を出すべき部分ではないだろうか。私どもは、やはり三年ぐらい今のような形でやっていただくのが一番いいのではないかとこのように思つておるわけでありまして。

○石田(祝)委員 続いてお聞きをいたしますが、その前に一つ、この中にちよつと書いておりましたけれども、投票方法でお聞かせいただきたいのでございます。

不在者投票のやり方でありまして、普通の投票はいわゆる記号式一票制ということで〇をつける。不在者投票はどういう形でお考えになつていらっしゃいますか。

法制局でございます。私の方から御答弁申し上げます。

不在者投票あるいは在宅における郵便投票は、記号式ではなく、自書式で行うことになっております。

○石田(祝)委員 そうしますと、例えば、通常の投票であれば一カ所に○をつけるということですが、その人の意思を確認をするということですから、それと、もう一つ、名前と政党名を両方書かなければ無効ということですか。それとも、名前だけでも名前の部分だけは生かしますよということですか。

○日井法制局参事 お答えいたします。

候補者と政党の両方を書いていただく。それ以外は無効ということになっております。

○石田(祝)委員 それはちょっと違うんじゃないですか。そうすると、自民党の案は二票制なんじゃないか。一票二記載なんじゃないか。それとも一票制なんじゃないか。二つ書かなければいけないというの、まさしく一票制の考えではありませんか。そうすると、通常の投票と、不在者投票、郵便投票は、投票の方法が違うという前提なんじゃないか。

○日井法制局参事 説明がちょっと不足しまして申しわけありませんでした。

一つの投票用紙に同時に候補者名と政党名を書いていただく、こういうことでございます。

○石田(祝)委員 そうすると、通常投票は名前の前に○をする、自書式は名前と政党名を書く。一票式だったら名前だけ書けばいいんじゃないでしょうか。違うんですか。

○伊吹議員 お答えを申し上げますが、一般に行われる総選挙の場合は膨大な投票が一時に行われます。したがって、この際の投票と、例外的に認められている不在者投票に同様の準備をするというところは、やはり極めて経費面その他をもつて無理があると思います。したがって、今申し上げましたように、公認候補とその人の所属している政党を書く、あるいは政党だけ書いていただいても

もちろん結構です。そういう投票方式になるわけですから、基本的にはマークシート方式と何ら変わらない、それを自書でお願したいということになります。

○石田(祝)委員 それは伊吹先生、ちょっと違うんじゃないでしょうか。手間の煩雑さのことを言っているのではなくて、いわゆる考え方のことを私は申し上げております。これはどうなんですか。要するに、通常の投票では、みずからの、ある意味で意思を確認するところは、○は一個だ。不在者投票は、ある意味では意思を二つ、だれだれさん、何々党、こういうことでしょうか。それはちょっと違うのじゃないですか。

法制局、どうですか。

○伊吹議員 これは、マークシートには、例えば石田何々(公明党)と書いてあるわけですね。書いてあるから、その上に○をするということによって、石田先生と公明党、比例区において公明党に投票したという行為が行われるわけじゃないか。

ところが、不在者投票においては、手間の話は別としておっしゃいましたが、不在者投票に一票マークシートを準備できないということからすれば、そこでは石田さんであり、同時に公明党と書いていただきたい。それを一つの投票行動として、一票の行為として認めたいという、そういうことを法制局は言っておられるわけです。

○石田(祝)委員 だから、名前だけで認められないのかということになるわけですね、両方書かなければ無効だということをおっしゃるわけですか。

だから、意思の確認は、横になっていようがなっているまいが、例えば、私が小選挙区から出れば石田祝、まあそのとき何党になっておられるかわかりませんが、公明党、公明党、それはほかにも多分同姓同名が出てないと思うのですよね。ですから、そこをもうちょっと、法制局、整理してお答えください。

○日井法制局参事 お答えいたします。記号式投票におきましては、既に候補者名と政党名が並んで印刷されておられるわけですから、そこに○をつけるという行為は、自書で言うならば、候補者名と政党名をともに書く、こういうふうになるかと思っております。

○石井委員長 自治省はどうだ、自治省選挙部長、何か意見ないか。――石田君。

○石田(祝)委員 いやいや、選挙部長来ているのだから、ちょっと。

○石井委員長 それでは、佐野選挙部長。

○佐野(徹)政府委員 私ども自治省といたしましては、自民党案につきましては正式に検討いたしておりますので、お答えは差し控えさせていただきますかと思っております。

○石田(祝)委員 我々だって勉強しているのですから、ちゃんと勉強してくださいよ。

済みません、ちょっと時間の関係で、一つ最後にお聞きをします。これは非常に疑問が残るということをお最後に申し上げておきます。

政治資金規正法違反者の選挙運動についてお伺いをいたします。選挙運動で、政治資金規正法違反者の選挙運動。

通常、今まで、選挙中の選挙違反、これについては選挙運動が制限されてきた。しかし、いろいろお金の問題等の不祥事が重なってきて、やはり罰則を厳しくすべきじゃないか、こういうことで今回、例えば執行猶予中の方も今までは選挙に出れた、しかし、今回はだめだ、こういう案ですね。それで、自民党案で、政治資金規正法の違反者を禁錮刑を受けた、または通常の罰則になる方で、選挙運動はできませんか。

○保岡議員 公選法に係る違反についての公明権停止は、選挙のルールを破ったということですから、選挙運動はできない趣旨に現行法はなっていると思いますが、政治資金については、いわゆる選挙権、被選挙権だけの停止ということで、選挙運動の禁止まではかばせないことになっております。

○石田(祝)委員 政府案では、この政治資金規正法違反者もやはり厳しく、選挙運動もできないようにしよう、こういうことで一項を設けているのです。ですから、ある意味では、選挙のお手伝いをする人の選挙権と被選挙権、手伝いをするわけですから自分が立候補するわけですね。それで、選挙権はもちろんないけれども、通常のいわゆる選挙運動はできる。例えば秘書さんなんか普通どおり一生懸命動くことができる。これはやはりもう少し厳しくお考えになって、選挙運動も制限をするというお考えを政府案のように入れたらどうでしょうか。

○保岡議員 今お答えしましたように、選挙運動のルール違反という者は直接選挙運動ができないこととする公選法のそのつながりは、それなりの論理性があると思うのです。政治資金について、違反についても選挙運動ができないという考え方も一つの考え方だと思えますが、我々は、公選法と政治資金とは違うという認識で提案しております。

○石田(祝)委員 この問題、私は、いろいろ政治資金を含めまして、ある意味でいえば、正しい、間違っているという切り切り方ではないかと思えます。しかし、それをどうするかというお考え、これは明確に法案の中に出ていない。ですから、選挙運動に関しても、これだけ政治資金規正法の問題が言われている中で、やはりいま一歩踏み込んで、ある意味では本人にとっては厳しいかもしれないけれども、厳しい方向でお考えをまとめるというのが、私は今正しいのではないかと思います。

最後に意見を申し上げましたけれども、ありがとうございます。

○石井委員長 次に、枝野幸男君。

○枝野委員 日本新党の枝野幸男でございます。まず、皆様方御承知のとおり、公職選挙法の二百五十一條は、選挙犯罪を行って有罪、刑に処せられた者については当選無効になる、こういう規定になっております。この規定は、もちろん自民党さんの提案されました改正案でもそのまま残っ

ておりますが、これは要するに、選挙犯罪を行つて刑に処せられるような、そのような方に入れられた投票については選挙の公正を害する投票があったということだからこそ、ほかの犯罪で例えば禁錮刑を受けたとか、そういったことで問題になった場合は違ふ扱いを受けているというふう

に考えられております。

さて、ところで今回、小選挙区と比例代表と二つの選挙がいずれの案でも出ておりますが、小選挙区の候補者がどのような選挙犯罪を行つて、その方が刑に処せられて当選無効になった場合でも、比例代表の選挙にはこれは直接には影響は出ない。比例代表の票が減るとか当選者を一人減らすとか、そういったことにはならない。ですから、例えば極端な例を申し上げますと、私は埼玉県の出選ですが、例えば埼玉県選出の日本新党の小選挙区の当選者が全員買収で有罪で刑に処せられた、そして当選無効になった場合であっても、埼玉県内で日本新党に投票されたその票は全部有効で当選者が出る、比例代表で当選者が出る、こういうことになるわけです。

これは確かに、小選挙区と比例代表と別々に投票したのであれば、それは一応合理性はあるかな、政治的な責任とかという問題は別として、一応合理性はあるかなと考えられますが、一票制の場合は、当該小選挙区で選挙違反を行つて刑に処せられたその人に投じられた票と、比例代表でその方の属している政党に投じられた票と、全く一個の、一つの投票の中になされていくわけですから、小選挙区の候補者が自分の選挙のために、自分が当選するためにさきん買収、お金を配って票を集めてくるというようなことをしてきて、そして票がたきん集まった、そのおかげで比例代表の方も当選者が出たというときに、比例代表の票はそのまま残つてしまふ。これはちょっと、理屈としてはともかくとして、理屈はいろいろつけられるかもしれませんが、国民感情としてはちよつとおかしいんじゃないか。同じ一票で投票して、片方は無効になつて、当選まで無

効になるのに、比例代表の票はそのままというのはおかしいんじゃないか。こうした矛盾が出てくると思うのですが、この点について御見解を伺わ

せていただきたいと思ひます。(発言する者あり)

○伊吹議員 不規則発言はよしてください、これから答弁するのですから。

これは午前中も新生党の方からも、大変この点についてはいい質問があったと私は思つております。何度も申し上げておるように、一票の投票行動の中で、小選挙区の公認候補とその人の所属する政党を選ぶというマークシート方式を我々はとっています。それはその候補者を選ぶという行為と同時に、その日本新党であれば日本新党の比例区の順位がどうなつていくかということを見定めながら○をつけるわけですから、私は、今おっしゃつておられる問題は、むしろ道義的にはその政党の責任とかなんかが問われるということに帰着していく問題だと思ひます。

もしそうであれば、二票制をとつておつても全く同じことなんであつて、そんな候補者を小選挙区にだんだん出して、同時に比例区の集票活動をしておきながら、その候補者の運動の中で同時にに行われるであろう、例えば、失礼ですが、今例に挙げられたから申し上げるのですが、日本新党で、選挙運動のときに違反を犯している人はかなりいますよ、率直に申して。そうしておいて、それだからといって比例区の票に影響を与えない、二票制で与えないんだということだつて同じことじゃないんですか、それは。

私は、今おっしゃつておられることは、むしろ倫理観の問題というか、比例区全体を見ながら候補者と比例区の組み合わせをどう選んでいくかという、その候補者の選択の問題だから、私はおかしくないと思うのですけれどもね。むしろ大切なこととは、二票制であれ一票制であれ、少なくともきれいな選挙を言つておられる者は公職選挙法違反をしないという大前提で行動し、また、そういう候補者を選んでいくという有権者の良識にかかつてい

るんじゃないんですか。

○枝野委員 残念ながら、今までそうした政治家とかの倫理が、なかなか倫理と言つていただけで改善されなかったからこそ今政治改革をやつておられるというふうな、ついでに間まで私は政治家ではなくて一有権者の立場として国会を見ておりましたが、そういうことではなかったのかと考へます。確かに、政党のそれぞれ倫理という問題は、今のようないくつかの例に出した場合に問われるとは思ひますが、有権者の立場としては、自分が同じ一票として書いたうち、片方の小選挙区の方は無効になつて、片方だけ有効に残つてい

る、これはどう考へても不自然だ、こう考へるのが普通の国民感情じゃないか。

それから、今お話も出ましたけれども、午前中に新生党の松沢議員からもお話がございました、補欠選挙あるいは再選挙が行われた場合、この場合に、補欠選挙の場合は時期がずれるからともかくとして、再選挙が行われた場合には、一票制のもとでは小選挙区と比例代表と、例えば別々の政党に入れたとか、あるいは小選挙区は無所属候補に入れて比例代表は棄権せざるを得ないとか、そういう事態になるのに、再選挙の場合、これはまあ理屈としてはともかくとして、投票する有権者の立場としては、ついでに間やうた通常選挙のやり直し、仕切り直しだという感覚があるはずで

す。それなのに、通常選挙のときにはA党の小選挙区の候補者に入れたらB党には投票できない、あるいは無所属に入れたら比例代表は投票できない、あった人たちが、同じ人が、通常選挙の比例代表で例えばA党に入れたのに、その小選挙区の再選挙ではB党に投票しても全然問題はない、無所属候補に投票しても問題はないというのは、これもまたおかしいことだということ、松沢議員が御指摘になつたと同じような問題だと思ひます。

こうした不自然な事態が、今の小選挙区における当選無効の問題やあるいは再選挙の場合の問題、こうした不自然な問題が生じるのは、要するに小選挙区と比例代表の選挙と二つの別々

の選挙があつて、ほとんどすべてのところについては、これは全く二つの選挙だ、二つの制度なんだ、それが組み合わさつておられるだけなんだということをやつておきながら、有権者の立場、主権者である国民の立場から見ても大事な部分である、投票するといふ行動の部分、その一点においてのみ、あたかも一つの選挙であるかのごとき、たつた一つの投票しかできない、こういう制度をとつておられること自体に必然的に伴つてくる矛盾点ではないか、私はそう考へざるを得ないと思ひます。選挙の主役は、選んでもらう政治家ではなくて、投票する立場の有権者、国民一人一人であるはずなんです。国民から見ても二つの選挙である以上は、二つの投票をさせてくださいといふのが、これが普通の国民の感情だ、私はそう考へますが、いかがでしょうか。

○伊吹議員 まず、主人公は有権者であるということとは私も全く同意見です。したがつて、国民のためにどのような衆議院の機能を果たし、私どもとすれば、衆議院の選挙といふのは、最も集約的に国民意見を衆議院へ持つてきて、まあ、言うならば分散しない形で衆議院内閣制をつくりたいという考へに根差しているわけですね。その中で考へれば、私は、一票を使う場合に、比例区と候補者の組み合わせで一票を使うか、比例区だけ使うか、候補者に使うかは全く有権者の自由なんです。もし有権者本位ということからいへば、投票させておいて三%未満のものはすべて切り捨てるといふ方が、私はさらに大きな大きな問題があると思ひます。

先生はいろいろ法律にお詳しいと思ひますが、そのあたりを考へれば、これは少しずつ、揚げ足をとれば、いろいろな私はポイントがあると思ひます。あると思ひますが、問題は、立法政策の問題としてどちらをとるかという最後の判断の問題なので、自分たちの考へ方からいけばこういう瑕疵がある、では三%というのはこういう瑕疵がある、みんなそういうことに結局なつてしまふのじゃないんですか。

我々は、我々の立法政策上の配慮として、若干
そういうことは、国民のお気持ちとしては、私は
御説明すればわかっていただくとおっしゃるけれど、
お気持ちとしては今先生がおっしゃったような気
持ちは持たれるかも知れない。しかし、三〇%に
ついても同じような気持ちで当然起こってきます
よ、これは。そこをどこで折り合いをつけるかと
いうのが、最後は立法政策上の問題だと私は思っ
ますね。

○枝野委員 有権者がそれぞれ、無所属候補に入
れるのか、あるいは比例代表にだけ入れるのか、
それともセットになっている人に入れるのかとい
うところまで選択の自由をお認めになるのであれば、
何で小選挙区と比例代表と別々に投票用紙を
書かせるということについてお認めにならないの
か、どうも議論が矛盾しているような気がするの
ですけれども。

時間の関係もございますので、もう一つ、自民
党さんの提案されている選挙制度について御質問
させていただきたいのですが、自民党の提案され
ている案では、比例代表選挙について、これは都
道府県単位で選挙区を設ける、そして選挙を行う
ということになっております。既にこれはいろいろ
と何人の方も御指摘されていますけれども、各
都道府県ごとに比例代表区において一票の格差が
生じる、それもかなり大きい、三倍を超えるよう
な一票の格差が生じるという問題がございます。

それと、もう一つここで考えなければならな
いのは、その比例代表の選挙区の選ばれる議員の
数に、余りにも大きな差が都道府県ごとに出てき
てしまう、ここにも実は大きな問題があるのでは
ないかと私は考えるわけでございます。

例えば、比例代表の定数の一番大きいのは東京
都で、たしか十三名だったと思います。ですから、
定数十三名ですから、まあドント方式でいろ
いろと複雑な計算はございますが、単純計算から
いえば、約七・七%の得票率を得た政党であれば
間違いない一人の当選者、代表者を東京都では送
り出すことができるわけです。ところが、大部分

の県では、比例代表の定数も二名、ということ
は、これはもちろん、比例代表に幾つの政党が名
簿を提出するか、そしてそれぞれの政党の力関係
などによって、それはケース・バイ・ケースとい
ろいろとありますけれども、二つの大きな政党が
あって、そこがうまく票を二つ、ほとんど二等分
するぐらいの関係であれば、もう一つの政党は三
〇%の得票を得ない限りは、その定数二の比例代
表のところでは代表者を出せない、こういったこ
とがこの比例代表の自民党さんの提案されている
案では、格差が東京都と定数二のところでは違
いがあるわけです。東京に住んでいれば、大都市、人
口の多い県に住んでいれば、少数意見であつて
も、少数意見の代表者を国会に送り出すことがで
きる。ところが、人口の少ない県に住んでいたら
では、例えば一〇%や一五%とかというふうな
それぐらいの少数意見であつても、国会に代表者
を送り出す可能性が奪われてしまっている。こ
れは、ちょっと違う視点からの一票の格差とい
うふうな性格づけがあるのではないのでしょうか。

これを、例えば私どもの連立与党の政府案のよ
うに全国単位であれば、都道府県という小さな
単位にとらわれずに、例えば今の、ことしのよう
な冷害のような問題があったときには、都道府県
で細かい区切らなければ、例えば東北地方で冷害
に遭われて困っている方というものは、宮
城に住んでいようが、秋田に住んでいようが、岩
手に住んでいようが利害関係は一緒なわけで、そ
うした人たちの声が全国単位で一つのまとまった
声として比例代表に代表者として送り込める可
能性がある。東京にいればさういった少ない声でも
代表は送れるのに、地方にいては少ない声では代
表を送れない、この格差についてどのようにお考
えか、お答えいただきたいと思ひます。

○伊吹議員 それは私は格差ではないと思つてい
ますよ。つまり、いわゆる格差というのは一票当
たりの人口幾らということから生じてきている言
葉であつて、東京の方は非常に人口が多いわけ
でしょう。ですから、東京の、おっしゃった十三人

の比例が割り当てられて七・五%、確かにそのと
おりです。しかし、七・五%の代表する人口と二
人当たりの比例区、例えば三三%ですね、おっ
しゃったように、三三%当たりの人口というのは
同じじゃないんですか。そういう仕組みでつく
てあるわけですから、そういう仕組みでつく
ることによって集約的な意見の反映をしようとい
う仕組みでつくられているわけですね。

ですから、全国単位でやるというののも一つの考
えだと思ひます。そうすれば、これは人口比率、
人口の絶対数じゃなくてむしろ比例数によって出
てくるわけですから、それは確かにおっしゃって
いるような意味では均等的に出してこれられるとい
うことはあります。ありますが、そのことは結
局、多様な意見といえはあは聞かぬ方がいいか
もわかりませんが、政治とか内閣のやることとい
うのは、やはり最後は集約的に国民意見をまとめ
ていく仕事なんですから、それは例えばネクタイ
がきれいだということを目指す政党もいいでし
ょう、背広がいいということを目指す政党もいいで
しょう。しかし、やはり背広もネクタイもいけな
い、ネクタイもネクタイもいけないうことが一
番大切なんじゃないんですか。

○枝野委員 もちろん、東京の七%の人口と地
方での例えば三〇%の人口と、人口という意味で
は大きな差があるということ、私は今憲法論争
になっていくような、最高裁で問題になっている
ような一票の格差の問題を言っているのは初め
から前提としてございませぬので、地方にいる少
数意見の声は取り上げられず、東京にいる少数
意見が取り上げられるということに目を配らない
という発想自体がいいのかどうか。地方に分散し
ている少数意見の声も、少なくとも東京に住んで
いる少数意見の人たちと同じような可能性で集約
される、同じぐらいの人数が固まれば国会に代表
者を送れるということの方が本当に地方の少数の
声に配慮している、地方の価値というものを重く
見ている。都道府県ごとに細かく分散しておい

て、なおかつ都道府県に基礎配分を置くというよ
うな形で地方に配慮をするよりは、むしろ全国単
位で比例代表する方が地方の本当の声というもの
を吸い上げることができるんじゃないかと私は考
えております。

さて、時間もございませぬので、次の質問に移
らせていただきますが、これはもう既に何度とな
くいろんな方が御指摘になっていて二番せんじ、
三番せんじになることなのですが、非常に大切な
ことなので改めてお尋ねさせていただきます。

現在国民が政治に対して、あるいは政治家に対
して持っている不信感というのは、要するに政治
家が非常に多額の政治資金を集める、そしてその
政治資金、つまりお金というものが頼った、そし
ていわゆるサビス合戦と言われているような政
治活動あるいは選挙運動、そういったものをやっ
ている、このような多額な政治資金を集める過程
において残念な不祥事が幾つも起きてきた、こ
ういう経緯があつて、だからこそ国民の政治不信
が生じていて、今一生懸命選挙制度の改正も含めた
政治改革をやつていかなきゃならないということ
になっている、私はそう認識しております。

ところで、例えば今の選挙制度にしても、要す
るに今までのようなサビス合戦の選挙ではなく
て政策本位の選挙をやりたいと、政策本位の
選挙をやれば、短期的にはともかくとして、長
期的には間違いなくサビス合戦に費やしていた資
金は必要でなくなっていく方向に行くでしょう。
それからもう一つ、今度の政治改革の中では双
方お互いに、類には違ひがありますが、政党助成
という形で、政治にかかる最低限のコストを税金
で皆さんに御負担をお願いすることによって、無
用な政治資金集めのために政治家が汗を流して、
なかなか本来の政策の勉強をすることができな
いというふうな事態を少なくしよう、そういう
考え方がある今回の政治改革、これは双方出してい
る案とも基本的な認識は同じだと思ひます。

こういった改正を進めていくことによって、政
治家が集めなければならない政治資金の総額、そ

して使わなければならない政治資金の総額というものは今までに膨大なものではなくなるだろう、だんだん少なくなっていくだろう、そういうことが今政治改革を熱心に見てくださっている有権者、国民の皆様の期待である、私はそのように考えております。

ところが、自民党さんの提案されております政治資金規正法の改正案では、一人の人あるいは一つの企業・団体が年間に政治献金として支出できる金額が総額で一・五倍になっている。これは明らかに今の方向性に行っているわけですが、しかも今のおかつ、既に何度も指摘されていますとおり、経過措置というものが置かれていて、少なくとも三年間は企業や団体が、金額については制限をされていても、どのような団体にも企業・団体献金を行っていくことができる。これは、今までと同じように政治団体をたくさんつくつていけば、少なくとも三年間は政治家一人が受けられる政治資金の総額というものは変わらないという制度であるわけです。それにもかかわらず、例えば政党政助成だけはそういった三年間の経過措置というものはどうも置いてなさそう。これはどう考えても、国民の側から見れば、お金は取っておくわ、入ってくる方は締めないわ、どう考えても国民の期待している政治改革の方向と矛盾しているんじゃないか。

結局は、国民の立場から見れば、節度ある企業献金とかいろいろと口当たりのいい言葉はありますけれども、経過措置も置いて、何とか政治家の側としては集められるだけ政治献金を集めておいて、それでその後政党政助成を使って何とかなるだろうという、集められるだけ集めておこうという発想があるんじゃないかという見方をされても仕方ないんじゃないかというふうに思うわけです。これは、政治改革というものを、例えば選挙制度を変えるのはなぜやるのかというこの基本的な認識にもかかわる大事な問題です、有権者の皆さんは選挙制度が、一票制、二票制ももちろ

ん大事ですけども、それよりも政治家とお金の関係がどうなるかということに一番の関心を持っておられるわけですから、非常に重要な問題だと思います。

経過措置の問題については、いろいろと検討の余地があるとか議論の余地があるとかというお話がありましたが、少なくともこの経過措置三年間という発想自体が国民、有権者からなかなか受け入れられないものではないか、そういうふうな指摘を受けてもやむを得ないと思うのですが、いかがでしょうか。

○津島議員 枝野委員の今のお話ですが、委員と私とも認識が一致している面はあります。それは、日本の政治資金をめぐる、要するに金と政治の関係に非常に問題があった。しかし、ここで委員の高い知性を生かしてしっかりと認識していただきたいのは、政治を支えるためのコストをどうやって賄っていくかという問題と、政治を曲げているいろいろであるとか政治家が資金を着服するとか裏献金とか、これは二つ分けて議論しなければいけない。

後の方の問題、つまり裏献金をもたらうとか着服をするとかいう問題については、最近における本院におけるいろいろな議論で幾つかの手を打たれて、例えば限度を超過した献金を受けた場合には禁錮刑の対象になるという緊急是正をいたしましたし、それから最近における事件を見ておきますと、政治資金と考えられない資金の授受については税法上の追及を受ける。これによって随分議論は整序されてきておられるわけでありまして、そこで、ここで実は皆様方のように政治を新しく生み変えたいという熱意で上がってこられた方にぜひ考えていただきたいのは、健全な議会制民主主義を支えるために資金の調達を国民の理解を得てきちっとやるにはどうしたらいいか、これを一緒に考えてみたいという私どもは真剣な今お訴えをしているわけです。

ね、程度の差はございます。それから、国民の理解を得て政党政助成をいただきたい。この両者について、私どもの場合は、政党政助成は幾らか抑制をするけれども、しかし一定の枠の中の政党の募金というものについては、やや前よりも広げていただけないかということ、一・五倍という、これはこの六月ですか、民間臨調におかれても、物価上昇を考えたならそれも一つの線だという御意見が民間でも出ておる。

そしてもう一つは、政治家につながる資金調達団体というものの対する企業献金の参加を認めることはどうかということなんでありまして、私どもは月二万円、平均二万円程度の金費程度のものに限定をして、そして公開水準をきっちりさせたい。これも一つの自助努力の一環としてお認めをいただけないでしょうか、こういうことを言っているわけです。ですから、今常識的に考えてこの範囲内のもので国民の期待にこたえられないかどうかという問題なんですけれども、私はこの範囲内のものであれば、国民も理解をさせていただきます。

それから、地方政界における無所属の議員さんの立場であるとかあるいは全国の自治団体の首長、これらの方は、どちらかというと無所属の方がいいという考え方もあるわけですね。こういう方々の立場を考えますときに、そのような限定された範囲内の企業献金というものは、これはむしろ認める方が現実的ではないでしょうか、これはひとつ私も率直に訴えておるところでありますので、皆様方におかれても、それが国民の認める領域のものかどうかという見地から、ぜひともう一遍お考えをいただきたいわけでありまして、ですから、もとよりこれを越えるものについては厳しく、厳罰をもって臨んでいくという点では、これは与野党とも一致をしているわけでありまして、私どもが政治資金調達団体を二つ残すということ、すぐに企業献金を野方図にしたいという短絡した議論にぜひつなげずに御判断をいただきたいと思います。

○枝野委員 別に、私はそういった短絡的なお話を申し上げているのではなくて、全体としての枠が一時的に大きくなってしまおうということは、国民は今度の政治改革によって全体の政治資金自体についても減っていく方向に行くだろう、減らしていかないと、一番最初に今御答弁の中で、きちんとコストとして必要なお金を集めること、そうではないおかしいお金を集めることとは別のものだというお話ございましたけれども、残念ながら余りにも政治にお金を使い過ぎて、おかしなところまで使ったためにたくさん集めなきゃならないことの中で、だからこそ残念な不幸事件が幾つも多発したのではないかとというのが国民の普通の認識ではないかと、私はそのように思うわけでございます。

政治献金の問題にしても、一票制、二票制の問題、選挙制度の問題にしても、一日も早くこれを合意点を見出して成立させた上で、政治改革というものはあくまでも二十一世紀を見据えた新しい社会経済システムをつくるためにはどうしたらいいか、そのための枠組みを、政治の枠組みをきちんと改めていきたいと思いますという問題なのですから、もう既に何年間も議論をしている、一日も早くこれを双方で議すべきところは譲り合って、自民党さんも、今私どもに対して与野党のだから、政府側なのだからというふうなお話もございしますが、私は自由民主党がつくり上げてきた高度成長の恩恵を受けて育ってきた世代として、自由民主党の今までの過去の実績については一定の評価というのか、感謝を申し上げてもおきます。どうか、その長い今までの実績を汚さないために、きちんとした、妥協すべきところは妥協して、一日も早くこの政治改革をまとめて国民の期待にこたえていただきたいとお願ひ申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○石井委員長 次に、田中甲君。

○田中(甲)委員 委員長の許可をいただきました。さうして、ただいまより質問をさせていただきます。さきがけ日本新党の、私は田中甲と申します。

大学を五年間かけましてゆつくり学んでまいりましたが、きょうは、初めての登壇の日にほかの委員会と重なりまして、二分間の間しかないということ、さきがけならぬ早駆けでこの会場に参りました。落ちついて質問をせびとさせたいだけ、答弁者の皆さん方にもぜひとも御協力をお願いしたいと思います。

六月の十五日の日に、私はそれまで自由民主党千葉県連青年部長という立場で、千葉の県議会議員として活動をしてまいりました。そして、内部改革ということを訴え、駅頭で千回を超える回数を続けてまいりました。ところが、日に日に、あなたは一生懸命やっているけれども何党なの、はい、自由民主党青年部長であります、あらそう、残念ね、そう言っていないでしまわれる御婦人の皆さん方が一人や二人ではありませんでした。肌で感じながら、その感じたものをみずからが言行一致した、そんな選挙に出馬する候補者の姿勢がとれるように、そんなことで長い間悩ましました。

今お話をしました六月の十五日、新聞紙面では政治改革関連四法案が国会では成立不可能というその見出しが全紙で取り扱われた、そんな朝でありました。それを見たとき、私は、残念ながら内部改革を主張し、有権者の皆さん方に理解を求めた私の行動は、ここでみずからが改革をするという、みずからが新しい行動に第一歩を踏み出してから国民の皆さん方に言行一致の中で物を申し上げなければならぬという判断を行い、自由民主党を離党するという行動をとったものであります。

その後、衆議院が解散になり、後援会の皆さん方には随分おしかりを受けたのですが、解散の後には新党さきがけを結成する十名の皆さん方が離党をされ、後援会の皆さん方も、時代の流れはなるほどうちの候補者が言うとおりのような流れに変わってきているのかもしれない、少しずつであります、考え方を改めてくださるようになりま

した。おかげさまで新党さきがけ公認で当選をさせていたが、私が、当選してから十日間の間、物すごい経験させていたが、政界が結果的には非自民という形の連立与党が誕生するという一連の流れを武村現官房長官のもとで拝見することができたわけでありました。

七月の二十三日に「政治改革政権」の提唱」というものを、提出者は、現在総理大臣であります日本新党の細川護国氏、この段階ではさきがけ日本新党代表委員武村正義並びに代表委員細川護国という形で提出されました。このさきがけ日本新党の提唱した「政治改革政権」の提唱」に、その後一日、二日あるいは三日、四日たつ間に各政党会派からの賛同の声が上がり、二十七日の段階で、本日私が質問をさせていただいております自由民主党の三塚さんあるいは塩川さんの方から、「政治改革に関するわが党の基本姿勢」という「平成五年七月二十七日 自由民主党 総裁 宮澤喜一」というものが、日本新党の高輪の本部で手渡されたのであります。答弁の中でも、この文章がもとになりこの連立政権が誕生したということが再三述べられていたようではありますが、私は、この「政治改革に関するわが党の基本姿勢」という、まだ三月しかたっていない、平成五年七月二十七日の段階で自由民主党が提出した「基本姿勢」と、今国会に提出した自民党の提出案との比較というものを若干させていただきたいと思

います。第一点は、「選挙制度については、すでに党議決定している「政治改革大綱」における基本的考え方に基づき、衆議院において「小選挙区比例代表並立制」の実現を期し、引き続き二院制の本旨に基づき参議院議員選挙制度の改革を目指す。あわせて整合性ある地方選挙制度を検討する。」これが第一項目であります。

また、第三項目では、「政治資金について、その透明性を高める。政治家個人に対する政治献金は禁止する。企業・団体献金等の抜本是正は、政党に対する公的助成の導入などと一体的に行

う。」という文章を抜粋して読ませていただきました。

重箱の隅をつつくような質問はしてはならないというそんな気持ちを持っておりませんが、この際、第一項目で、小選挙区比例代表並立制の実現を期した場合に、引き続き参議院の選挙制度の改革を目指すということを自由民主党の基本姿勢の中に発言されておりますが、これは、つまり衆議院の制度を並立制に改革した場合には、参議院の存在意義というものがかなり薄まってしまいうという懸念してのその後の対策というところで、まず受けとめてよろしいかどうか、御質問をさせていただきます。

○伊吹議員 私、実はあのとき塩川、三塚両先生と日本新党の高輪のマンションの一階へ行った者の一人ですが、大体今読み上げられたことに従って、我が方の作業は着々と私は進んでいると理解しています。

そして、これは本会議を初めたたび質問をし、日本新党の党首である細川さんの答弁が本場の意味で論理的にすべてをカバーした丁寧な説明であるかどうか、私はやや疑問だと思っておりますが、いづれにしろ小選挙区、このときは、これを実はつくったときは、まだ率直に言って全国レベルの比例にするのか、小選挙区レベルの、県単位の比例にするのか決めておりません、どきどきのときました。だから、もちろん全国レベルの比例ということも我々の念頭にはありました。

しかし、小選挙区で選ぶ選挙と比例で選ぶ選挙を補完させた形の選挙制度をつけた場合に、憲法に言う二院制の本旨からいって、同じような極めて近いと言ってもいいかわかりませんが、選挙制度をとった場合には、やはり二院制そのものが問題になってくるんじゃないか、参議院の存在そのものが問題になってくるんじゃないかという懸念を持ったことは確かです。それを受けて、我が党の参議院の皆さん方は今鋭意参議院の改革というものを検討しておられます。

したがって、特に全国レベルの比例で二票制と

いうものを考えておられる連立側においては、憲法との関係において二院制をどう考えるのかは、党首の答弁としてはもう少し法律に根差した、私は丁寧な答弁もされるべきだろうと思うし、参議院の改革については既に十分の御検討を進めておられるだろうと期待いたしておりますが、そのような気持ちであったということです。

○田中(甲)委員 ありがとうございます。逆に答弁の中で追いつめられてしまふようなそんなものを感じましたが、それでも構いません。

七月のその段階で、さきがけ日本新党が二十三日に提出したその文面も、やはり現在の政府が提出したこの案と基本的に変わっていない。やはりこの段階から今回の政治改革の話がスタートしている。政府側においてもさきがけ日本新党が提出したこれが基本になっていると同じように、自由民主党さんにおいてもここがやはり基本になって、今回の自由民主党提出案が出されている、その認識をさせていただいてよろしいかと思

います。ですから、その段階で全国レベル、地方レベルの戸惑いがあつたですとか、あるいは個人の献金の問題でも、文面と現在とは違っている対応をとられていると把握しておりますが、勘違いがありません。簡潔にお願いします。

○伊吹議員 私がさきがけ日本新党、当時はまだ日本新党のビルだったと思っておりますが、に何つたものですか申し上げておきますと、政治資金のどこが違っているとおっしゃるのですか、質問させていただきます。

委員長、質問しておりますから、答えていただいください。そうしたら、その答えに従ってお答えいたします。全く私はこれと違っていないと思っておりますが、自民党の提案は、どこですか。

○田中(甲)委員 第三項目であります、「政治家個人に対する政治献金は禁止する。」ということ、これを明言しておりますが、現在、自由民主党は禁止してはいないと思

います。○伊吹議員 いえ、それは法律をよく読んでくだ

さい。全面的に禁止をいたしております。従来の政治資金規正法は、御勉強なすつておられると思いますが、政治家個人への寄附と政治家の資金団体への寄附と政党への寄附と、大きく言えば三つに分かれています。したがって、個人への寄附は、今回の自民党案では全く禁止されています。資金調達団体への寄附は残っております。

○田中(甲)委員 わかりました。文面の読み間違えがありました。お許しをいただきたいと思ひます。

そういう問題がありまして、七月の段階から三カ月の間でいろいろ変化が各政党においてあったと思ひます。それを実は自由民主党の答弁に当たっている皆さん方にも御理解をいただきたい。政府案を出された連立与党側においても、それぞれ状況の変化によって考え方が幾ばくかわつてきているという事は、これは自由民主党の提出案の中でも若干はあることでありまして、この点をまず御理解をいただきたいと思ひます。

さて、今回の十月十八日から始まりましたこの政治改革調査特別委員会の総括質問の中、内閣提出案に対しては二十五名、時間にして二十時間、本日を含めまして、自由民主党の提出案に対しては二十名、十三時間行つてきているわけでありまして、その中で大変に多い質問は、政治改革の基本理念ということに対する総理に対する質問が最も多い質問でありました。その質問に対応して、細川総理は、山積する内外の諸問題に対応していくためには、政治改革、経済改革、行政改革の三つの構造改革を進めていくことを本内閣の使命とする、その前提を申し上げた上で、政治改革の基本理念は、まず政治改革を早急に実現することによって国民の政治に対する信頼を回復することから行い、その上に立つて国際国家としての責任と国民生活の安定と向上を図る施策に取り組んでいきたい、このように答弁されているわけでありまして、この総理の答弁に対し、どのようにお感じになられているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○伊吹議員 大変漠然とした御答弁というか、演説でありますから、総論としては私は今の細川さんの発言は大賛成です。問題は、政治家としてその漠然とした発言をいかに具体案として整理しながら実行していくかということです。

そのような見地から考えますと、私は、細川さんの発言を実際に実現していくためには、将来の政界のあり方が二大政党的な力の強いものになって実行していくのか、それとも多党的なものを認めた上で果たしてそれが実行していくのか、そこが大きな問題だと思ひます。それによって選挙制度のあり方も考え方も、私、違つてくるんじゃないか、そんなふうに思ひます。

○田中(甲)委員 驚きました。持ち時間あと五分ということですが、ほとんど内容に入れないという段階ですが、もう一点、総理の答弁の中で御質問をさせていただきたいんですが、総理が、自由民主党案との妥協をするつもりはないかという自民党の野田議員の質問に對しまして、細川総理は、与野党間の合意形成に努め、各党各派の御理解と御協力を得て早期に成立させていただけるよう念願しているという答弁をされておられます。これに對し、伊吹副委員長はどのようにお考えになつておられるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○伊吹議員 総理は、いろいろなところでいろいろな御発言をしておられるのはさまざまに、同じ政党に属しておられるからよく御存じだろうと思ひます。今のそのような答弁を野田議員の質問に對してされたこともあります。しかし、最善のものとして政府案を提案している中で、御理解をいただいて、一刻も早い成立をお願いしたいという答弁をなすつておられるときもござります。必要な議事録をいつでもお届けします。

ですから、どちらが真意なのかよくわかりません。どちらが真意なのでしょう。むしろ同じ政党に属しておられるのだから、細川さんの真意を一つにまとめて教えていただけないでしょうか。○田中(甲)委員 私が質問したことに正確に答えていただきたいと思います。

私は、自由民主党提出案に對し、その案と妥協するつもりはないかという自民党の野田議員の質問に對し、総理はこのように答えられた、この答弁に對し、どのようにお考えになりますかということをお聞ひしております。

○伊吹議員 その答弁についてお答えするためには、その他のいろいろな細川さんの御発言が一定でなければ、政治家としてはお答えできません。

○田中(甲)委員 自由民主党の現在の姿勢というのが、正直申し上げて、私が一期生だからというところもあるかもしれませんが、こういう経験をさせていただくことはありがたいことですが、しかし、お互いに歩み寄つて問題の解決に当たるといふ姿勢のみならず、自分たちがこの政治改革をやらざるを得ない状況に国会の情勢というものを追い込んできたという反省と責任感というものに欠けているというところを痛切に感じます。

政治の腐敗、国民が許せないと思つた最大の理由は、まさにロッキードであり、リクルートであり、共和であり、東京佐川急便であるというその中で、自由民主党前議員でありました金丸氏の汚職の実態などは、国民が最も現在の政治を変えていかなければいけないというところを痛切に感じ、そして怒りに思ふ出来事であつたはずであります。

この一連の中から、やはり自由民主党が、今回の選挙の結果において、結果的に連立与党の存在というものをつくることになりましたし、私自身も自由民主党で活動していた人間でありますから、そして、武村現官房長官が大連立ということをして最後の最後まで念頭に置いて行動をとつていたという姿と、自民党の改革派に對してこのままで申しわけないという発言も何度も耳にしている中、自由民主党にもやはり、みずからの責任というものを感じていただかなければならない今回の政治改革の成立を年内に目指しての現段階だと思ひます。

どうか、私の持ち時間が一刻と迫つておりますから要望になつてしまふかもしれませんが、相

撲でもやはり、どんな先輩であつても、海外から来てまだ間もない力士であつても、強くなつて横綱になった人間には、自分が実力をつけて横綱を倒すという気持ちを持たなければならぬ。あるいは、昨日北朝鮮に勝利をおさめた日本代表のサッカーチームも、ワールドカップにおいては、ホームではなくアウェーで試合をしていかなければならない。そこに勝つことによって、自分たちが新しいルールをつくれる、これがまさに政治の世界でも全く同じであらうと思ひます。

今、まさに自由民主党の今までの長期政権の中での腐敗が原因で政治改革をやらなければならぬ。現状維持なのか改革なのかということをお求められた場合に、今、世論は、世相は、現状維持ではなく改革を求める、その認識を、どうぞ自由民主党のこの法案を提出された皆さん方にも改めて御認識をいただきたいとして、今回は、残念だが、悔しいが連立与党の提案に従うという、どうぞ王道の、どうぞ比較第一党の、甘んじて与党の現在の政府案を受けて立つというぐらゐの度量というものを、どうか自由民主党の政界にお持ちいただきたいと思ひます。

選挙で堂々と戦い、自由民主党が勝利をおさめるならば、また自分たちの考えで新しい、審議や質疑を行つた上で法案をつくらなければならない。今回、自分たちの責任で政治改革に、国民を、多くの犠牲を払いながらさまざまな問題を、先に審議をしなければならぬ問題を今まで継続してきてしまつた政治改革というものが、ここに来て、どうしても年内に成立させなければならぬという責任を持った連立与党の姿勢というものをどうか御理解をいただき、歩み寄り、ぜひとも年内の成立ということに御協力とその姿勢を示していただきたいと思ひます。

要望であります。以上で終わらせていただきます。

○石井委員長 次に、吉田治君。

○吉田(治)委員 本年、平成五年総選挙におきまして、一つのおもしろい数字が出てきましたの

で、御発表させていただきたいと思ひます。

三十九歳以下、昭和二十九年生まれ以降の代議士の数が五十名になりました。衆議院の十分の一を占めるようになりました。政党内閣で申し上げると、自民党、新生党、公明党、さきがけ日本新党、民社党、共産党、無所属にこれらの先生方が所属しております。どういふわけか、社会党には一人もおられない。当選回数三回がお二人、二回は六名でございまして、その他全員の方々は今回初当選であるといふこととございまして。

私自身も、大学ですとか短大で講師をやっております。急な選挙で立候補いたしました。通していただきましたので、非常に生活が楽なほうになってまいりました。今、我が家ではこういうふうにしてまいりまして、私たちの生活は今や三不生活だ。

第一には時間がない。議員といふのはやはり公人であらう。さきまなことで時間とらえます。第二に安定がない。これは御承知のとおり、選挙になりましたら、幾ら大臣を務められた方でも落選することがある。そして第三にはお金の問題。これは苦勞ばかりで、何のためにやったのかという気もする。また諸先輩方が、時間と安定とお金がない。国政に携わる一員として、夢とロマンを持ってみずから責務を果たすことに日々全力を尽くしているのだと思ひます。

それにいたしまして、かからない、かけないといひましても、かかるものはお金でございまして、選挙運動だけじゃなくて、議員活動でも同じであります。私自身は、兄貴とおやじが二人で油まみれでやっております。町工場の三男坊でございまして、今回の選挙につきましては、おやじが四十年もかかってこつこつためたお金を吐き出し、また、なおかつ、知人、友人に借金を頼み込んで選挙を戦ったわけでありまして、その結果、議員歳費といふのはその借金の返済に消えていきまうし、文書通信交通費といふもので国会会館の

女の子、地元の女の子、並びに地元事務所の家賃、運営費を賄っているという状況でございまして。

我が家のことを申しましたら、私の妻が、家内が第一秘書といふことで地元を守ってくれております。その給与で何とか家族三人が生活をしていられるのが現状でございまして、国会議員といふふうなイメージで申しましたら、運転手つきの黒塗りの車、これはいつまでたってもやつかまへません。大きな家、どこにあるのか。

私自身で申しましたら、大阪府は新婚家庭に家賃補助といふことをしていただいているんですけれども、それをいただいております。この議員の歳費といふのは非常に結構な額面いただいておりますので、打ち切られてしまひまして、そういう状況で、やはり苦勞をしながら、多分私たちの世代の議員といふのは頑張っておるのではないかとと思ひております。

今回の一連のこの政治改革法案の成立によつて、ぜひそのような状態、そのようなことが少しでも減つて、選挙も政治もそして生活も安心して、みずからの政策や主義主張を勇気と正義を持って主張して戦っていくものにしていただきたいと思ひます。

まず最初に、御質問ですが、法案が、これは私たち連立与党側、また自民党の皆様方が出されて、一生懸命毎日真摯な議論を闘わされておられて、何とかこれは今国会で成立しなければならぬといふことで、紅茶議論ですとかさきまな議論が闘わされておりますが、これは思ひ起こしていただいたら、今回の総選挙いかだつたでしようか。日本国じゅう、政治改革という看板が乱れ飛んでいったら、張りまくられていたといふんですか、そういう状況ではなかつたかと思ひます。

つまり、国会議員に立候補した、衆議院議員に立候補した一人一人が、今度こそ政治改革、本物の政治改革なんといふことをあちこちで言つて、とにかく政治改革をしなければならぬといふ

うふうに訴えかけ、戦つてまいつたのが今選挙でございまして、国民、有権者にお約束したことでございまして、これが不成立の場合は、これはだれが悪いといふよりも、まず私たち全員が責任をとることが必要ではないかと思ひます。

ただし、その責任のとり方一つにも、解散・総選挙といふものもありましようし、それによつて、だれが、そしてどの党なり派なり、どういふ人が政治改革をつぶしたのかといふのを国民に審判してもらふといふことも考えられるのではないでしようか。まあ、そういうことは考えずに一生懸命頑張られるといふふうには自民党の方々は言われると思ひますが、こうした法案不成立の責任につきまして、自民党としてはどのようにお考えになられていられるでしようか。

○伊吹議員 今、吉田先生おっしゃった前段のこととは、私も本身に身につまれますよ。それで、特に自民党の場合は、より悲惨だと私は思ひます。お互いに同一政党の中でやるわけで、支持母体とか労働組合とかといふものもないわけですから。だから何とか、個人がお金の心配をせずに、そして政策本位の、そして党本位の政治にしたい、私、本心に思ひます。前の国会でも私は提案者として一生懸命やつたのですが、残念ながらこういう結果になりました。

問題は、選挙のときには政治改革、政治改革とみんな訴えました。しかし、その具体的な中身が今お互いに議論されているわけですね。だからこの具体的な中身でどう歩み寄るかといふことは、自民党の責任とか政府の責任といふんじやなくて、やはりこれは議会人全体の責任なんですね。だから極端なことを言えば、私どもの案にオーケーしてくださればすぐに成立しますよ、皆さん方の案に賛成すればすぐに成立します。だからこれは、それも結果においては政治改革を実現したといふことなんだけれども、中身においてどうするかといふところに哲学だとかいろいろ考えがあるんで苦しんでいるところなんです。だからお互いにこれは、今おっしゃったような気持

ちを体しながら、我々の、日本の将来のためなんですから、よく考えて前向きに私どももやつていきたいと思ひます。

(委員長退席、三原委員長代理着席)
○吉田(治)委員 それでは、法案の中身についてお尋ねしたいと思ひます。

最初に、比例区の単位についてお伺ひいたしまう。自民党におきまして、比例区といふのは小選挙区を補完する役割を果たしているといふことでありまして、すなわち、小選挙区ではくみ上げることでできなかった民意といふものを比例区において反映させたい。しかしながら、これが都道府県単位になった場合には、果たして民意の反映は十分かといふと、そうではないんじゃないかといふふうにお考えられます。

先ほどから何度も出ておりますように、試算で申し上げますと、比例区議席、最少議席の県が議席数二、最大が十三になるといふこととございまして、それでいきますと、定数二となる県が実に二十一、定数三になる県が十三に上りまして、四十七都道府県中三十四県、割合にいたしますと七十二・三、定数二・三の県の人口を足していきますと五千万人を超えまして、日本の総人口の四割以上を占めるということになります。

この場合、定数二の県におきましては、選挙結果は大体第一党が二議席を独占するか、一党、二党が一議席ずつ分け合うといふことが多いでしようし、三の県におきましては、多少第三党が議席を獲得する可能性が出てくるだけではないかと思ひます。

議席獲得の十分条件といたしましては定数プラス一の一でありまして、二人区の場合は大体県民の三三％の支持を集めても議席が獲得できない、三人区では二五％、最大の東京選挙区におきまして十三で七％の支持が議席に結びつかないといふこともあり、これはほとんど第四党以下の民意が反映されないといふ、極めて困難な制度ではないかと思ひます。

また、別表でいきますと、死に票につきまして申し上げましたら、さきの総選挙の結果をそのまま当てはめましたら、比例区配分数の定数二であります。徳島県では五三・二％、奈良県では五六・九％、大分県に至っては実に六四・四％が比例代表選挙においても死に票になるという結果が出ております。

このように、小選挙区の死に票を救済するはずでつくられた比例区が新たな死に票を生み出すという結果になりまして、比例区は今言われていたように小選挙区を補充する役目もできないことになりまして、自民党のお考えでは、おおむね選挙区の何％以上によって民意を反映することが比例代表の役割なのでしようか。大体政府案では三％以上というふうな述べられておりますが、提案者のお答えをお願いいたします。簡潔にお願いいたします。時間ありませんので。

○伊吹議員 今おっしゃったのは、三％というのは全国のことですね。ですから、私も申し上げておきたいのは全国の三％、それから二人区における小選挙区の比例部分の三三％、これはパーセントとしてはそうです。しかし、人口としてはどうなんですか。全く同じじゃないんですか。同じ以上、もともと大勢のものを皆さん切り捨てておられるんですよ。

私は、これはやっぱり制度のつくり方として、我々の基本哲学から、意見を集約した形で国会へ反映したいという哲学でつくっているわけですから、皆さんの哲学とはそこが違わなければ、だから、切り捨てるといふこと、死に票という言葉は、まあ前の国会でもさんざん言われたんだけれども、これは死に票というのとはやっぱり失礼なことなんであって、当選した者は、代表を送れなかつた票についてそれを背中に背負いながら、業のような気持ちで政治をやらねばならないんだ、だから生きている票であるけれども代表を東京へ送れなかつた票だ、こういうふうな理解する、みんなそれを背中に負ってやる、私はそういうふうな思っています。

○吉田(治)委員 ありがとうございます。それでは次に、各都道府県一人ずつの議席の基礎配分についてお尋ねしたいと思います。

政府案でも自民党案でも、小選挙区につきましては、この基礎配分がまずなされる。しかしながら、ここまで理解することはできるのですけれども、自民党のように比例区につきましてもまず基礎配分を行うという二重の基礎配分というのは、私、大阪というところから出てきている人間として、ちよつと行き過ぎであるのではないかなという考えをいたしております。自民党が基礎配分を行った理由というのは過疎県への配慮ということでありましようか、それとも行わないと定数一の比例区が生じて問題があると考えられたのか、どういふふうなことでしようか。

○伊吹議員 これは再三御答弁申し上げておるうちに、やはり過疎県に対して私たちは配慮をしなければならぬという考えに根差しております。

○吉田(治)委員 いや、私、定数一とか二とかいふふうな選挙区になること自体、制度の前提に間違いがあると思ひますし、また、過疎県への配慮というふうな形で言うなら、それはちよつとおかしい、自民党に御再考いただきたいなと思うのです。

選挙区の代表が一人というふうなことによって少しおかしいと言われるのでしたら、諸外国の例を出すのは余りいかかかと思ひます。けれども、例えばアメリカにおきましては、上院議員は各州二人ずつ配分されて、あとは人口割という形でいきますと、アラスカなんかは上院議員は二人おりますけれども下院議員が一人しかいない、そういうふうな現況もありますし、また、他党の議員の方も質問されておりましたけれども、自民党案でいきますと、鳥取県と東京都の比例代表議員の格差が二・九六倍、私の地元大阪と鳥取でも二・八四倍と、これは非常に一票の著しい格差というふうなことが言えるのではないかと思ひます。また、小選挙区を含めた議員定数におきましても、東京都と鳥取では既に非常に小選挙区にお

きましても格差が生じて二・〇三倍となり、選挙区格差の以前に都道府県格差の二倍というふうなことが生じているのであります。

〔三原委員長代理退席、委員長着席〕

私自身がこの二重の基礎配分というのがちよつとおかしいんじゃないかと言ふのは、果たしてそれが過疎県のためになっているかどうかということとでございませう。本日まで中選挙区ということで行われて、定数の抜本的な是正も行われなく、人口比例に比べて著しい過疎県に手厚い議席配分状況が続いているということは言えると思ひます。しかし、このことによつて、じゃ過疎が食いとめられたと言へるのでしようか。あるいは東京への一極集中が是正されたと言へるのでしょうか。私は、この議員定数というふうなものがふえることがその県の発展につながるというふうな考え方は、非常に疑問があると思ひます。

過疎・過密の問題というふうなものは都道府県単位の問題だけでなくその県内の問題でありまして、例えば自身の選挙区、大阪二区というものは、これは人口がどんどん出ていってございまして、そういう人口という側面からいへば過疎になつていくわけですね。しかしながら、何らかの過疎対策をされたかといふと、新婚家庭に幾ばくかのお金を出して住んでちょうだいというぐらいいしかされておるとは聞いておりません。こういうふうな議員の数をふやすということがその地域の発展につながるという考え方はどうでしようか。自民党が、皆さんが主張なされる政策、本位の政党政治に逆行する、政党の垣根を越えた地元への利益誘導型政治への是認と考へられなくもないと思ひますので、その辺のお考えはいかがでございませうか。

○伊吹議員 議員の役割、仕事というのはどういふことかというの、これは大変難しいと思ひますね。もし、本来国家の外交とそれから国民生活をトータルにつかまえていくという形だけであれば、選挙区というものを置くという意味がそもそも私は、やはりいろいろ、特に小さな区割りにな

ればなるほど問題になってくるんじゃないかという気がいたします。いろいろな私は考えがあると思ひますが、議員もやはり個別の利益とか、私どももよく悩むのですが、個別の利益とか団体の利益とかはともかく、せめて大阪府や大阪市の人たちに奉仕するということも半分あるんだ、そして残りの半分は国のことを考へるんだ、私はその程度の割り切りが現実的じゃないかと思ひますけれども。

○吉田(治)委員 ありがとうございます。

過疎・過密の問題に關しまして、やはり都市部の方の社会資本の整備とかその他を考へていきました場合には、議席の数というふうなものは、今伊吹先生も言われたように、多ければ多いほど力というのですか、合唱団になりますので、その辺は余り過疎地域に対してじゃけんにはできませんけれども、その辺の都市生活者のことも十分御配慮いただきたいと思ひます。

次の質問をいたします。

私自身、率直に先ほどから申し上げておりますように、政治というふうなものにはお金がかかるのは当然である、そういう前提に立つてお話ししたいと思ひます。

先ほど申しましたように、私自身にはございませぬけれども、政治にお金がかかるということ、そのことは与野党の現実論としてまず前提として認めていかなければならないと思ひます。このことを無視して企業・団体献金は何が何でも反対だ、悪である、政党への公費助成は少なければ少ないほどよいといった議論は大変危険であると考へます。私は、政治の入り口の部分につきましては、一番最初のお話のように、必要な額を担保した上でその政治資金の透明性を徹底的に確保していく、また、違反をすれば非常に厳しい公民権停止とかの罰則を設けるべきだと考へております。政治に金がかかるという大前提を無視した議論は、結果としてこの政治資金がどんどんやみに潜ったり、法律の抜け道に奔走したりにつながることでないかと思ひます。

政治の費用をいかに安くしていくか、効率よくしていくかというのは、政治の生産性を高める意味におきましても非常に大切なことでありまして、今回のこの政治改革法案の実現というのは、今現在、企業の方々がリストラックチャリングという事で非常に汗を流している、それに負けない政治のリストラでございまして、それは何が何でも、私たちはやっていかなければならないと思うのであります。

それで、一つ腐敗防止についてお尋ね申し上げます。政治家への監督義務規定というふうなことに付いて、提案者のお答えをいただきたいと思っております。

政治資金規正法におきまして、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠ったときは罰金に処するということになっており、この監督義務規定は代表者の場合しか適用されません。政府案では、団体の会計責任者に対する監督責任が生じ、また五年間の公民権停止等はございますが、自民党案ではこの辺が政治家の監督義務というのが余りきつくないか、言われていないんじゃないか。

こうなりますと、また国民、有権者の皆さんはリクルートのときのように、宮澤前総理ら三人の自民党議員に対して、政治家本人は、平成元年の五月ですけれども、政治資金規正法の罪に問われず、秘書や会計責任者が略式起訴されたように、秘書が秘書がと、私は知りませんでしたというふうなざる法になっていくというふうな言われておりますが、政治家の監督不行き届きについてはそれ相応の責任をとってもらうように法律上規定を設け、できるだけ抜け穴を防いでいく、そういう改革こそ国民が求める改革ではないでしょうか。

その点、会計責任者なので私は関係ありませんというのを防ぐためにも、自民党案におきましてもぜひ監督義務が問えるような仕組みにしたいのだと思いますけれども、提出者の御見解を賜りたいと思います。

○額賀議員 お答えをいたします。

吉田委員の政治に対する、お金は少なれば少ないほどいいんだということではなくて、それが透明性を持ってきちっと使われているかどうか、問われるという点については、私も全く同意見でございまして。

吉田委員がお尋ねの件は、私どもが企業からの政治献金を認めている資金調達団体についてのことだと思っておりますけれども、これは政治家みずからが代表者として責任をとる場合と、あるいはある政治家を後援する代表者がその責任者となる場合と二つのケースがあります。政治家みずからが代表者になる場合は文字どおり責任を負うことになると思っております。

そうでない場合は、会計責任者が問われていくことになるのでありますが、金丸事件にかんがみまして、会計責任者がほとんど実務はほかの者に任せておいて私は知らないというケースがあったものですから、会計責任者にかわる代行者にも責任を負わせるというふうな形にしておるわけでございまして。その場合に政治家の責任が問われるかどうかということにつきましては、責任主義の立場からいかなるものかという形で私どもは考えているわけでございまして。

○吉田(治)委員 次に、報道のあり方についてお尋ね申し上げます。

来週二十五日の月曜日、テレビ朝日の前報道局長に対する証人喚問が行われることになりました。私、こういうことについて個別的な事件について真偽がどうの、内容がどうのというふうなことを申す気持ちはございません。ただし、一般論として報道のあり方、報道の自由と政治権力との関係について述べさせていただきますかと思っております。

まず大前提として、報道に偏向があつていいのかという点、これはあつてはならない。しかしながら、テレビ局も含め各マスコミというのはやはりそれぞれ固有の意思、考えというものを有していることも事実であると思っております。もし、この意

思だとか考えというふうなものを認めないということになりましたら、テレビ局も新聞社も一社あつたらいよいよことになってしまいます。ですから、報道の自由、言論の自由というものを憲法が認めている以上、それは基本的に各マスコミが独自の価値観により、これは正しいだとか間違っているということを明確な意思として反映できるものと私は考えております。

もちろん、意見の分かれる問題に賛成、反対ですとか虚偽の報道がなされた場合、誤解の報道がなされた場合の弁明ですとか反論の場、そしてそういうふうなことを行った場合のマスコミとしての責任を持つて謝罪する義務を負うことは正しいと思っておりますが、さて、そうした観点に立つて考えたときに、各マスコミによって示された固有の意思について、それが偏向しているかどうかということとを判断することは極めて注意深い配慮がやはり必要とされる問題であると私は考えております。

特に今回の事件につきまして私は言っているわけではございませんが、マスコミの報道に対して、政治の側、私が言っているわけじゃないです、いろいろなところで、政治の権力の側から、これはけしからぬということ、証人喚問が頻繁に行われるようなことになりましたら、仮にそれがまた行われた場合、それは明らかに報道の自由に対する侵害であり、民主主義の根底を揺るがすものになるんではないかと考えられます。そんなことは当然とおっしゃられるかもしれませんが、改めて自民党提出者の方に、報道のあり方、権力と報道との関係、報道の自由とはどのような範囲で認められるものなのかなどについての御所見を賜りたいと思っております。

○伊吹議員 一般論としては吉田先生がおっしゃったことに私は異議はありません。一つだけ気になることは、放送局の価値観を持つて報道する自由があるとおっしゃったことについては、これは放送法の規定からいかなるものかという気がしないではありません。

ただ問題は、ですから、今回の場合は、明らかに皆さんとおっしゃる方の発言、つまり報道する側がそれを認めて発言をしたということに根差しているわけ、これは自民党をどうされたとかということじゃないと私は思うのです。これは政党政治が、例えば自民党が今こういう立場にありますが、じゃ、その他の政党、例えば、失礼ですが、民社党とか社会党とか新生党が同じ目に遭つても自民党はやはり同じことを私は言つたと思つた。つまり、政党政治の命を守らねばならないということだけであつて、それ以上の気持ちは一切ありません。

○吉田(治)委員 最後に一点。

在外邦人の選挙制度ですけれども、非常に国際化が進展する我が国におきましては、非常に必要なことだと思つた。今回は間に合はなかつたと思つたけれども、この政治改革法案成立後に、速やかに在外邦人の選挙の実現というのは必要だと思つたけれども、自民党の方も、どうぞ御一緒にやっていただけたらどうか、お約束か、もしくは御意見を賜ればと思つた。

○伊吹議員 このことは長い議論が随分ありました。私は、連立側が今議院内閣制のもとで政府を持つておられるわけですから、外務省を含めてそれを実行するという体制をつくつて、法案をつくつていただければ、我々も喜んで御協力したいと思つた。

○吉田(治)委員 最後に、本当にありがとうございました。どうぞ、私たち若い者たちが安心して、三々生活というふうなことがないような議員活動、また政治活動並びに選挙ができればいいなと、そういうふうにお互い頑張つていきたいと思つております。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○石井委員長 榎木竜三君。

○榎木委員 民社党・新党クラブの榎木竜三です。すべて自民党の提出者の方々に對して質問させ

ていただきます。

まず第一番目に、個人献金の促進等について、特に個人献金に対するその促進措置としての所得控除制度、その目的についても一度御確認させていただきたいと思ひます。お答えください。

○額賀議員 お答えをいたします。

平成三年度ベースで政治献金のことを考えますと、大体一千百億円の政治献金が報告されておったというふうに自治省から伺っております。その場合に、個人献金はどれくらいの割合かというところ、約四百九十億円前後で、割合としては一四％、その前後であるというふうに聞いております。我が国におきましては、政治献金の中で個人献金というのは余り定着してないというのが本当の実相ではなからうかというふうに思っております。政党に対する個人献金は一けた台である、一・何％かという感じで承っております。

我々は、今回の政治改革におきまして、政治不信を解消していくために、政治と金のあり方をきちっと透明性を持って、公私の峻別をきちっとしていくこととて、信頼を回復していかなければならないというところでございます。そのために選挙や政党のあり方を政策中心にしていく、それから献金の集め方も政党中心にしていくということで、自由民主党といったしましては、助成金を導入するに当たりまして、政治献金を大体個人献金が三分の一、そして政党助成が三分の一、そしてあと企業献金が三分の一、そういう形で我々の政治活動の裏づけとなる政治資金を補っていくことができればいいなというように感じて受け取っているわけでありま。

したがって、特に我々の個人や政党に対する個人献金を定着していくために、これはいろいろと所得控除等の考え方も今まではやってきたわけでありまが、政党に対しては特に控除をいたしまして、この促進方を図って、個人献金の一層の定着を図っていきないうふうに思っているわけでありま。これは総じて、政治活動が公的資金だけで賄われて、国家権力の介入があつて政

党活動の自由が侵されてはいけないという考え方もあるわけでございます。

○笹木委員 自身の経験なんですけれども、選挙の前三年間で、選挙のある年で約二千万円、選挙のない年で、少ないですけども五百万円。これは八割が個人からで、一団体、一個人から上限二十万円でいう原則で集めていたもので。

そういう活動を四年ほどやってきてまして、その反応なんですけれども、出した有権者、国民の方々は、額は少ななくても政治家個人、私の場合は個人の資金団体に對してですけれども、出した場合にはかなりいろいろな注の注文といひますか政策的な要望とかいろいろあるわけ。必ずそういう献金していただいた方にはアンケート、いろんなことでアンケートを頻繁に実施しているわけなんですけれども、非常に驚いたんですけれども、ほとんどいゝわゆる普通の利権的な要望じゃなくて、政策に対する要望が多かった。個人で上限二十万円の献金なんというの、逆にそうしたことに関心のある方がやはり献金されるのかな、そういう実感を持っておるんですけれども、今、よくこれからの再編の争点として集権分権とか、あるいは国権が国際協調とかいろいろな話があるんですけれども、こういうことはただ言葉として議論していても意味がないので、例えば分権というのを具体的な政策課題で突き詰めていく。そうすると、当然党内での分権、意思決定の分散とか、そういう問題にも突き当たってこざるを得ないと思ふんです。

この個人献金、その促進措置というのは党内で、党が一括して集めて、ただ個人に集めるという形じゃなくて、個人の政治家も資金団体という形で個人献金を受けられる形がやはり望ましいと思ひます。出す側としても、政党に出したり候補者に出したり、選べるということ、こういう面がある。使う側としても、使用道も比較的限制されずに自由に決めることができるということ、党内での分権に對してプラスが多いんじゃないかと思ひますけれども、それについての所見をお聞

かせいただきたいと思います。

○額賀議員 笹木先生、党内の分権という意味はどういうことでございませうか。

○笹木委員 党内での意思決定ですとか、個々の政治家の裁量度が広くなるということだと思ひております。

○額賀議員 私は、笹木先生のおっしゃるとおりだと思ひます。我々は憲法上に、国民から選挙された者で両院を構成する、それが我々国会議員である。その国会議員の代表者が、国会議員がそれぞれ主義主張、政策の一致する者がお互いに自主的に集まってきていくのが政党である。したがって、政党があつて政治家があるのではない。政治家があつて政党が起るわけでありま。それから、当然、まず第一番目の主体性は政治家が持っているわけでございます。したがって、個人献金であろうと、あるいは企業からの政治献金であろうと、あるいはまた政党助成であろうと、これが、政党が配るから政治家の主体性が損なわれるということとはあり得ないというふうに思ひております。

○笹木委員 自身は、活動している中でも有権者との直接な対話、これが非常に大事だということに考へております。政党の政策、あるいは政党中心、政策中心の選挙にしていくなために、有権者に対する普及というかPRあるいは啓蒙、こういった活動は個々の政治家に頼らざるを得ない面も非常にたくさんある。そういったコミュニケーションを大事にするために、個人の有権者と個々の政治家がお金の面でもつながりがやはり残された方がベターではないか、そういうふうに考へております。

第二点目の投票方式についてなんですけれども、一票制の提案についてのその理由、特に二票制の何が問題なのか、もう一度御確認させていただきたいと思ひます。

○保岡議員 たびたび我が党の提案者が申し上げているとおり、我々は、小選挙区を基本とする選挙制度ということで、衆議院の選挙の特性にかん

がみて、政権を選ぶ、政権政党を選ぶということに重点を置いてこの選挙制度を考えております。まあそういうことで、小選挙区というものと比例区というものは、二つの選挙区、二つの手続という考え方には立っておりません。いわば、家でいへば二つのうちを建てるというものでなく、二階建てを建てる。それでまあ、二階建ての場合ははしごで上らなければならぬわけですが、けれども、そのはしごとしては、比例区の一順位の候補者の当選を決める際に、小選挙区における惜敗率というんですか、そのことによって順位を、当選順位を決めます。また、この重複立候補を認めている。

この二つの特性をもつてして、小選挙区を補完する、必要最小限度、意見の多様性を認める制度として、小選挙区比例代表並立型とは言ひますけれども、小選挙区比例代表補完型と言ひますけれども、いい選挙制度を提案している、そういう意味で一票制をとっているというふうに理解していただければいいと思ひます。

○笹木委員 この小選挙区並立制ということのメリットを考えた場合なんですけれども、有権者の側に立って考えた場合に、候補者本人を選ぶ、政治家、議員本人を選ぶということ、政党を選ぶ、その二つの側面が、選ぶ側としてみれば、もし二票制であつたら非常に色濃くあると思ふんです。これはかなりメリットがあるんじゃないか。

先ほど答弁の中にお話ありましたけれども、政治家があつて政党がある、そういう面もありま。政党の大事な役割を考えますと、政策ですとか理念、これはやはり大事な一本の柱。もう一本は、どれほどの魅力のある、能力のある、質の高い候補者を、議員を抱えているか、これが二本目の柱。やはり政党というのはこの二本の柱が非常に大事で、実態としては、この二本の柱が同じレベルで、常にベターな形でそろっているとは言ひがたい。これが現状としてあると思ひます。

失礼な例ですけれども、例えば今回の政権交代、それまでの与党の自民党の政策、理念がもつ

と新しくなつてほしい、そういった要望もあったと思いますけれども、全員じゃないですけれども、候補者あるいは議員の体質でどうかというものが変わってほしい、こういった要望がもっと強くあつたんじゃないか、そう思うわけです。

それで、判断材料として、それが別々に結果として出てくる。例えば、Aという党を支持はするけれども、この候補者、まだ違反として挙がつてはいないけれども選挙活動でかなり問題がある、政治活動でもかなり問題がある、そういった場合の反対票として、小選挙区の投票ではその候補者に入れない、A党のその候補者に投票しない、しかし比例代表の部分ではAという政党に投票する、こういうようなことが有権者の側からすれば可能になる。それはクロスボーディングじゃないか、あるいは精神分裂症じゃないかという反論もあるようだけれども、実態がなかなか両方ともが同じようなレベルでそろってないことが多い。政党としてもそういった判断材料を常に、多様な判断材料をそろえてそれぞれを切磋琢磨していく、そういうことで非常に理想的なんじゃないか。

再編のスピードとかそういったことを考えると、一票制が若干速いんじゃないか、そういう議論もありますけれども、この並立制のメリットを有権者側から考えた場合に、実態として非常に二票制の方がメリットがあるんじゃないか、そう考えるわけですけれども、御意見を伺いたいと思います。

○保岡議員 連立与党政府案では、二票制になっていた、それから比例部分の区画が全国単位でなつていたりします。そういう制度は確かにいろんな多彩な価値観を選挙民が反映しやすい制度であるということは、制度の性質上言えると思うのです。

しかしながら、我々はやはり余りにも個人選挙に偏り過ぎ、利益誘導型、サビビス型の選挙というものが偏ってきたところに、今の政治全体に対していろいろ閉塞状態や病理的現象を生み出して

いる。そういうことから、思い切つてこれは新しい時代を切り開いていく。時代の大きな転換期に、先ほど来質疑に出てきた、細川総理も言っておられるように、いろんな改革を進めていく。そのことは迅速に、的確に行わなきゃならないということ、やはり政党本位、政策本位の選挙を実現しようということでありまして、我が党としては、できるだけ意見を集約した形で選挙民に基本的政策や、それから出てくるいろいろな時代に対応する政策を強く明確に打ち出して、そのことについてはしっかりと選挙民の支持を得て、そして先ほど申し上げたような、迅速的な政策遂行を実現していくようにしよう、そういう理念に基づいて、政党というのか政権政党というのか、選挙、そこに重点を置いた制度にしているということを御理解いただきたいと思ひます。

○笹木委員 時間がないのでこれで次の質問に入りたいと思ひますけれども、私としては、従来は、中選挙区制度のもとでは自民党も複数の候補者が出ていた、あるいは野党も複数の候補者が出ていた。ですから、このAという政党は支持するけれどもこの候補者はどうもという場合には、政党の中であるいは野党の間で、有権者にしてみれば他のところに移る、投票を移すことができた。今後は一騎打ち的な、与党と野党の一騎打ち的な選挙になるわけですから、今言った候補者に対する反感が、あるいは不支持がそのまま政権の選択になるわけです。

ですから、今言ったように、むしろ、先ほどからお話するように、政策とか理念というのはその条文が宙に浮いているんじゃないか、それが語れるか重要なわけでして、それが語れるか、そのことについても常に有権者の審判を諮る、別に諮る、そのことの重要性もいつも感じるわけです。

ですから二票制のメリットを私は感じるわけですが、もうお答えは結構ですけれども、次の質問に移らしていただきます。事前ボスターの規制について、自民党はこの規

制、提案されていますけれども、その理由、どのような考え方で提案されているか、お答えいただきたいと思ひます。

○保岡議員 選挙期間外に公職の候補者やあるいは後援団体が掲示するボスターをいわゆる事前ボスターというのだと思ひますが、これはベニヤ板で裏打ちされてないものに限りて現行法で許されているところでありまして、事前ボスターの掲示というものは一つの政治的表現だと思ひます。したがって、憲法上保障されているところの表現の自由に関するところであらうと思ひますけれども、しかし、こういう憲法上保障されている人権は、もちろん規制の目的が合理的であつたり、あるいは規制の方法、手段というものが必要最小限度に抑えられているというようなことであれば、これは制限ができるということは一般的に認められているところでございます。

そういった意味で、事前ボスターというのはとかく選挙直前になつて候補者が競つて駆け込み的にたくさんべたべたと張りまくる。そしてまた、それが非常に政治活動というんですか、選挙準備のための運動の経費の無用な増大につながっている、むだな増加につながっている、あるいは街の美観を著しく損ねるということがある。したがって、こういった法益を守るために規制をする。ただ、規制は、解散の日から選挙が終了するまでの任期満了選挙の場合は任期前一年の間、事前ボスターの掲示はできないという、そういうふうな規制を限っておりますので、必要最小限度の規制と言えらるのではないかと、我が党が提案している事前ボスターの規制については、規制目的が合理的で、かつ必要最小限度に抑えられているものとして提案をしているところでござい

ます。

○笹木委員 これも私の経験なんですけれども、約六年間政治活動という形で活動が続けてきたわけですが、で、そういった現職じゃない者から見ると、今の選挙法自体が新人に対して何もやるなど言っているように見えるような、非常に現職優位の

法律であることは、これはもうほとんど新規参入しようとする者が皆感じている実感だと思ひます。新規参入、新しく立候補したいと思ひ者にとつて、やはりいろんな手段は多い方がいい。どうしても現職優位になりがちなので、いろんな手段は残されている方がいい、率直にそう感じます。

それと、美観ですとかそういうことは、原則ちゃんとその家庭に許可をとって張る、裏打ちをしないということであれば、そんなに美観上の問題は

ない。

さらに、お金がかかるという話もありますけれども、例えば二万枚印刷して、これはことしの四月の私自身のデータですけれども、二万枚のボスターを印刷する、デザイン料も入れて八十万円。で、原則、支援者の近いところで、メインストリートに近いところに張っていたら、そういうことで、すべて合わせても百万円かかっておりません。それに比べて新聞広告、政治、政策についての集会というその新聞広告、これは、これも地元の七割のシェアを持つ新聞広告、一回で七十一万円かかっております。お金の面でいっても、新人候補にとつてそんなに高いお金にはついていない、ボスターがですけれども、これは、要は張り方、つくり方の問題で、節約して張っていこう、つくっていこうということであれば、決してそんなにお金がかかる道具ではない、そう考えます。

こういったこと、現職が非常に優位で、新聞の媒体、テレビの媒体に比べても非常に安く自分の政治活動を訴えることができるという面で、これは最低限残すべきだと思ひます。

時間がないので、最後の質問に移らせていただきますけれども、政党・政策本位の活発な競い合いということ、今後の選挙があるべきだと思ひますけれども、例えばテレビを使つてのデイベート、政党間のデイベート、こういったことをもつともっと積極的にやるお考えがあるのかどうか。さらに、先ほどからお話しているように、なるべくいろんな分野からの新人が政治に参入し

ていくことが望ましいと思うわけですが、そのために、定年制というのは私も反対で、例えば在職年数。定年制というのは、例えば経済界ですとか文化の分野で活動された方が四十代の後半あるいは五十代で政治に転出されようと思っても、定年制があるとなかなか転出されることが少なくないと思いますから、例えば在職年数で限る、あるいは資格試験的なことをやってみるべく新人の発掘をする、そういったお考えがあるのかどうか。これは連立与党の中でも当然議論をしないといけないことなんですけれども、自民党の提案者にお答えいただきたいと思えます。

○保岡議員 その事前ポスターの規制も含めて、新人が出にくくなるんじゃないかと、ちょっと懸念を持っての御質問でございしますけれども、事前ポスター、もう全面的禁止にしたわけじゃないので、駆け込み的な選挙の事前ポスターの掲示を禁止するというんですから、やはりイコールフッティングでみんな経費を削減できるということ、私たちが政治家も、先ほどの吉田さんのお話にもありましたけれども、できるだけ経費を削減していこうということで、これについては御理解をいただきたいと思えますし、また、新人の発掘ということ、これは個人で名前を売って、そして知名度を高めて支持者の理解を得ていくという今までの中選挙区の方と違いました。今度、今度党内で公認候補が決まってくる。したがって、あとの知名度を高めて、政策を普及宣伝するのは党が行うということ、ございしますから、今委員の御心配のような点は、党のあり方の問題になるんだと私は思います。

そういう意味で、政党は常に新陳代謝ということも必要ですから、そういうことを怠っていません、今度はその選挙区で、先ほどお話ししたように、立派な人、新人という新陳代謝という意味でも、新しい風、こういうものを常に政党が考えて候補者を選ばないと、これは政党が政権を失っていくことにつながりますので、そういった自己努力というのが強く働く緊張が小選挙区には大

きな特色として生まれてくるという、そういった意味で、各政党の新人発掘の努力は、選挙民の期待にこたえ得る制度になっていると私たちは考えております。

また、定年制についても、これは各政党でやはり考える問題ではないかと思えます。

○額賀議員 先ほどの答弁につきまして、平成三年度ベースで全体の政治献金が一千億円余りと言ったのは、一千九百億円余りでございしますから、訂正いたします。

○徳木委員 どうもありがとうございます。

○石井委員長 それでは最後に、正森成二君。

○正森委員 きょうは自民党提案に対する質問でございしますので、主として自民党の提案者に対して質問をさせていただきます。

まず第一に、ことしの四月、五月に行われました議論でも、また今回でも、中選挙区制の制度疲労論ということが言われておりますが、ごく簡潔で結構ですが、制度疲労という中身と、それがいつから始まったかについて答えください。

○保岡議員 一口にちよっとお答えもしくいとは思いますが、一つは、利益誘導型、個人型選挙というものが、やはりこれからの時代を展開していく上で、国のあり方とカトリックとしての国民のいろいろな生活や民生の安定向上のために実行していかなくてはならない政策というものを、もともととはつきりと国民に訴えて、そういった意味で確実、的確、迅速にそういう政策が行われるようにしなさいやならないという問題を一つどうしても乗り越えなさいやならないという意味で、中選挙区制度はそこ問題があるということ。

それからまた、一つは、政権の政党が固定化されて、与野党が固定化されるという中からいろいろな意味での競争原理が働かなくなると、そういう、何となく永田町中心の政治になったり、あるいは国会で論議が行われにくくなったり、そういった緊張のない状態から政治的な腐敗も生じやすくなっているんじゃないだろうかということや、また、いろいろな政治とお金の関係でも、中選

挙区は同士打ちというのがありますので、本来の政治活動経費以外の経費がかかって、それが大きくなって不祥事に結びついているという、そういった意味で根本から政治を改革していこうというので、中選挙区にさよならをして、新しい制度のもとで新しい政党政治を確立して、政治を蘇生させていきたいということだろうと思えます。

○正森委員 私がいつから疲労が始まったんですかということも聞いたんですが、今の答弁を聞いておきますと、中選挙区制というのは、疲労じやなしに初めからそういう欠点を持っておったというように聞こえるんですが、それじゃいつから疲労が始まったんですか。

○保岡議員 これはまあいつからといってもなかなか答えにくいんですが、先生がおっしゃるように、やはり制度そのものに欠陥があるというよりか、そういうプラス・マイナスというのがどの選挙制度にもあって、そのマイナスの要素がプラスの要素と一つになって、ある政治の構造ができ上がってしまった。

それはいつからかと言われてもあれですけども、だんだん日本の戦後の政治が安定し始めるころ、そうですね、高度成長が一段落して、ある程度経済が豊かになって安定し始めた昭和五十年前後あたりから、少しやほりという疲労が強く出てきて、不祥事が重なるようになってきた。そこに自由民主党、我が党も強い反省を持ってこの制度改革に取り組んだということだと思えます。

○正森委員 今一応お答えがあったんですが、そういうのを聞いてみると、制度が疲労して治癒したい、なかなか元氣にならないということだろうと思うんですが、しかし、おたくの党の幹部と申し上げてもいいと思うんですが、それと全く違うことを最近も言っておられますね。

ここに資料を持ってまいりましたが、九月の二十五日の午後、東京の新宿区内で開かれた新聞労連主催の「政治報道」を考える討論会というものがあつたんです。そこに、おたくの党を代表され

たんだと思いますが、自民党の加藤純一元官房長官が出られた。それでその方が、「小選挙区制へ選挙」制度を正さなければならぬという主張は論理的に全部崩れてしまっているのに、新聞社は（報道姿勢を直していい）と述べ、発言の中で「政治改革にたいする」国民の意識は（選挙制度よりもカネのことを何とかして欲しいという気持ち）が強い。こう述べて、「金権腐敗政治一掃へ」具体的な政治の対応を求めている。こういうことを指摘した上で、「小選挙区制導入の根拠として主張されてきた①カネがからなくなる②選挙が政党本位の政策対決になる③政権交代ができる」こう言われてきたことについて「われわれの間では、次の総選挙は自民党と新生党の対決となり、日本列島全体が二人区で金権選挙の象徴だった」総選挙選挙区となるだろうといわれている。思い当たることがあるでしょう。「政策対決の選挙」というが自民党と連立与党の政策で新しい対決するところがあるか、対決点を無理やり探し求めなければならぬ。それはそうですね、政策継承すると言っているし、ついこの間まで机並べて一緒にやってきた人ですからね。「政権交代は（現行中選挙区制でも）現実には起きてしまっている。」だから細川内閣ができたわけです。「小選挙区制導入の（二つの）前提は全部崩れた。」こういうようにそこで言うておられるんですね。これは我が党の赤旗の記者が入っております。これは我が党のき、メモもとりましたから非常に正確なものであります。

「論議が崩れたにもかかわらず新聞報道が依然として小選挙区比例代表並立制の導入をうながす報道姿勢を続けている点に触れた加藤氏は、「小選挙区制導入を諮問した」政府の第八次選挙制度審議会に新聞社各社幹部がメンバーとして入ったため（記者も社全体としても小選挙区制批判記事を書けなくなった。）」という意味のことを言ひまして、「小選挙区制肯定報道へ走った」テレビの流れに負けている。テレビが走ってから（新聞は小選挙区制が論理的におかしいことが分かって

も流れを止められないでいる。太平洋戦争へ突っ込んでいったときと何が違うか」こういって言うておられるんです。これは非常に当たったところだと思ふんですね。

そうしたら、あるマスコミの論説委員が反論したんですね。それにさらに反論して、「世論調査では政治改革で選挙制度を変えろというののは二〇%、腐敗防止をしつかりやれというののが六〇%近い。何度調査してもそういうデータが出ているのに国民には選挙制度(改革)の意味なんかわからないのだ、というのはメディアの国民にたいするせん越だ。選挙にもっとも近い場で(金権腐敗政治)の実態をわかっているのが国民だ。メディアの目よりも一般市民はその実態を知っているから(政治改革は選挙)制度論の話ではない」といっている。こう言っているんですね。

また公費助成問題については、「(政治献金は)本来、個人献金でいこうということなのだが、公費(助成)でみんなでごまかしちゃおうということだ」こういうふうに言うておられるんですね。だから、私は、言いましたら、何か加藤さんが変わりたいなら不規則発言がありました、しかし、宮澤内閣の官房長官をしてもらったことでもありますし、幹部であることは間違いないんですね。

これは決して加藤さんだけが言っていることじゃないんですよ。ついこの間、十月十九日に今東京で葛飾区議の選挙が行われております。一千万も行ったと言いつながら自分は辞職しない、議會を逆に解散したとんでもない区長であります、その選挙が行われて、二十四日が投票日です。そこで我が党の議員も争っております。

そうしたら、その葛飾の新生党のある候補が十月十九日、後援会の皆さんから、自民党と新生党とどこが違うのかと質問を受けたが、私もわからない、新生党もよく聞いておいてほしいんですね、こう言うておられるんですよ。だから、どこかわからないものが政党本位の選挙をやる言うたつて、そんなことはできるわけがないというように

思ふわけがあります。

そこで、せっかく保岡さんが来ておられるので伺いたいと思いますが、あなたは十三日の衆議院本会議で、「一議席をめざして、食うか食われるかの死闘を演じてきた」、もう実に身につまされて聞きましたよ。そして、「金権選挙の責任を否定するつもりはない。こんな異常な選挙をやるくらいなら、政治家なんかやめてしまおうという思いに駆られるほどの地獄を見たことも事実」、これは私がもうちゃんと自分の耳で聞いたんですね。

そこで保岡さんに質問兼ただしたいと思ふんですが、自民党案をここで答弁して弁護したりするより、自分の選挙区の、もう政治家やめようと思つた内容をここでしゃべってください。その方が政治改革にとってよほど貢献すると思ふんですが、いかがですか。

○保岡議員 奄美の選挙のいろいろ問題は、私が本会議で言つたように、本當にいろいろ経験でございしました。

しかし、私はそれは、全国が中選挙区で行われておりまして、その中で小選挙区のルールも、小選挙区で当然求められる政治の姿も何もないのに、一人区をたつた一つ例外として置かれていて、そのことが、一人区の中選挙区型選挙であつて、小選挙区制ではないと言つてまいりました。それは中選挙区の弊害が、小選挙区のルールやきつとした政党のあり方というものがなく状態で行われまして、一議席を争うまさに食うか食われるかの中選挙区の弊害が極端にあらわれる選挙区として存在しているんだ。

だから私は、日本の今の政治を変えていくためには、やはり政権をきつと政策本位で選んで、そして思い切つて国の未来を開いていく政治が必要だという認識に立つて、全国が小選挙区になつて、ルールやきつとした小選挙区のあり方がそこに実現すれば奄美も救われる。そういう厳しい経験から、本當に奄美の実情を克服するためにこそ小選挙区制度を、また、日本のために実現し

たいという信念で頑張つてまいりました。

○正森委員 おつしやることはいいいのですが、中選挙区制の食うか食われるかが奄美にも持ち込まれたという意味のことを言われましたが、食うか食われるかは、小選挙区が全部になった方が全部について食うか食われるかになるのですよ。現におたくの党の加藤さんはそういうことを言っているし、これまで我が国に二遍、小選挙区制が導入されましたが、その提案理由で、内務省だとかいろいろなところがそういう意味のことを言っていることは公知の事実なんです。

しかし、それはまた次に質問することにいたします。津島さんが見えになりましたから、企業献金の問題について聞かせていただきたいというふうに思ふます。津島さん、御苦労さんでございします。

私は、あなたと、四月の二十三日だったと記憶しておりますが、一九〇七年のアメリカのティルマン法、そういうものの内容も引用いたしました。アメリカの企業献金禁止の問題についてお話をさせていただいたことを記憶しております。そのときに津島さんも非常に真摯にお答えをいただきましたが、きょうはなるべく、もっとも法律論もありますから全く重複しないということではできませんが、なるべく重複しないようにあなたに伺つていきたいというふうに思つております。

そこで伺いたいのですが、一九〇七年にティルマン法ができた、そのいわれから少しお話し合ひをさせていただきますかと思ふます。

それは、一八九六年と一九〇〇年の二度の大統領選挙で、共和党の候補者のマッキンレーが企業に多額の献金を割り当てて金権選挙を引き起こし、それが非常に批判を受けたのです。その次に、一九〇四年の大統領選挙で、テオドル・ルーズベルトだったかなと思ふますが、有名なルーズベルトのお父さんですか、そのお父さんが選挙をやつたのですが、それが非常に非常に金権選挙だということで民主党候補から非常に強い批判を受けました。そこで、これを何とかしなきゃいかぬ

というので大統領が法案を提出したのですが、それに満足しないので、議会が企業献金を全面的に禁止する法律をつくつたというのが一九〇七年のティルマン法制定のいわれなんです。

ところが、このティルマン法というのは、お金は規制したけれども、労力で、日本でもよく言われるように秘書を派遣するとかあるいは物品、そういうもので後援するというのを、やつておりませんでしたので、さらに物品やサービスの提供を禁止する、そういう法律を一九二五年につくりました。

これは有名なティルマン・ドーム事件というのがありまして、政府が所有し、海軍用に蓄えられている石油資源の民間石油会社への貸与をめぐつて、当時のハーディング共和党政権の中樞を巻き込む大規模な汚職事件が発生して、内務長官が収賄容疑で起訴されるということが起こりましたので、さらにそれを拡大するということをやりましたことは御承知のとおりだと思ふわけであり

ます。その後、いろいろいきさつがありました、詳しいことは途中省略しますが、一九四七年に、私たちは弁護士として習いましたが、タフト・ハートレー法というのができまして、企業が大統領の予備選挙や党大会に対して寄附をするということ禁止する。それだけではつり合いがとれないというので、労働組合の企業献金もこのとき初めて禁止するということをやりました。

それからさらに進みまして、有名なニクソン大統領のウォーターゲート事件が起こりました。そこで、七一年の連邦選挙運動法をさらに一九七四年に改正いたしました。これに対して七六年に、津島さんがお好きでしばしば引用されるパークリー判決というのが、合憲の部分と違憲の部分があるという判決がアメリカの連邦裁判所が出ました。それに対して、これを受けまして一九七六年に改正されたのが今のアメリカの大体の基本法になつておられるわけであり

かといひますと、まず、企業、労組の献金は禁止する。個人や政治団体による寄附は量的制限を行う。候補者や政治団体の寄附受領を制限する。候補者や政治団体の選挙資金の収支に関する厳格な報告開示制度を行う。それから大統領選挙への一定の公費補助制度。しかし、公費補助をもちろんと選挙運動の支出制限が課せられて、公費をもらわないときにはほかから集めて相当金を使うということができなくなるといふ制限を持っているという内容になっているわけであります。これは津島さんもよく御承知のことだと思います。

そこで、そういうような体系のもとで、企業献金が原則として許されず違法である、罰則によって処罰されるというところに連邦規模ではなっているわけですが、そういうもとで違反が行われた場合、罰則はおおむねどうなっているかという点について提案者に伺います。

○津島議員 大変細かく御勉強になって、今おっしゃった範囲内のことについては異論はありません。

ただ問題は、今世紀に入ってから今のような立法の努力がいろいろ行われて、主として連邦レベルの選挙、政治活動に係る規制をどうしたらいいかという議論をやっている中で、基本的に二つの争点が法的に残ってきたと思うのです。一つは、憲法の集会、結社、政治活動の自由との関係、それからもう一つは、州と連邦の間の権限の調整、これがずうっと議論の材料になってきて、私は好きで言っているわけじゃなくて、このことについて最終的に真つ向から判示をしたのがあのバックレー判決ということになっているんですね。

それで、それを受けて一九七六年に改めて改正法をつくった。その結果として、やれることとやれないことははっきりしているんですね。やれることというのは、連邦レベルのオフィサー、つまり連邦の選挙管理委員会、アメリカでは選挙管理委員会自身が訴追をいたしますから、だから、連邦の選挙管理委員会で扱っている権限の範囲内の

ものについては一定の規制をすることが連邦法でできる。逆に言うと、州法の段階のことは、これは州でやらざるを得ない。これが一つの重要なポイントでありまして、州の方は過半数の州が政治献金、企業献金を認めているというのが事実なんであります。

それからもう一つの争点は、何ができるかというところでありますけれども、それは、例えば政治家が本人の資金を集める、集めるというのではなくて自分が提出をしてやる、これについては制限をしてはならない。それから、一定の範囲内の親族の資金についても、これはもう憲法上制限できない。大きな穴があいておるわけですね。

その辺のことを申し上げた上で、今正森さんの言われたことについて、私は異論がございません。

なお、罰則がどうなっているかというのは、ちょっと私ここに持っておりますけれども、突然のあれですから、正確にはお答えを避けさせていただきます。

○正森委員 政府として提案している場合には、それは細かいことを知っている官僚がついておられるでしょうけれども、政治家ですから結構です。

私から申し上げますと、今もお話がいろいろございまして、ソフトマネーのことなんかもお話しになりましたし、申しませんが、私が質問した罰則が幾らになるかという点でいいますと、例えばどうかと思いますが、この間金丸信氏の事件が起った。五億円ももらった、その五億円を数十名の同志に配った、そして自分自身は、政治資金の規正法に基づく届け出をしていなかったというところになりますと、アメリカではこれは三罪になるんですね。まず第一に、もらったということで一罪、それから届け出をしていなかったということで一罪、それから同志に違法な金を配ったということで一罪。金丸氏については三罪が成立します。で、今はどこの党に属しておられるかわかりませんが、もらわれた数十名は一罪が成立すると

いうことになります。

そして罰則はどうかといえ、五億円ももらった場合には、その三倍までの罰金が科せられる。したがって、十五億円です。それが、あるいは禁錮一年、またはこれを併科されるということですね。そうすると、金丸信氏の場合は三つ、三罪が成立しますから、四十五億円以下の罰金、もしくは三年以下の禁錮、これが併科されるというのが一番重い罪になります。

こうなると、金丸氏はたった二十万円の罰金であるというところで、逮捕はもちろんあのときにはされなかったし、そして事情聴取もされないで上申書で済んだというところになるのですが、アメリカの場合だったら、四十五億円以下の罰金か三年以下の禁錮という重罪ですから、もちろんそんなことでは済むはずがないということで、アメリカでは、政治献金を違法にもらった場合には絶対にもうからないというようになっているのです。

ですから、そういう点では私どもは非常に日本の法制度というのには問題がある、こう思っております。

そこで、後でまた、時間がちょっとしかありませんし、きょうは委員長がよそへ出かけられるそうなので……(発言する者あり)ああ、今は消しておいてもらっても結構です。今の、いや、だから早く終わると言っているのですよ。

それで、アメリカでなぜ厳しい制度が導入されたか、こういうふうにいいますと、第一は、企業献金は腐敗行為と結びつきやすい。バックリー判決では、候補者への多額寄附は見返りを期待してなされるため腐敗と結びつきやすい、それを制限する正当な利益が認められる、こう言って、その部分は合意にしているのです。そして、見返りを期待してなされる多額の献金は、公職者の腐敗行為を招き、統治の適法性を疑わしいものにするというところがアメリカの判例の考え方なんです。余り金をもらって、それでいろいろ行政をやったというところになると、統治の適法性を疑わしいものにする。

それから、これはアメリカの考えなんです、金力を背景に政治的言論の市場に参入し、言論の市場を支配し、政治に対して不当に強大な影響力を持つこと自体が、見返りを期待した献金もたらす政治腐敗とは異なるが、別の種類の腐敗であると考えられる、こういうことを言っている。つまり、アメリカは言論でも、言論の市場でそこに余り金を出して、そしてビラを配ったり何やらしたり、あるいはいろいろな行為をやるといふことは、言論市場を買い占める、それに企業が金を出すとすることは許されないというふうな理由になっっているのです。

第二番目には、企業献金は政治的平等を侵害する。で、バックリー最高裁判決では、政治的平等を確保する見地から寄附制限は合理的で必要な制限であると判断されましたが、この趣旨は、企業献金禁止の理由にもつながっているわけであります。

第三の理由は、企業の構成員、つまり株主、社員、従業員の政治的自由、特に少数意見を持つ構成員の思想、信条の自由、その政治的自由を侵害することになる、こう言うのです。アメリカは、なぜかという、企業がその企業会計の中から特定の政治勢力に政治献金することは、そのような政治的主張に同調しない反対意見を持つ企業構成員の思想、信条の自由、その政治的自由を侵害することになる。個人の思想、言論の自由、政治的自由を、他の人権よりも重いものとみなし、強い保障を与えるアメリカでは、この点を非常に重視している。

つまり、企業が金を稼ぐ、そしてそれは株主に入る、株主の中にはいろいろな思想の人がおるんだ、それなのに企業経営者が自由民主党にだけ献金する。従業員の中にもいろいろな政治的意見の人がいる、ところがその従業員を無視して、自由民主党でなくともほかの党でもよろしいが、献金をするということは、それらの人々の政治的自由を侵害する。しかも、これらの金は本来は株主に還元されるべきものだというのが考え方であり

ます。

そこで、時間の関係もございましてので申し上げますが、こういうことで、企業献金というかお金の問題は、アメリカでも非常にシリアスな問題になっていくわけですね。

ところが、私が入手いたしました九月二十三日の朝鮮日報、これはもちろん韓国語で書かれておりますので、日本語に国際部の人に頼んで翻訳してもらったのですが、そこに、小沢一郎新生党代表幹事とのインタビュウがあります。そのインタビュウの中で小沢一郎氏は、問い、最近進められている日本の政治改革、政治改革の最終目標は何ですか、韓国の経験としては小選挙区制が政治資金の需要を減らすことはできないのですが、こういう質問に対して、日本の立場からは政治資金がどのくらいかかるのかの問題は、むしろ枝葉末節的な論議です、無論国によって異なるけれども、最近の日本にとって最もよい政治改革は選挙制度改革です、中選挙区制というものが戦後体制を維持してきた重要要素であるから、これを変えようというのです、すなわち、長らく自民党一党政権の状況から二大政党制というか政権交代が可能な体制を確立しようというもののなのです、こう言っているのです。

つまり、小沢氏は、政治資金の問題とか、どれくらい金がかかるかなんというのとは枝葉末節の問題だと言っているのです。ここに、今政府が案を出しているその案の考え方の、有力な提出党の幹部である人の考えがあらわれていると思うのですね。

私は、自民党の案もそれに共通するものがあるんではないかと。そうでなければ、加藤紘一さんが言っているように、国民の大部分が望んでいるのは政治腐敗の掃蕩である、制度の改変なんというようなことは望んでいないんだとみずから言っておられるようなことと余りにもかけ離れた企業献金の問題等々の提案ではないかというように思うのですが、ちょうど時間が参りましたので、御答弁をいただいで、私の質問を終わらせて

いただきます。

○津島議員　まとめて御答弁をいたします。最初に、アメリカの法制上、例えば裏献金五億円がある大変厳しいことになると、それはそのとおりであります。昨年の緊急は正、我が国における、本院における緊急は正と、私もあるいは政府側の提出しております法律、法案が成立したときにどうなるかといえます、五億の裏献金を仮にいたしますと、献金自体が罰則の対象になる、受けた方も罰則の対象になる、禁錮刑を含めた罰則の対象になる。配られた方も、それを受けた罰則の対象になります上に、五億円は没収でございます。私は、アメリカに負けず劣らず厳しい法制が今でき上がりつつあるということを申し上げたいわけがあります。

その次に、正森委員がずっとお話しになったのは、最高裁判決等の重要な部分をおっしゃって、おつて、真理の一面でありますけれども、大事な点は、何ができないかということも判示してありますね。その中に、委員御承知の、いわゆるインディペンデントファンド、つまり独立して、例えば企業が独立して資金を集めて、みずからの政治目的を達成するために行動をする、あるいはお金を使う、政治活動をする、これは憲法上絶対に抑えられないという判示があるのです。これが実はアメリカのこの法制度の基本でございまして、このことを抜きにして考えますと、企業が金を使って政治に入ることを一切アメリカは禁止をしているという間違った結論に達してしまふ。これはぜひ御理解をいただきたい。

そこで、要するに、節度なんです。ですから、私どもは申し上げているのは、政治献金についてもお互いに節度を持ってやれる制度をこの際打ち立てようじゃないか、それから企業側も、先ほどおっしゃったように、株主等々の立場もございましてから企業側のモラルに反したような金の使い方はやめようではないか、その点は委員と一緒にございます。

○正森委員　申しわけありませんが、三十秒で

す。

今言われた中で、企業が金を集めると言われましたが、PACのことを言うておられると思うのですが、あるいは独立支出、違うのですよ。企業が金を集めるけれども、集める相手は株主あるいは従業員や幹部、その家族からだけ集められるのであって、企業が自分の金を出すということは禁じられているのですよ。ですから、その点について議論したいと思いますが、時間が参っておりますので終わらせていただきます。

○石井委員長　次回は、来る十月二十五日月曜日正午理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十分散会

平成五年十月二十九日印刷

平成五年十一月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局